

長野市一般廃棄物処理基本計画

(素々案)

〔
ごみ処理基本計画
食品ロス削減推進計画
生活排水処理基本計画
〕

令和 年 月

長野市

目次

第 1 部 総論	1
第 1 章 基本的事項	2
1 計画策定の法的根拠	2
2 計画の構成	2
3 計画の位置づけ	3
4 適用範囲	3
(1) 対象地域	3
(2) 対象となる廃棄物	3
5 計画期間	4
6 計画の見直し	4
第 2 章 長野市の概況	5
1 位置・沿革	5
2 人口・産業	5
(1) 人口動態	5
(2) 産業の動向	7
第 3 章 上位計画	12
1 国の計画	12
(1) 循環型社会形成推進基本計画	12
(2) 廃棄物処理法基本方針	12
(3) 食品ロス削減推進基本方針	12
2 県の計画	13
(1) 長野県循環型社会づくり推進計画	13
3 市の計画	13
(1) 長野市総合計画	13
(2) 長野市環境基本計画	13
第 2 部 ごみ処理基本計画 食品ロス削減推進計画	14
第 1 章 ごみの現状と課題	15
1 ごみの種類と処理体制	15
(1) 家庭ごみ	15
(2) 事業ごみ	20

(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法	20
(4) ごみ処理施設の管理運営体制	21
(5) ごみ処理経費・原価	26
2 ごみ減量に関する取組	28
(1) ごみ処理手数料有料制度	28
(2) 組成調査	32
(3) 市民アンケート調査	34
(4) ごみ減量に関する補助制度	37
(5) ごみ減量に関する啓発事業	39
(6) 食品ロス削減に関する取組	42
(7) 事業系ごみ減量に関する取組	43
3 前計画及び上位計画に対する評価	45
(1) 前計画に対する現在の実績と達成状況	45
(2) 国の計画に対する現在の実績と達成状況	49
4 ごみの現状と将来予測	50
(1) ごみ排出の把握方法	50
(2) リサイクル率の出し方	50
(3) 予測値の出し方	50
(4) 家庭系ごみ	51
(5) 生活系資源物	52
(6) 事業系ごみ	53
(7) ごみ（一般廃棄物）	54
(8) ごみ焼却処理量	55
(9) 最終処分量	56
(10) リサイクル率	57
(11) 食品ロス	58
5 ごみ処理や取組に関する課題	59
(1) ごみ処理に関する課題	59
(2) 適正排出に関する課題	62
(3) 処分に関する課題	63
第2章 計画の枠組み	64
1 基本理念・役割分担	64
(1) 基本理念	64
(2) 各主体の役割分担	65

2	基本方針.....	69
(1)	4 Rの推進に関する事項.....	69
(2)	収集運搬に関する事項.....	73
(3)	中間処理に関する事項.....	74
(4)	最終処分に関する事項.....	76
(5)	災害廃棄物対策に関する事項	76
(6)	計画推進に関する事項.....	77
3	収集運搬・中間処理・最終処分の体制	78
(1)	収集運搬計画	78
(2)	中間処理計画（再生利用を含む）	80
(3)	最終処分計画	83
(4)	ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項	83
4	数値目標.....	84
(1)	ごみ排出量	84
(2)	1人1日当たりのごみ排出量	85
(3)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	86
(4)	家庭系食品ロス排出量（推計値）	87
(5)	1人1日当たりのごみ焼却処理量	88
(6)	最終処分量	89

第3部 生活排水処理基本計画 90

第1章 現状と課題..... 91

1	生活排水処理の現状	91
(1)	長野市の水環境.....	91
(2)	生活排水処理の現状	91
(3)	生活排水処理率の推移.....	93
(4)	生活排水の処理主体	93
(5)	生活排水の処理体系	94
2	生活排水処理の課題	95
(1)	公共下水道などの整備率と利用促進	95
(2)	合併処理浄化槽等の適正な管理.....	95
(3)	し尿収集運搬体制の維持	95
(4)	し尿処理施設の運営	95

第2章 生活排水処理基本計画 96

1	基本的な考え方.....	96
(1)	基本理念.....	96
(2)	基本方針.....	96
(3)	上位計画との整合性.....	97
2	処理量の見込み.....	98
(1)	生活排水処理形態別人口の見込み.....	98
(2)	し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み.....	99
3	市民の取組の指針及び市の施策.....	100
(1)	市民の取組の指針.....	100
(2)	市の施策.....	100

第 1 部 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の法的根拠

「一般廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により策定を義務付けられている計画です。

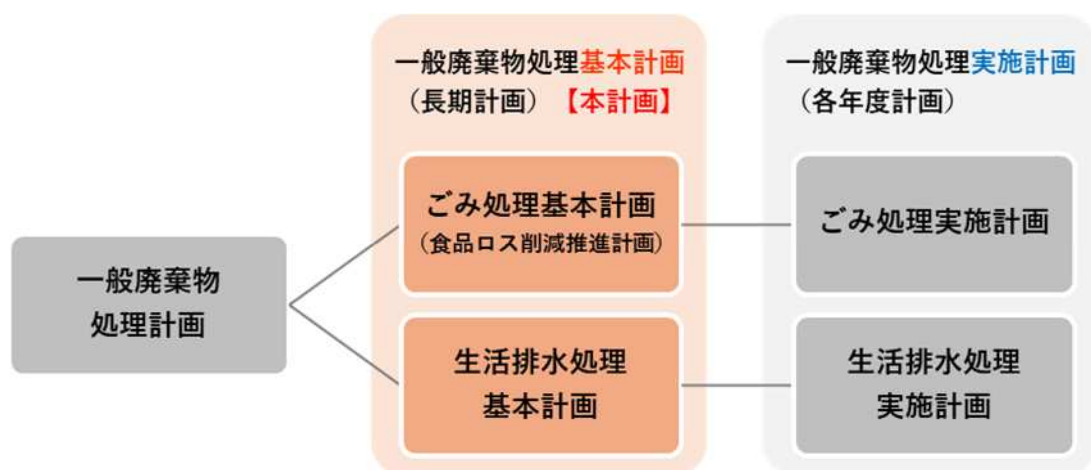
本市では、令和4（2022）年4月に令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を目指して、ごみの減量や食品ロス削減の推進に係る様々な施策に取り組んできました。

本計画は、前計画が令和9（2027）年3月末に満了を迎えることから、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間の計画を新たに策定するものです。

2 計画の構成

本計画は、「廃棄物処理法施行規則」第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、ごみに関する「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する「生活排水処理基本計画」から構成されます。また、ごみ処理基本計画の中に食品ロスに関する「食品ロス削減推進計画」を位置づけています。

なお、本計画を実施するうえで必要な各年度の事業に関する「一般廃棄物処理実施計画」は年度ごとに定めます。



参考：環境省「ごみ処理基本計画策定指針」

図1-1 一般廃棄物処理計画の構成

3 計画の位置づけ

本計画は、令和9(2027)年度施行の「第6次長野市総合計画」及び「第4次長野市環境基本計画」の基本理念や基本方針を具現化するための個別計画に位置します。上位計画及び、その他関係する各計画との整合性を図ります。

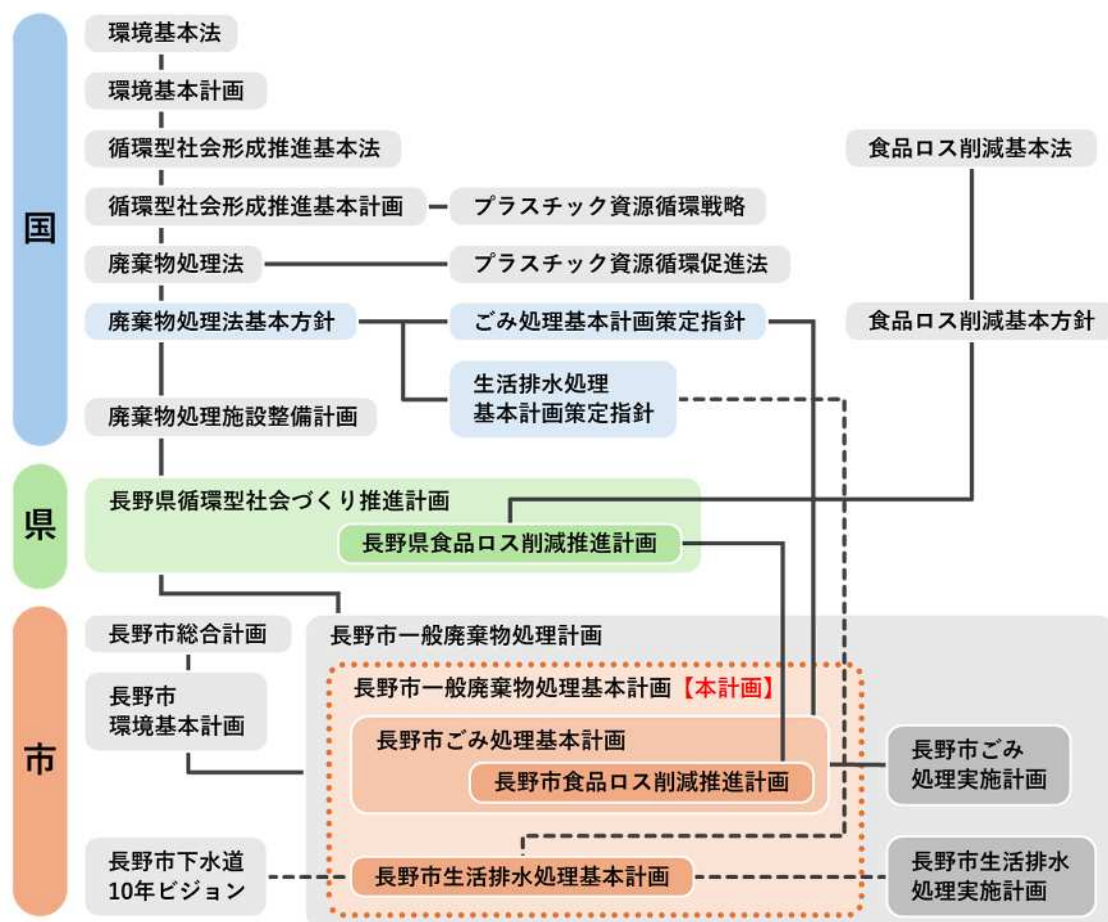


図1-2 他の計画との関係

4 適用範囲

本計画は、本市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であることから、対象地域及び対象となる廃棄物を次のように定めます。

(1) 対象地域

長野市内全域

(2) 対象となる廃棄物

対象地域内で発生するすべての一般廃棄物（食品ロスを含む）

5 計画期間

本計画は、「第6次長野市総合計画」及び「第4次長野市環境基本計画」の計画期間と合わせるため、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間を計画期間とします。

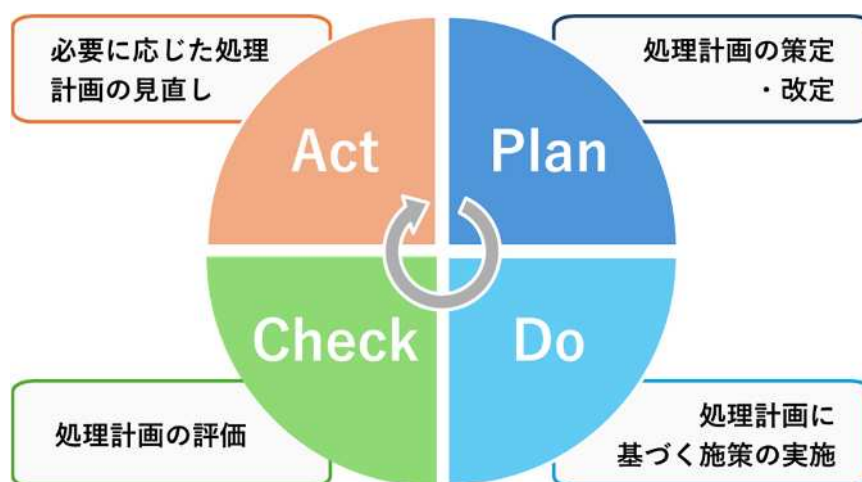


図1-3 計画期間のイメージ

6 計画の見直し

本市は、本計画で示した指標（数値目標）の達成状況を評価し、結果を踏まえて5年後に新たな基本計画を策定します。

また、社会情勢や制度改正など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適時対応するための見直しを行います。



参考：環境省「ごみ処理基本計画策定指針」

図1-4 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

第2章 長野市の概況

1 位置・沿革

本市は長野県の北部に位置し、古くから善光寺の門前町として栄え、明治30(1897)年に市制を施行して以来、地域の政治・経済の要として発展してきました。

平成 10(1998)年にはオリンピック・パラリンピック冬季競技大会、平成 17(2005)年にはスペシャルオリンピックスを開催しており、世界的な知名度を有しています。

平成 17(2005)年と平成 22(2010)年の合併による市域の拡大に伴い、地域の住民ニーズや特性に配慮した施策が求められた中、地域住民との協同による取組を行うことで、地域の実態に即したまちづくりを進めるとともに、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民主体のまちづくりを積極的に支援していく都市内分権を進めています。

2 人口・産業

(1) 人口動態

ア 人口と世帯数

令和 7 (2025)年 10 月 1 日時点の本市の総人口は 358,783 人で、そのうち男性が 174,943 人、女性が 183,840 人となっています。前年と比較すると、男性 1,341 人、女性 1,502 人、総人口にして 2,843 人減少しました。

一方、世帯数は 833 世帯増加し、世帯人数（世帯あたりの人員数）は 2.16 人/世帯となりました。

表 1 - 1 人口と世帯数（各年 10 月 1 日時点）

年	総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)	世帯人数 (人/世帯)
令和 3 (2021)	370,478	180,278	190,200	834.81	443.79	163,334	2.27
令和 4 (2022)	367,902	179,092	188,810	834.81	440.70	164,123	2.24
令和 5 (2023)	364,712	177,690	187,022	834.81	436.88	164,722	2.21
令和 6 (2024)	361,626	176,284	185,342	834.81	433.18	165,233	2.19
令和 7 (2025)	358,783	174,943	183,840	834.81	429.78	166,066	2.16

資料：長野県「毎月人口移動調査」、長野市企画課「長野市町別人口及び世帯数」

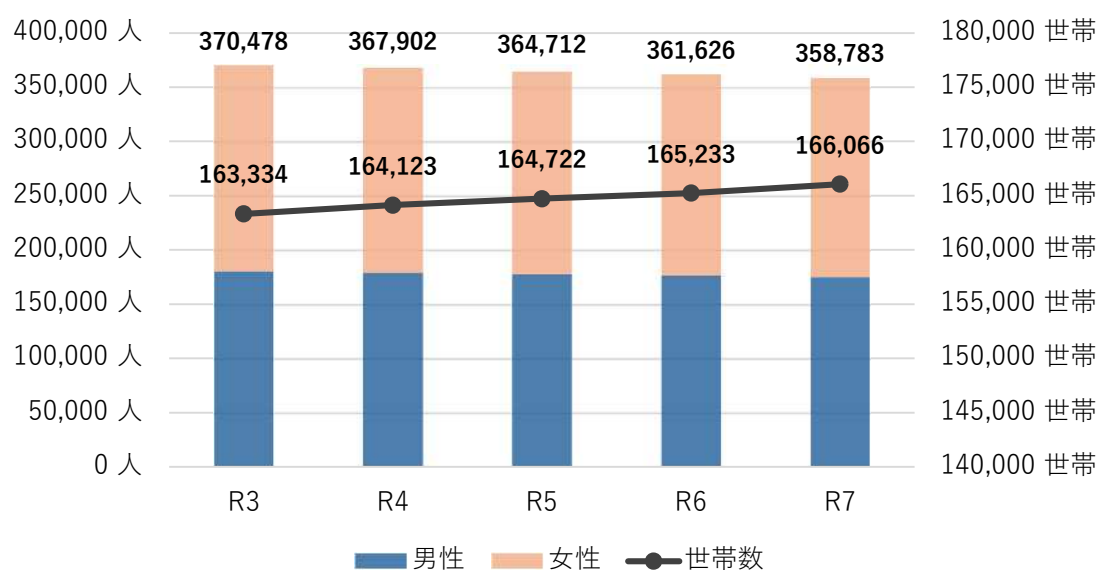


図 1 - 5 人口と世帯数の推移（各年 10 月 1 日時点）

イ 年齢構成（年齢 3 区分別人口）

令和 7 (2025) 年 10 月 1 日時点の本市の年齢 3 区分別人口は、15 歳未満が 37,774 人、15 歳から 64 歳までが 192,720 人、65 歳以上が 108,439 人となりました。

前年と比較すると、15 歳未満は 1,175 人、15 歳から 64 歳までは 1,495 人、65 歳以上は 173 人減少しました。

15 歳未満の人口割合が減少し、65 歳以上の人口割合が増加する、いわゆる少子高齢が進んでいます。

表 1 - 2 年齢 3 区分別人口と構成比（各年 10 月 1 日時点）

年	15 歳未満（構成比）	15～64 歳（構成比）	65 歳以上（構成比）
令和 3 (2021)	42,015 人 (12.0%)	199,737 人 (57.0%)	108,876 人 (31.1%)
令和 4 (2022)	41,094 人 (11.8%)	198,071 人 (56.9%)	108,887 人 (31.3%)
令和 5 (2023)	39,977 人 (11.6%)	196,141 人 (56.9%)	108,744 人 (31.5%)
令和 6 (2024)	38,949 人 (11.4%)	194,215 人 (56.8%)	108,612 人 (31.8%)
令和 7 (2025)	37,774 人 (11.1%)	192,720 人 (56.9%)	108,439 人 (32.0%)

資料：長野県「毎月人口移動調査」

(2) 産業の動向

ア 地区別事業所数及び従業者数

令和3(2021)年6月1日現在、市内には17,811の「民営事業所」(以下「事業所」という。)があります。従業者は184,932人で、そのうち男性が100,946人、女性が82,912人です。

表1-3 地区別の事業所数、従業者数

地区	事業所数	従業者数 (男女不詳を含む)		
			男性	女性
第一地区	326 事業所	1,752 人	902 人	850 人
第二地区	665 事業所	5,853 人	3,030 人	2,812 人
第三地区	1,740 事業所	15,738 人	7,564 人	7,981 人
第四地区	617 事業所	6,723 人	3,435 人	3,261 人
第五地区	1,031 事業所	14,939 人	8,060 人	6,867 人
芹田地区	1,924 事業所	23,808 人	13,065 人	10,604 人
古牧地区	1,474 事業所	14,412 人	8,176 人	6,127 人
三輪地区	437 事業所	3,238 人	1,420 人	1,768 人
吉田地区	637 事業所	4,781 人	2,594 人	2,182 人
古里地区	330 事業所	3,783 人	1,651 人	2,132 人
柳原地区	242 事業所	2,869 人	1,803 人	1,061 人
浅川地区	100 事業所	551 人	258 人	293 人
大豆島地区	527 事業所	6,055 人	3,884 人	2,142 人
朝陽地区	657 事業所	7,605 人	4,590 人	2,955 人
若槻地区	503 事業所	5,274 人	2,154 人	3,049 人
長沼地区	152 事業所	2,307 人	1,592 人	715 人
安茂里地区	462 事業所	4,246 人	2,153 人	2,093 人
小田切地区	17 事業所	54 人	41 人	13 人
芋井地区	75 事業所	382 人	200 人	182 人
篠ノ井地区	1,336 事業所	13,489 人	6,637 人	6,725 人
松代地区	585 事業所	5,315 人	2,835 人	2,466 人
若穂地区	457 事業所	5,441 人	3,664 人	1,773 人
川中島地区	804 事業所	7,140 人	3,810 人	3,285 人
更北地区	1,687 事業所	21,841 人	13,300 人	8,371 人
七二会地区	51 事業所	309 人	158 人	151 人
信更地区	52 事業所	304 人	155 人	149 人
豊野地区	315 事業所	2,814 人	1,529 人	1,282 人

戸隠地区	234 事業所	1,049 人	557 人	492 人
鬼無里地区	60 事業所	409 人	225 人	184 人
大岡地区	45 事業所	207 人	123 人	84 人
信州新町地区	206 事業所	1,776 人	1,069 人	707 人
中条地区	63 事業所	468 人	312 人	156 人
長野市内全域	17,811 事業所	184,932 人	100,946 人	82,912 人

※ 資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」

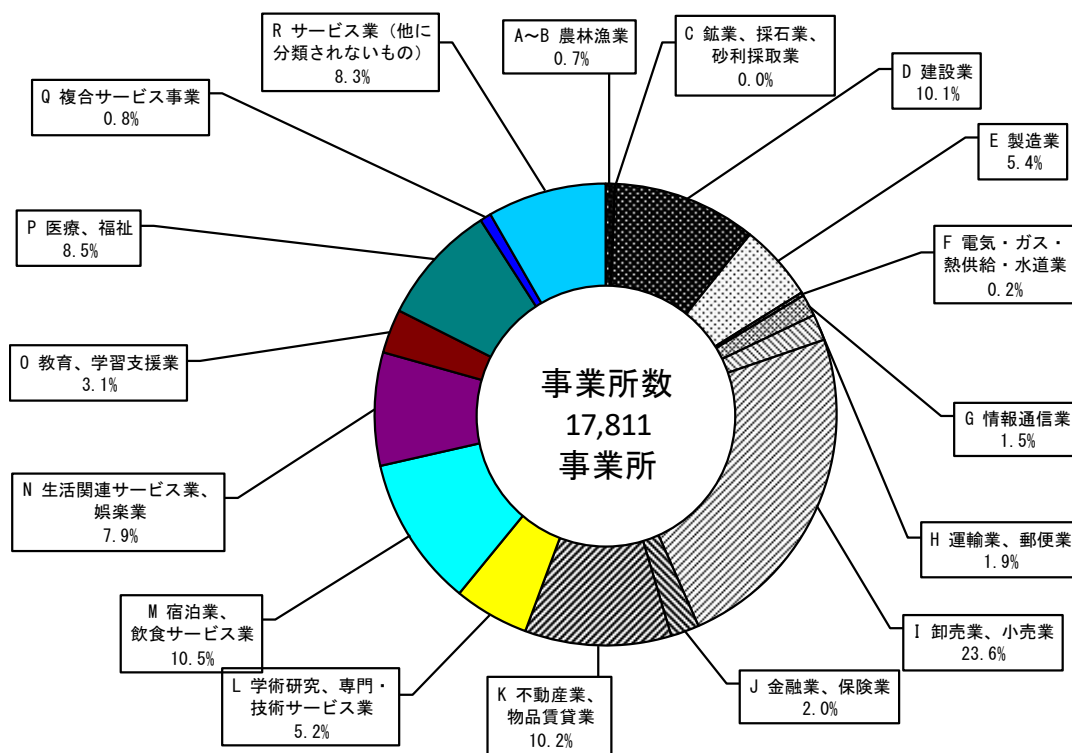
イ 産業（大分類）別の事業所数、従業者数

令和3(2021)年6月1日現在、産業別でみると「卸売業、小売業」の事業所が最も多く、「宿泊業、飲食サービス業」と「不動産業、物品賃貸業」が続きます。従業者数についても「卸売業、小売業」が最も多いですが、続いて従業者数が多いのは「医療、福祉」と「製造業」です。

表1-4 産業（大分類）別の事業所数、従業者数

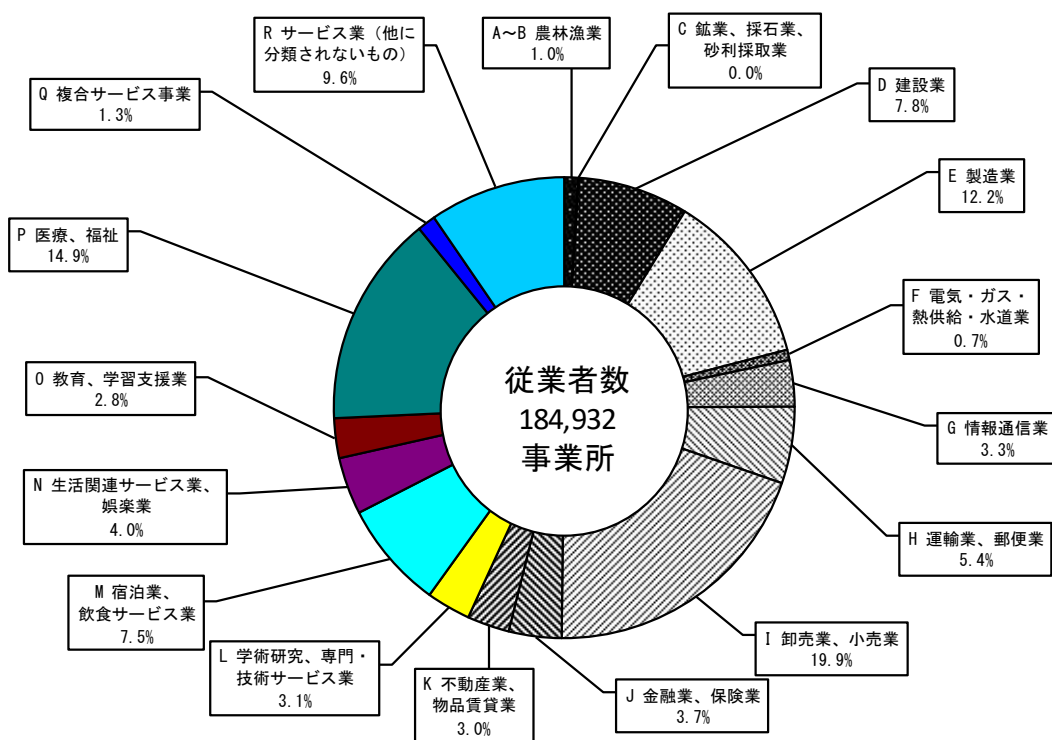
産業（大分類）	事業所数 （事業所）	構成比	従業者数 （人）	構成比
A ~ B 農林漁業	117	0.7%	1,859	1.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0%	20	0.0%
D 建設業	1,797	10.1%	14,349	7.8%
E 製造業	958	5.4%	22,519	12.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.2%	1,327	0.7%
G 情報通信業	271	1.5%	6,017	3.3%
H 運輸業、郵便業	331	1.9%	9,950	5.4%
I 卸売業、小売業	4,212	23.6%	36,742	19.9%
J 金融業、保険業	356	2.0%	6,854	3.7%
K 不動産業、物品賃貸業	1,824	10.2%	5,463	3.0%
L 学術研究、 専門・技術サービス業	935	5.2%	5,730	3.1%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,875	10.5%	13,940	7.5%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,409	7.9%	7,442	4.0%
O 教育、学習支援業	548	3.1%	5,136	2.8%
P 医療、福祉	1,514	8.5%	27,571	14.9%
Q 複合サービス事業	140	0.8%	2,335	1.3%
R サービス業 （他に分類されないもの）	1,478	8.3%	17,678	9.6%
A ~ R 全産業	17,811	100.0%	184,932	100.0%

※ 資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」



資料：「令和3年経済センサス-活動調査結果」に基づき長野市企画課が作成

図1-6 産業（大分類）別の事業所数の割合



資料：「令和3年経済センサス-活動調査結果」に基づき長野市企画課が作成

図1-7 産業（大分類）別の従業者数の割合

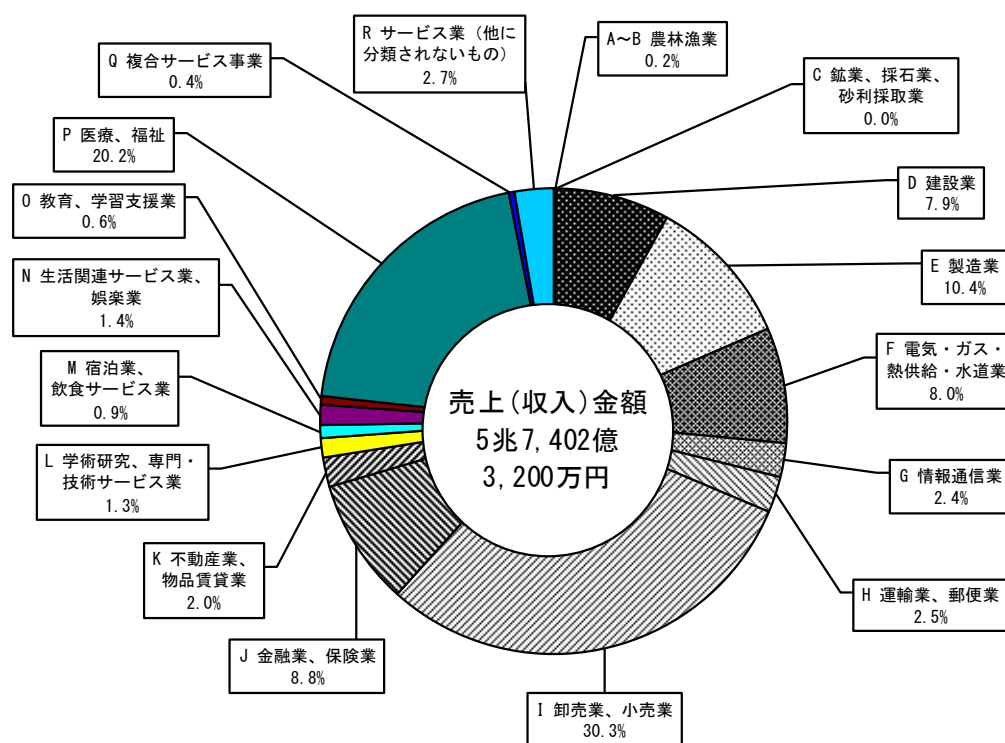
ウ 産業（大分類）別の売上（収入）金額

令和3(2021)年6月1日現在、産業別で売上（収入）金額が最も多いのは「卸売業、小売業」の1兆7,405億4,800万円です。次いで多いのは「医療、福祉」の1兆1,584億8,800万円、「製造業」の5,985億4,800万円です。

表1-5 産業（大分類）別の売上（収入）金額

産業（大分類）	売上(収入)金額（百万円）	構成比
A～B 農林漁業	10,805	0.2%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	227	0.0%
D 建設業	452,702	7.9%
E 製造業	598,548	10.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	459,510	8.0%
G 情報通信業	135,578	2.4%
H 運輸業、郵便業	142,967	2.5%
I 卸売業、小売業	1,740,548	30.3%
J 金融業、保険業	503,235	8.8%
K 不動産業、物品賃貸業	116,767	2.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業	77,060	1.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	52,277	0.9%
N 生活関連サービス業、娯楽業	80,442	1.4%
O 教育、学習支援業	34,059	0.6%
P 医療、福祉	1,158,488	20.2%
Q 複合サービス事業	22,212	0.4%
R サービス業（他に分類されないもの）	154,806	2.7%
A～R 全産業	5,740,232	100.0%

※ 資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」



資料：「令和3年経済センサス-活動調査結果」に基づき長野市企画課が作成

図1-8 産業(大分類)別の売上(収入)金額の割合

第3章 上位計画

1 国の計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環計画」という。）は、平成12(2000)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、概ね5年ごとに国が策定する基本計画です。

表1-6 第五次循環計画における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	目標年次	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12(2030)年度	約580g
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設割合	令和9(2027)年度	46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県割合	令和9(2027)年度	100%
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	令和12(2030)年度	令和2(2020)年度水準を維持

(2) 廃棄物処理法基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき定められています。

令和6(2024)年8月に決定された第五次循環計画と整合させる形で、令和7(2025)年2月に目標値が改定されました。

表1-7 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	数値目標	目標年次：令和12(2030)年度
一般廃棄物の排出量	約37百万t	※令和4(2022)年度比約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g	
一般廃棄物の出口循環利用率	約26%	
1人1日当たりのごみ焼却量	約580g	
一般廃棄物の最終処分量	約3.2百万t	※令和4(2022)年度比約5%削減

(3) 食品ロス削減推進基本方針

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「食品ロス削減推進基本方針」という。）は、「食品ロス削減推進法」第11条の規定に基づき定められています。

食品ロス削減推進基本方針では、令和12(2030)年度までに食品ロスを平

成 12(2000)年度の半分まで削減するという目標を掲げています。

2 県の計画

(1) 長野県循環型社会づくり推進計画

「長野県循環型社会づくり推進計画」は、循環型社会の形成に向けて、県が策定している計画です。この計画は、県の「廃棄物処理計画」、「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理広域化・集約化計画」として位置づけられています。

「廃棄物処理計画」及び「食品ロス削減推進計画」の計画期間は令和 8 (2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間です。

表 1 - 8 循環型社会づくり推進計画における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	数値目標	目標年次：令和 12(2030)年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量	740g	
総排出量	523 千 t	※令和 5 (2023)年度比約 10%削減
リサイクル率	25.0%	
最終処分量	21 千 t	※令和 5 (2023)年度比約 10%削減
家庭系食品ロス発生量	30 千 t	※令和 5 (2023)年度比約 15%削減
事業系食品ロス発生量	20 千 t	※令和 5 (2023)年度比約 15%削減

3 市の計画

(1) 長野市総合計画

「長野市総合計画」（以下、「総合計画」という。）は、本市が総合的かつ計画的な市政運営を行うための指針として策定している計画です。本市はこの計画の目指す将来像を実現するために各種施策を実施します。

総合計画は、令和 9 (2027)年度から令和 18(2036)年度までの 10 年間の基本構想、前期と後期各 5 年間の基本計画、年度ごとの実施計画から構成されます。

(2) 長野市環境基本計画

「長野市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）は、本市が平成 9 (1997)年 3 月に制定した「長野市環境基本条例」第 7 条に基づく環境行政の基本計画として策定するものです。

環境基本計画の計画期間は令和 9 (2027)年度から令和 13(2031)年度までの 5 年間です。

第 2 部 ごみ処理基本計画 食品ロス削減推進計画

第1章 ごみの現状と課題

1 ごみの種類と処理体制

(1) 家庭ごみ

ア 分別と排出方法

現在、本市では8分別18種別の家庭ごみ・資源物を収集または回収しています。15種別は集積所で収集し、3種別（蛍光灯、廃食用油、小型家電）は拠点回収場所で回収しています。

表2-1 分別区分と排出方法（令和8年4月1日時点）

分別	区分名称と具体例	排出方法
1 ① 可燃ごみ	リサイクルが困難な紙・プラスチック、布・革・ゴム・木・竹製品、害虫がついた枝葉・外来植物・有毒植物、灰※1、生ごみ など	市が指定する袋に入れて、集積所へ出す 市が指定する袋に収まらないごみは粗大ごみシールを貼付して、集積所へ出す
2 ② 不燃ごみ	金属製品、陶磁器、ビンを除くガラス類、小型家電 など	
3 ③ 資源プラスチック	プラスチック製容器包装（プラスチックのリサイクルマークがついている容器や包装）、プラスチック製品（長さ30cm未満かつ厚さ5mm未満の100%プラスチックでできた製品）	市が指定する袋に入れて、集積所へ出す
4 紙類	④ 新聞と折込ちらし ⑤ ダンボール ⑥ 紙パック ⑦ 雑誌・その他古紙	4種類に分け、ひもで十文字にしばり、集積所へ出す
5 ビン類（電池を含む）	⑧ 無色透明のビン ⑨ 茶色のビン ⑩ その他の色のビン ⑪ 乾電池 ⑫ 充電式電池類（小型家電から外した充電式電池、充電式電池が外せない大きさ30cm未満の小型家電）	ビンは色ごと3種類に分け、集積所にある色別コンテナへ出す※2 乾電池はそのまま、充電式電池類は絶縁し無色透明の袋に入れて袋ごと集積所にあるコンテナへ出す
6 ⑬ 缶類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、カセットボンベ	集積所にある缶収集用ネット袋へ出す

※1 灰は濡れても破れない丈夫な袋に入れ「灰」と明記することでも排出可能

※2 視覚に障害を持つ場合、排出用点字シールを貼った袋に入れることで色分けせずに排出可能

分 種 別 別	区分名称と具体例	排出方法
7 ⑭ ペットボトル	本体からラベルにペットボトルのリサイクルマーク(♻)がついている無色透明なボトル	集積所にあるペットボトル収集用ネット袋へ出す
8 ⑮ 剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉	枝はひもでしばり、葉や草は中身が見える無色透明の袋に入れて、集積所へ出す※3
⑯ 家庭用使用済蛍光灯	家庭で使用していた蛍光灯であって割れていないもの	拠点回収場所（サンデーリサイクル、回収協力店、生活環境課、支所、連絡所）へ持ち込む
⑰ 廃食用油	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	拠点回収場所（サンデーリサイクル）へ持ち込む
⑱ 家庭用使用済小型家電	家庭で使用していた電気や電池で動く電子・電気機器	拠点回収場所（サンデーリサイクル、回収協力店）へ持ち込む

※3 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は拠点回収場所（サンデーリサイクル）へ持ち込む

イ 分別の経緯

平成 6 (1994) 年 8 月より「可燃ごみ」「不燃ごみ」「紙」「ビン」「缶」の 5 分別を開始。平成 9 (1997) 年 4 月「容器リサイクル法」施行に先駆け、平成 8 (1996) 年 11 月から「ペットボトル」の分別収集を開始。平成 16 (2004) 年 4 月から「プラスチック製容器包装」、平成 21 (2009) 年 10 月から「剪定枝葉等」の分別収集を開始し、現在の 8 分別に至りました。

平成 19 (2007) 年 4 月から「蛍光灯」の回収を開始し、「紙類」4 種（平成 11 (1999) 年 4 月から平成 16 (2004) 年 3 月までは「新聞」と「折込ちらし」を分けて 5 種）「ビン」3 種「乾電池」「家庭灰」を含めると実質 16 種別となりました。

平成 25 (2013) 年 4 月「小型家電リサイクル法」が施行され、平成 27 (2015) 年 4 月から「小型家電」の拠点回収を開始しました。

平成 31 (2019) 年 3 月のながの環境エネルギーセンター稼働開始に伴い、同年 4 月から「家庭灰」を「可燃ごみ」と併せて収集するよう変更しました。

令和 4 (2022) 年 4 月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行を受け、令和 8 (2026) 年 4 月から「プラスチック製容器包装」の区分名称を「資源プラスチック」と改め、基準を満たすプラスチック使用製品廃棄物を分別収集対象に追加、同時に「充電式電池類」の分別収集を開始しました。「充電式電池類」の収集開始に伴い、平成 29 (2017) 年 6 月から実施していた「家庭用携帯電話・スマートフォン」の拠点回収は終了しました。

表 2 - 2 ごみ分別の主な変更

年	月	主な変更
昭和 57(1982)年	7 月	3 分別 可燃、不燃、資源ごみの収集実施
平成 6 (1994)年	8 月	5 分別 可燃、不燃、紙、ビン、缶の収集全市実施
平成 8 (1996)年	11 月	6 分別 ペットボトルの分別収集開始
平成 16(2004)年	4 月	7 分別 プラスチック製容器包装の分別収集開始
平成 21(2009)年	10 月	8 分別 剪定枝葉等の分別収集開始
令和 8 (2026)年	4 月	8 分別 資源プラスチック、充電式電池類の収集開始

ウ 収集運搬体制

(ア) 定期収集ごみ

定期収集ごみは、地区等が設置し維持管理する所定の場所¹（以下「ごみ集積所」という。）及び指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が収集運搬を行います。

- 豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地域を除く地域

委託事業者：長野市委託浄掃事業協同組合

収集体制：パッカー車 64 台、平ボディ車 23 台、従事者 133 名

- 豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区

委託事業者：地区ごとに委託

収集体制：パッカー車 17 台、平ボディ車 14 台、作業員 74 名

※ 他地区との兼務を含む

定期収集ごみの排出方法等は、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」等により周知をしています。

表 2 - 3 定期収集ごみの収集状況（令和 8 年 4 月 1 日時点）

分別 区分	可燃 ごみ	資源 プラ	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 電池	缶	ペット ボトル
収集 回数	週 2 回※ ¹	週 1 回	週 1 回※ ²	4 週に 1 回※ ³	4 週に 1 回※ ³	4 週に 1 回※ ³	4 週に 1 回※ ³	2 週に 1 回※ ³
集積所数	6,038			5,146				
収集時間	8:00～17:00							

※¹ 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町地区の一部は週 1 回

※² 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は拠点回収場所です月 1 回

※³ 豊野地区は紙・缶が月 2 回、不燃ごみ・ビン・ペットボトルが月 1 回

¹ 原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所

(イ) 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより受入をしています。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び長野市資源再生センター（以下「資源再生センター」という。）の受入基準は「家庭ごみ受入廃棄物一覧表」により定めています。

- a 定期収集ごみと同様に分別し、排出者が処理施設（可燃ごみはながの環境エネルギーセンター、不燃ごみは資源再生センター）へ持ち込む。
- b 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。
- c 排出者が資源再生センターに回収を依頼する。（事前予約制）

(ウ) 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電 4 品目）については、次のいずれかにより処理をします。

- a 購入店または買い替えをする販売店に引取を依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金を支払い後、排出者が指定引取場所または資源再生センターへ持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金を支払い後、資源再生センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物は、排出者が持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し、特定家庭用機器廃棄物の処理基準（環境省「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が認める方法」）により処理をする廃棄物処分業許可業者に処理費を支払い、処理を依頼する。

(エ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭系資源物の一部について、拠点回収場所での回収を実施しています。

a サンデーリサイクル

定期収集以外に資源物（紙・缶・ビン・乾電池・ペットボトル）の排出機会を増やすため、スーパーマーケット等の 19 か所のうち週ごとに定めた場所で毎週日曜日に回収をしています。

また、全ての場所で蛍光灯の回収、一部の場所で小型家電（平成 27(2015)年度から 2 か所で実施）・廃食用油・剪定枝葉等の回収をしています。

b 家庭用使用済蛍光灯

割れていないものについて、サンデーリサイクルのほか、回収協力店、

市役所、支所（27 か所）、連絡所（信里、柵）で随時回収をしています。

c 家庭用使用済小型家電

サンデーリサイクルのほか、回収協力店で随時回収をしています。

(オ) 市の施設で処理できない廃棄物

家庭から発生するごみのうち、タイヤやコンクリートブロック等の市の施設では処理できない指定廃棄物については、次のいずれかにより処理をします。

- a 資源再生センターに予約をした後、排出者が同センターストックヤードへ持ち込む。
- b 一般廃棄物収集運搬業許可業者に排出者が持ち込むか、収集運搬を依頼する。

エ ごみ・資源物のゆくえ

本市から発生したごみは、ながの環境エネルギーセンター、長野市資源再生センター及びちくま環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理、一時保管を行った上で再資源化等を行っています。

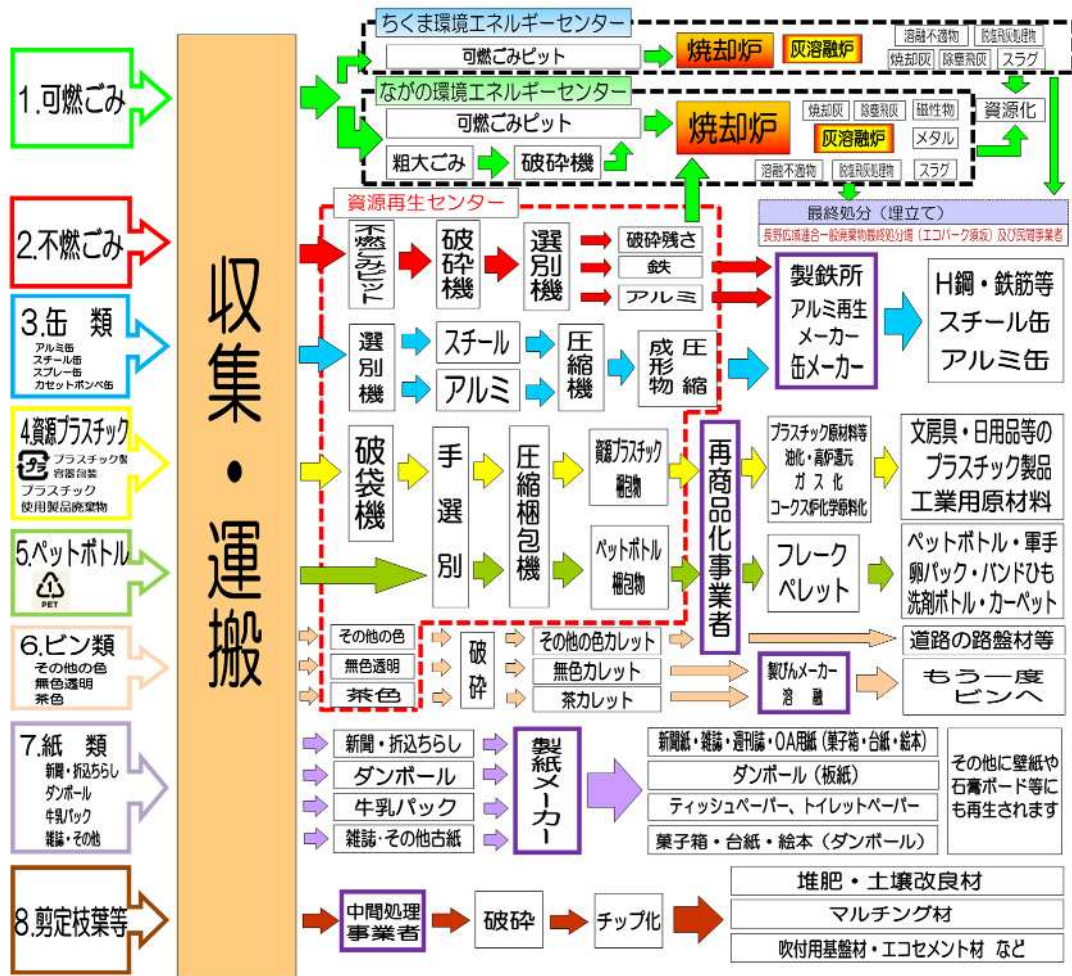


図 2 - 1 長野市の家庭ごみ・資源物のゆくえ

(2) 事業ごみ

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があります。本市の事業系一般廃棄物は次の方法で収集運搬をします。

- a 可燃ごみ・紙・ビン・缶・ペットボトルに分別し、排出事業者が処理施設（可燃ごみはながの環境エネルギーセンター、資源物は資源再生センター）へ持ち込む。ただし、ビン・缶・ペットボトルについては、従業員の飲食等に伴い生じたものに限る。
- b 一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者又は登録再生事業者へ持ち込む。
- c 一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者に収集及び処理施設への運搬を委託する。

(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法

平成 31(2019)年 3 月まで豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルの処理は北信保健衛生施設組合にて行っていましたが、平成 31(2019)年 4 月以降は処理が市内で統一されました。現在の資源化、中間処理及び最終処分方法は次のとおりです。

ア 可燃ごみ

ながの環境エネルギーセンター・ちくま環境エネルギーセンターで焼却処理されます。焼却処理によって発生した焼却灰（主灰）、除塵飛灰、脱塩飛灰、溶融不適物（磁性物など）のうち、焼却灰と除塵飛灰の一部はさらに溶融処理されます。溶融処理では溶融飛灰、メタル、スラグが生成・発生します。

焼却・溶融処理により生成・発生したものは、施設運営事業者により、一部が再資源化され、再資源化されないものは長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）及び民間事業者で埋め立てられます。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。

ながの環境エネルギーセンターで発電された電気の一部は、長野市とカナデビア株式会社が、再生可能エネルギーを中心とする電力供給を目的として令和 5(2023)年 6 月 2 日に設立した自治体新電力会社「ながのスマートパワー株式会社」により、令和 5(2023)年 10 月 1 日から市立の小中学校・高校 80 校、75 施設、市有施設（14 施設）に供給し、電力の地産地消を図っています。

また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源（温水）を供給しています。

イ 不燃ごみ

資源再生センター内資源化施設で破碎・選別処理（資源化处理）され、鉄・アルミの有価物は資源取扱事業者に売却されます。資源化により発生した残渣（資源化残渣）は、ながの環境エネルギーセンターに搬入、減容処理された後、再資源化あるいは埋立処分されます。

ウ 缶類

資源再生センター内資源化施設で選別・プレスされた後、資源取扱事業者に売却され、再資源化されます。

エ 資源プラスチック及びペットボトル

資源再生センター内資源プラスチック圧縮梱包施設で梱包された後、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡され、再資源化されます。

オ ビン類

資源再生センターで無色透明、茶色及びその他の色に区分された状態でストックされます。その後、無色透明と茶色は資源取扱事業者に売却、その他の色は（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡され、再資源化されます。

カ 紙

集積所で収集したものは、売却先の資源取扱事業者へ直接搬入され、再資源化されます。資源再生センターへ搬入されたものも資源取扱事業者へ搬入・売却されます。

キ 剪定枝葉等

集積所で収集したものは、委託先の民間資源化事業者へ直接搬入され、再資源化されます。資源再生センター内ストックヤードに搬入されたものも委託先へ搬入・再資源化されます。

(4) ごみ処理施設の管理運営体制

現在のごみ処理施設の管理運営体制は次に掲げるとおりです。なお、本市が加盟する長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画を策定しており、令和 11(2029)年度に向けては図 2-2 に示すごみ処理システムの構築を計画しています。

ア 長野広域連合処理施設



- **ながの環境エネルギーセンター**（松岡 2 丁目 27-1）
焼却炉：全連続燃焼式 ストーカ式焼却炉 135 t / 24 h × 3 炉
溶解炉：電気式（プラズマ）灰溶融炉 22 t / 24 h × 2 炉（1 炉予備含む）
稼働開始：平成 31(2019)年 3 月
※ 平成 30(2018)年 10 月 17 日から平成 31(2019)年 2 月 28 日まで
試運転
発電出力：7,910 kW
- **ちくま環境エネルギーセンター**（千曲市大字屋代 3088 番地）
焼却炉：全連続燃焼式 ストーカ式焼却炉 50 t / 24 h × 2 炉
溶解炉：燃料式（都市ガス）灰溶融炉 10 t / 24 h × 1 炉
稼働開始：令和 4 (2022)年 6 月
※ 令和 3 (2021)年 12 月 1 日から令和 4 (2022)年 5 月 31 日まで
試運転
発電出力：2,000 kW
- **長野広域連合一般廃棄物最終処分場**（須坂市大字亀倉字北ノ山 850 番）
埋設許容量：85,000 m³（管理型処分場）
埋立開始：令和 3 (2021)年 2 月

ながの環境エネルギーセンター



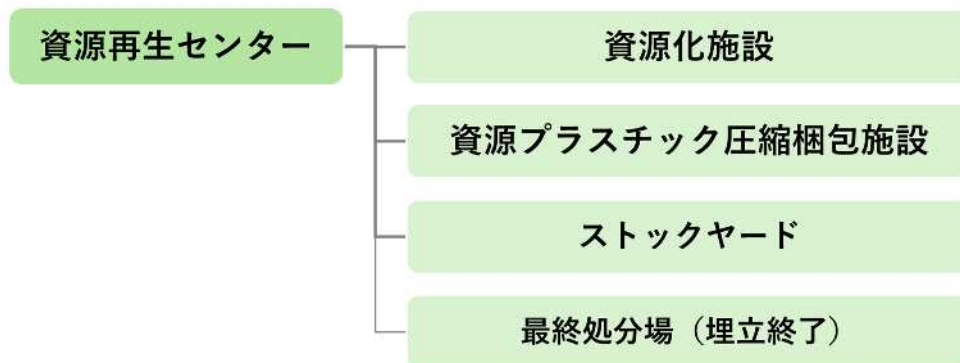
ちくま環境エネルギーセンター



長野広域連合一般廃棄物最終処分場
（エコパーク須坂）



イ 資源再生センター（資源化施設・保管施設）



- 資源化施設（松岡 2 丁目 42-1）
 処理能力：（不燃系）回転式破碎処理、選別処理 150 t / 5 h
 （資源系）鉄・アルミ圧縮処理 20 t / 5 h
 稼働開始：平成 8 (1996) 年 4 月
- 資源プラスチック圧縮梱包施設（松岡 2 丁目 42-1）
 処理能力：圧縮梱包（ラッピング+PP バンド） 10 t / 5 h × 2 系列
 稼働開始：平成 16 (2004) 年 6 月
- スtockヤード（松岡 2 丁目 42-1）※処理困難物の一時保管施設
 運用開始：令和 3 (2021) 年 4 月

長野市資源再生センター



不燃ごみピット内部



資源プラスチック圧縮梱包の様子



ストックヤード



ウ 参考（廃止前最終処分場）

● 天狗沢最終処分場

埋立量 ： 301,539 m³（管理型処分場）

終了届出日：平成 29(2017)年 1 月 27 日

● 小松原最終処分場

埋立量 ： 446,682 m³（管理型処分場）

終了届出日：平成 9 (1997)年 5 月 15 日

天狗沢最終処分場



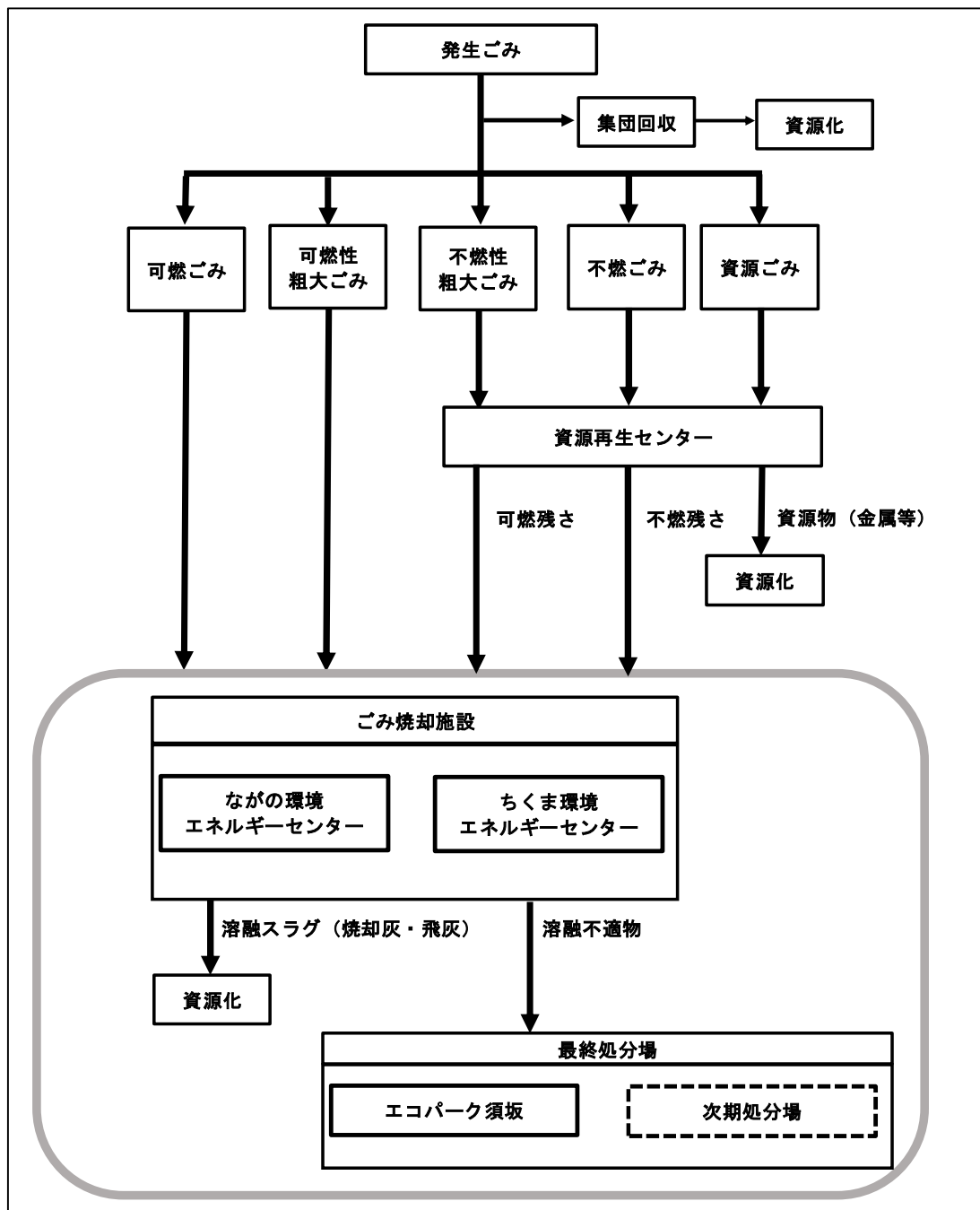


図 2 - 2 長野広域連合が将来計画しているごみ処理システム

(5) ごみ処理経費・原価

ア ごみ処理経費

表 2 - 4 ごみ処理経費の内訳

年	収集運搬費 (構成比)	処分費 (構成比)	管理費 (構成比)
令和 2 (2020)	1,328,044 (35.0%)	1,674,664 (44.1%)	796,211 (21.0%)
令和 3 (2021)	1,418,601 (40.6%)	1,340,267 (38.3%)	739,513 (21.1%)
令和 4 (2022)	1,449,653 (35.1%)	1,628,824 (44.3%)	817,895 (20.6%)
令和 5 (2023)	1,473,733 (38.0%)	1,648,565 (42.5%)	758,553 (19.5%)
令和 6 (2024)	1,483,982 (40.1%)	1,414,831 (38.2%)	805,461 (21.7%)

※ 一般廃棄物会計基準から算出 単位：千円

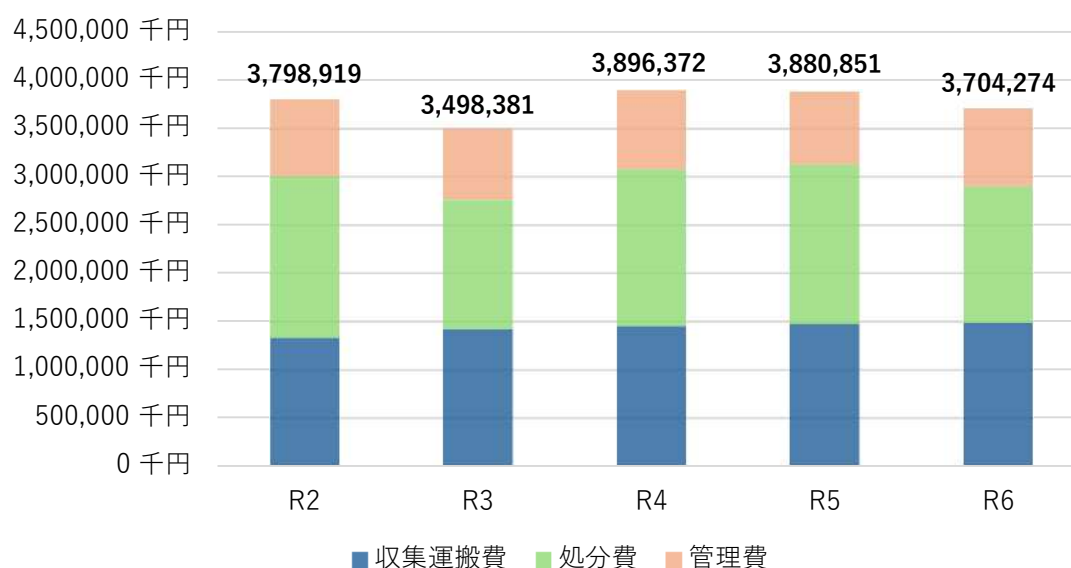


図 2 - 3 ごみ処理経費の推移

イ ごみ処理原価

表 2 - 5 生活系ごみ処理原価

年	A 収集運搬費	B 処分費	C 処理経費 (A+B)	D 処理量	E 処理原価 (C/D)
R 2	1,328,044 千円	1,094,063 千円	2,422,107 千円	76,359 t	31.7 円 / kg
R 3	1,418,601 千円	872,458 千円	2,291,059 千円	74,286 t	30.8 円 / kg
R 4	1,449,653 千円	1,036,138 千円	2,485,791 千円	72,936 t	34.1 円 / kg
R 5	1,473,733 千円	1,104,053 千円	2,577,786 千円	69,016 t	37.4 円 / kg
R 6	1,483,982 千円	950,891 千円	2,434,873 千円	66,925 t	36.4 円 / kg

表 2 - 6 事業系ごみ処理原価

年	A 収集運搬費	B 処分費	C 処理経費 (A+B)	D 処理量	E 処理原価(C/D)
R 2	0 千円	580,601 千円	580,601 千円	37,507 t	15.5 円 / kg
R 3	0 千円	467,809 千円	467,809 千円	38,079 t	12.3 円 / kg
R 4	0 千円	592,686 千円	592,686 千円	38,986 t	15.2 円 / kg
R 5	0 千円	544,512 千円	544,512 千円	37,886 t	14.4 円 / kg
R 6	0 千円	463,940 千円	463,940 千円	38,719 t	12.0 円 / kg

2 ごみ減量に関する取組

(1) ごみ処理手数料有料制度

本市では、平成 21(2009)年 10 月から「ごみの減量」「分別の徹底」「排出量に応じた公平な負担」を目的として、可燃ごみ・不燃ごみにおける「ごみ処理手数料有料制度」を導入しました。



図 2 - 4 ごみ処理手数料有料制度の 3 つの目的

現在、可燃ごみ・不燃ごみ用指定袋は 1 リットルあたり 1 円、指定袋に入らない可燃ごみ・不燃ごみに貼る粗大ごみシールは 1 枚 40 円のごみ処理手数料を購入時にお支払いいただいています。

表 2 - 7 指定袋と粗大ごみシールの販売価格

分別区分	指定袋	粗大ごみシール
可燃ごみ	袋の代金 + 1 L あたり 1 円 (ごみ処理手数料)	1 枚 40 円
不燃ごみ	袋の代金 + 1 L あたり 1 円 (ごみ処理手数料)	1 枚 40 円
資源プラスチック	袋の代金のみ	なし

※ 粗大ごみシールは指定袋に入らない 1m×50cm×50cm までの大きさのごみに貼付

ごみ処理手数料は、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則として 3 年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直しを行っています。直近では、令和 6 (2024) 年度に点検・見直しを行った結果、排出抑制効果が継続されていることなどから維持することとなりました。

ごみ処理手数料設定の目安

1. ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となるか
2. 市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当であるか
3. 家計から見た場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結び付くか
4. 先進都市や同規模都市のごみ処理手数料を参考とする

(平成 21 年 10 月の家庭ごみ処理手数料有料化に際し設定した目安)

表 2 - 8 指定袋制度及びごみ処理手数料有料制度の主な経緯

年	月	主な導入経緯
平成 4 (1992) 年	11 月	5 分別収集モデル実施に併せて指定袋を配布 ※ モデル地区を順次拡大
平成 6 (1994) 年	8 月	5 分別収集全市実施に併せて指定袋を無料配布 ※ 可燃ごみ用 120 枚、不燃ごみ用 24 枚
平成 8 (1996) 年	11 月	指定袋実費負担制度（購入チケット制）及び超過分有料制度を導入 ※ 可燃ごみ用と不燃ごみ用を併せて年 160 枚までチケットにより購入可能、161 枚～200 枚は手数料を徴収
平成 16 (2004) 年	4 月	プラスチック製容器包装の分別収集全市実施に併せてチケットによる購入可能枚数を年 200 枚に変更
平成 21 (2009) 年	10 月	単純従量制有料制度（手数料上乗せの指定袋販売）導入に併せ、購入チケット制を廃止

表 2 - 9 ごみ処理手数料有料制度導入に伴う指定袋の変更点

		平成 21 (2009) 年 9 月まで	平成 21 (2009) 年 10 月から
可燃ごみ用	材質	高密度ポリエチレン	高密度ポリエチレンベース
	サイズ	2 種	4 種
	容量		40L (特大) 730×650× 0.03
		30L (大) 730×500× 0.03	30L (大) 730×500× 0.03
		20L (小) 520×450×0.025	20L (小) 520×450×0.025
			10L (特小) 440×380×0.025
	印刷	緑色	緑色 ※デザイン変更
	その他	手提げ式	手提げ式
不燃ごみ用	材質	高密度ポリエチレン	高密度ポリエチレンベース
	サイズ	2 種	2 種
	容量	30L (大) 730×500× 0.03	30L (大) 730×500× 0.03
		20L (小) 520×450×0.025	20L (小) 520×450×0.025
	印刷	赤色	赤色 ※デザイン変更
	その他	手提げ式	手提げ式
プラ容器包装用	材質	高密度ポリエチレンベース	高密度ポリエチレンベース
	サイズ	1 種	2 種
	容量	30L 730×500×0.025	30L (大) 730×500×0.025
			20L (小) 520×450×0.025
	印刷	黄色	黄色
	その他	手提げ式	手提げ式

※ 袋に 6 か国語（英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語）で種別を記載
 ※ 資源プラスチック排出用として、当面の間「プラスチック製容器包装用指定袋」を使用する

有料化制度の変更点

☐ 有料化対象

平成21年9月まで

チケット	可燃ごみ		黄色 チケット
	不燃ごみ		
	プラスチック製容器包装		赤色 チケット

チケットを
廃止

袋の 種類 大きさ	可燃ごみ	20ℓ	30ℓ	
	不燃ごみ	20ℓ	30ℓ	
	プラスチック製容器包装		30ℓ	

袋の大きさを
追加(■)
可燃・不燃
デザイン変更

袋の販売価格・購入限度	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装
黄色チケット	200枚まで		
	袋の実費価格 袋の製造・流通にかかる経費 1枚10円程度		
赤色チケット	201~240枚まで		
	ごみ処理手数料 1枚30円 (30ℓ袋のみ) 袋の実費価格 市役所で販売		

●240枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。

粗大ごみシール	
	年間 20枚無料配付

●20枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。

(従来の指定袋)		
----------	--	--

無駄に
なりません

平成21年10月以降

可燃ごみ		黄色 チケット
不燃ごみ		
プラスチック製容器包装		赤色 チケット

可燃ごみ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ
不燃ごみ		20ℓ	30ℓ	
プラスチック製容器包装		20ℓ	30ℓ	

可燃ごみ、不燃ごみ	
 可燃ごみ	 不燃ごみ

1袋目から
 ごみ処理手数料(1袋当たり1円)

10袋 10円	20袋 20円	30袋 30円	40袋 40円
------------	------------	------------	------------

袋の実費価格

プラスチック製容器包装	1袋目から
袋の実費価格	従来どおり

●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

粗大ごみシール	1枚目から
ごみ処理手数料(40円)	

●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

ごみ処理手数料相当額のシールを購入し、旧指定袋に貼る (可燃・不燃共通)		
---	--	--

●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

図 2 - 5 ごみ処理手数料有料制度導入に伴う変更点

表 2 - 10 家庭ごみ処理手数料の使途

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
歳入 (千円)	362,900	366,404	349,805	345,971	345,394
歳出 (千円)					
ごみ処理費					
ごみ処理機器購入補助	4,012	3,723	8,523	8,852	4,317
生ごみ減量啓発等	1,315	1,555	1,252	1,349	1,318
ごみ分別等啓発・指導	20,293	12,115	11,805	11,809	21,745
資源回収報奨金	51,124	49,402	43,857	40,129	38,107
不法投棄対策	5,232	5,219	5,399	5,447	5,715
剪定枝葉等資源化経費	112,983	110,611	115,082	110,622	118,832
剪定枝葉等収集運搬経費	133,787	110,813	95,021	98,139	85,936
ごみ指定袋流通管理費等	34,154	34,976	34,175	35,861	35,491
ごみ集積所設置回収補助	—	8,054	7,450	6,064	6,354
食品ロス削減推進	—	187	91	269	30
リサイクルハウス設置補助	—	1,649	400	600	400
リサイクルプラザ管理運営	—	27,500	26,150	26,230	26,549
ながの環境フェア補助	—	600	600	600	600
	362,900	366,404	349,805	345,971	345,394
市民 1 人あたり※ (円)	982	999	963	959	965
1 世帯あたり※ (円)	2,223	2,235	2,128	2,095	2,081

※ 算出年度の翌年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳登録数を用いて算出

(2) 組成調査

本市では、ごみ減量及び分別啓発の基礎資料とするため、市内集積所に排出された可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装（令和 8（2026）年度からは資源プラスチック）の組成分析調査を年 1 回実施しています。（湿重量ベース/定点サンプリング方式）

ア 可燃ごみ

市内集積所へ排出された可燃ごみは、食品廃棄物 36.84%（生ごみ 28.48%、食品ロス 8.36%）、布 7.38%、紙おむつ 6.82%、紙資源 8.22%、プラ容器包装 5.19%、その他可燃ごみ 33.83%で組成されていました。

また、本来は可燃ごみに分別されないものが 15.13%含まれていました。

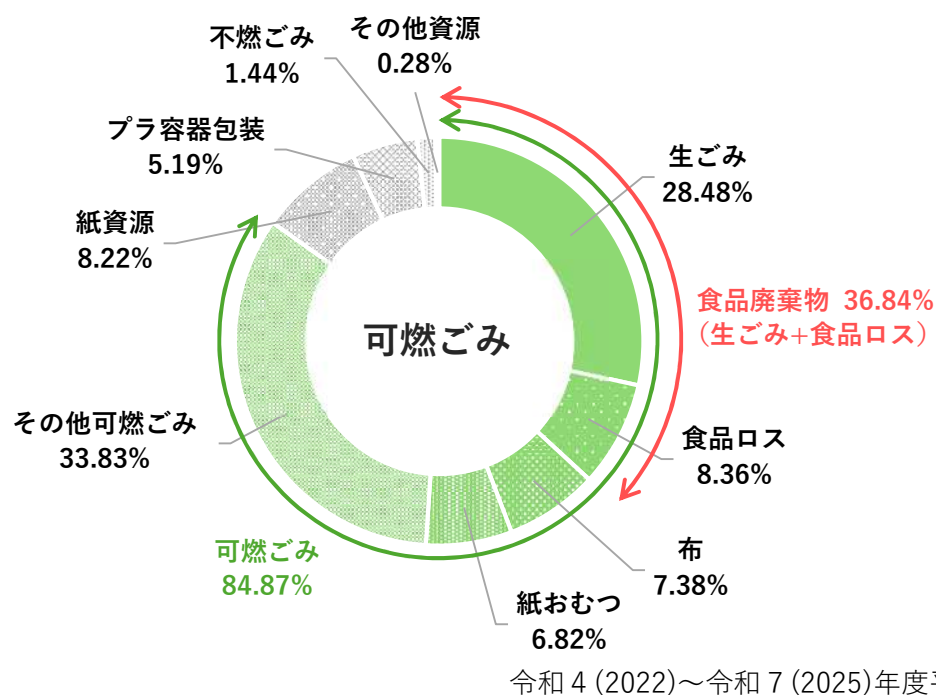


図 2 - 6 可燃ごみの組成

イ 不燃ごみ

市内集積所へ排出された不燃ごみは、プラスチック製品 18.49%、小型家電 14.99%、ガラス・陶磁器 13.20%、金属類 7.77%、その他不燃ごみ 24.63%で組成されていました。

また、本来は不燃ごみに分別されないものが 20.92%含まれていました。

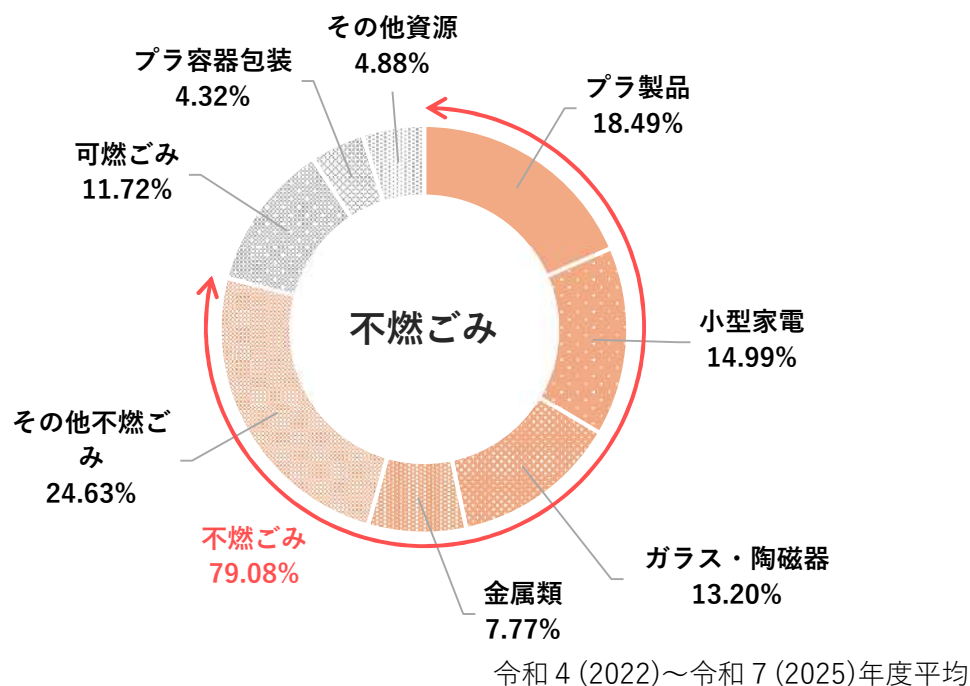
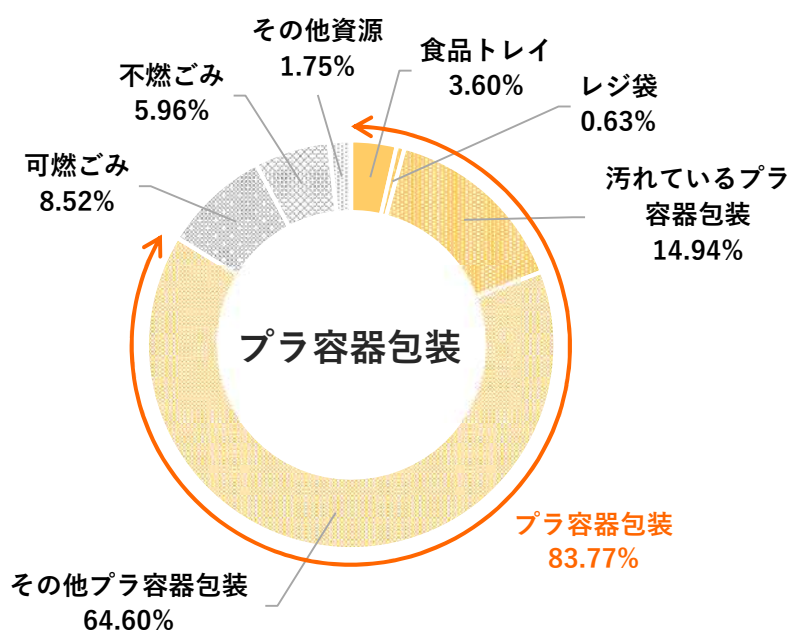


図2-7 不燃ごみの組成

ウ プラスチック製容器包装

市内集積所へ排出されたプラスチック製容器包装は、食品トレイ 3.60%、レジ袋 0.63%、汚れているプラスチック製容器包装 14.94%、その他プラスチック製容器包装 64.60%で組成されていました。

また、本来はプラスチック製容器包装に分別されないものが 16.23%含まれていました。



令和4(2022)～令和7(2025)年度平均

図2-8 プラスチック製容器包装の組成

(3) 市民アンケート調査

本市では、ごみ減量及び分別啓発の基礎資料とするため、市民アンケートの中で循環型社会の実現に向けた指標の調査を毎年度実施しています。令和 7 (2025)年度は次の 4 つの指標について調査を実施しています。

- 身のまわりにおいて、ごみの発生を減らす取組が日常的に行われている
- 食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している
- マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる
- ごみの分別を徹底している

(企画課「第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果報告書」)

- 身のまわりにおいて、ごみの発生を減らす取組が日常的に行われている

そう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	分からない
8.8 %	35.3 %	32.5 %	12.0 %	8.9 %

肯定的評価は「親と子と孫（三世代）」が約 52 %で最も高く、次いで「中山間地域」「70 歳以上」などとなっています。

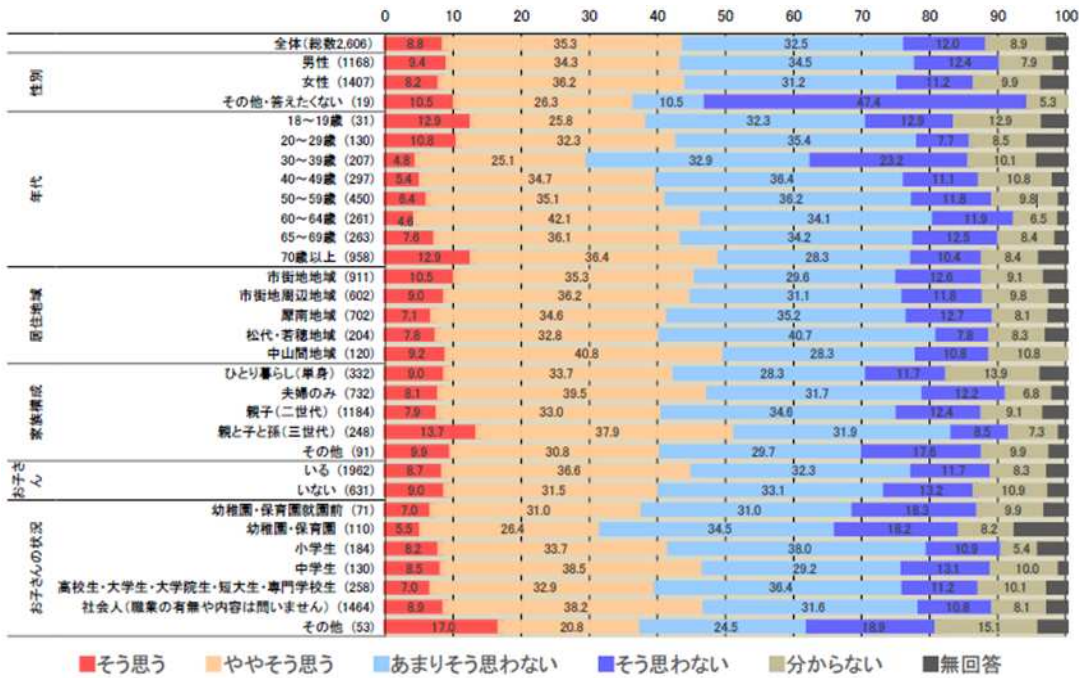


図 2 - 9 アンケート調査結果（ごみ減量の取組）

- 食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している

当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない	分からない
35.0 %	50.7 %	8.8 %	2.8 %	1.0 %

肯定的評価は「中山間地域」が約 90 %で最も高く、次いで「70 歳以上」「夫婦のみ」などとなっています。全体的に肯定的評価が高く、多くの属性で 80 %を超えています。

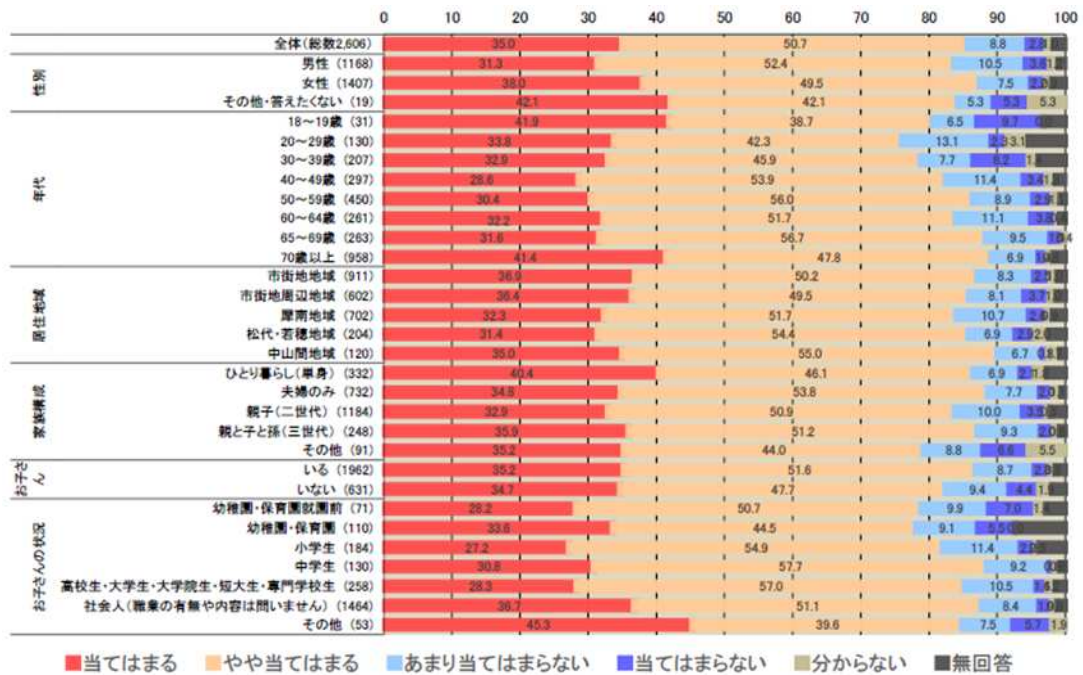


図 2 - 10 アンケート調査結果（ごみの排出抑制）

- マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる

そう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	分からない
31.8 %	40.7 %	16.8 %	7.5 %	1.7 %

肯定的評価は「女性」が約 81 %で最も高く、次いで「65～69 歳」「中学生」などとなっています。性別で大きな差が見られました。

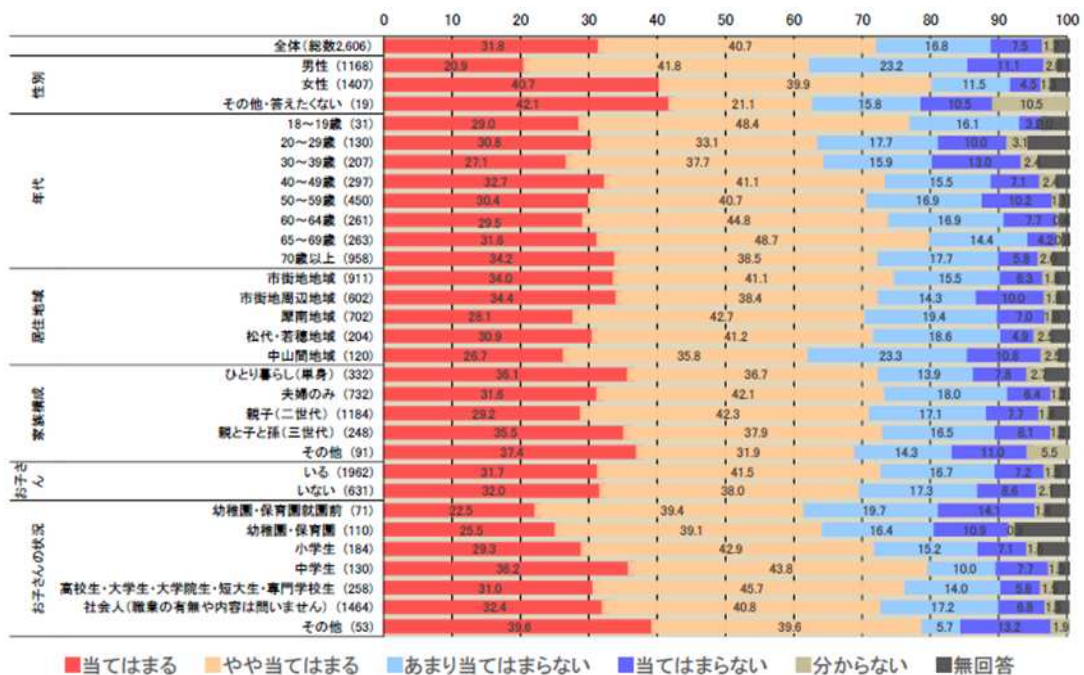


図 2 - 11 アンケート調査結果（プラスチック削減）

● ごみの分別を徹底している

当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない	分からない
35.0 %	50.7 %	8.8 %	2.8 %	1.0 %

肯定的評価は「65～69 歳」が約 98 %で最も高く、次いで「夫婦のみ」「社会人（職業の有無や内容は問いません）」などとなっています。全体的に肯定的評価が高く、多くの属性で 90 %を超えています。

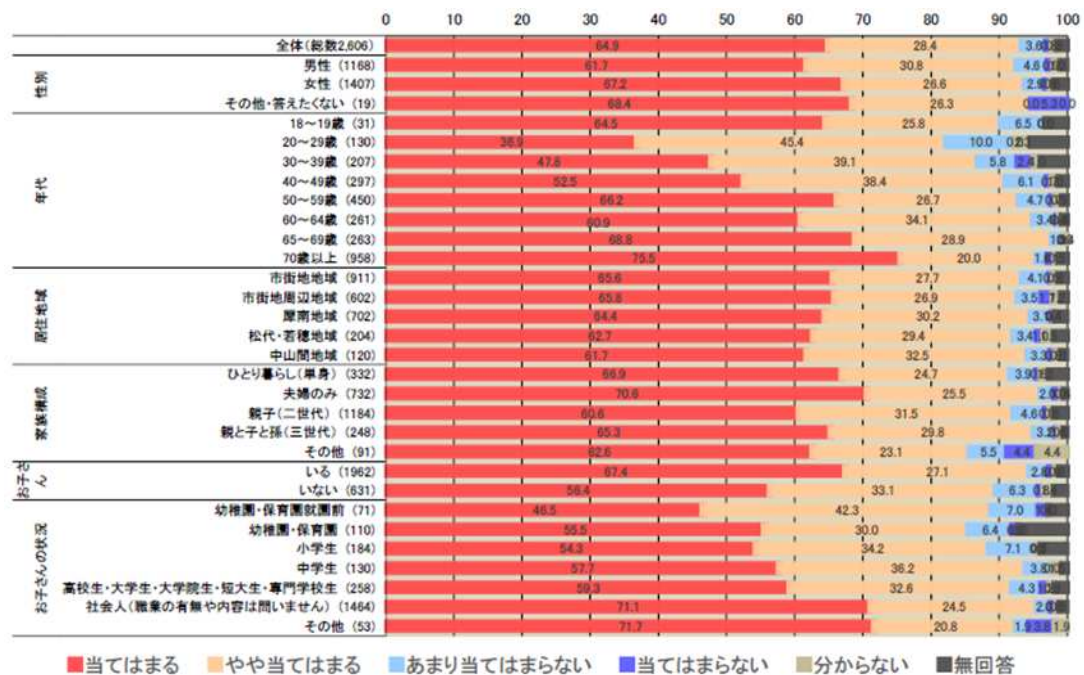


図 2 - 12 アンケート調査結果（ごみ分別の徹底）

(4) ごみ減量に関する補助制度

ア 資源回収報奨金

本市では、ごみの減量・再資源化を促進するとともに資源物排出機会の増加を図るため、資源回収実施団体に対し、回収業者へ引き渡す資源物（古紙類、缶類、布類及びビン類）量に応じた報奨金を交付しています。（平成 12(2000)年度まで 6 円/kg、平成 13(2001)年度から平成 19(2007)年度まで 7 円/kg、平成 20(2008)年度から 6 円/kg）

また、平成 9 (1997)年度以降は、一部の品目において業者への引渡が有償（逆有償）の場合、その金額を補てんする加算金を交付しています。（古紙類に対して平成 9 (1997)年度は全額、平成 10(1998)年度以降は限度額を定めて交付。平成 29(2017)年度に対象品目として布類を追加）

表 2 - 11 資源回収報奨金交付実績

年度	団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合計
R3	523	回収量 (kg)	7,968,058	58,660	63,595	128,782	8,219,095
		報奨金 (円)	47,808,348	351,960	381,570	772,692	49,314,570
		加算金 (円)	1,422,197		34,800		1,456,997
		交付金 (円)	49,230,545	351,960	416,370	772,692	50,771,567
R4	498	回収量 (kg)	7,704,215	58,161	66,418	143,643	7,972,437
		報奨金 (円)	46,225,290	348,966	398,508	861,858	47,834,622
		加算金 (円)	1,346,055		34,605		1,380,660
		交付金 (円)	47,571,345	348,966	433,113	861,858	49,215,282
R5	519	回収量 (kg)	6,798,556	54,112	62,383	135,531	7,050,582
		報奨金 (円)	40,791,336	324,672	374,298	813,366	42,303,672
		加算金 (円)	1,210,617		31,374		1,241,991
		交付金 (円)	42,001,953	324,672	405,672	813,366	43,545,663
R6	510	回収量 (kg)	6,209,258	48,684	58,350	113,706	6,429,998
		報奨金 (円)	37,255,548	292,104	350,100	682,236	38,579,988
		加算金 (円)	1,144,034		32,445		1,176,479
		交付金 (円)	38,399,582	292,104	382,545	682,236	39,756,467
R7	506	回収量 (kg)	5,890,220	47,511	56,133	114,595	6,108,459
		報奨金 (円)	35,341,320	285,066	336,798	687,570	36,650,754
		加算金 (円)	1,018,964		29,595		1,048,559
		交付金 (円)	36,360,284	285,066	366,393	687,570	37,699,313

イ リサイクルハウス設置事業補助金

本市では、ごみの減量・再資源化を促進するとともに資源物排出機会の増加を図るため、資源物を一時的に保管する倉庫（リサイクルハウス）を設置した行政連絡区、住民自治協議会又は資源回収団体に対し、設置経費の補助をしています。

補助率は用地取得に要する経費を除く設置経費の4分の3で、リサイクルハウスの床面積によって補助限度額が異なります。

表 2 - 12 リサイクルハウス設置補助金制度概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

リサイクルハウスの規格	補助限度額
床面積 2.0 ㎡以上 3.3 ㎡未満	105,000 円
床面積 3.3 ㎡以上	200,000 円
構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	600,000 円

表 2 - 13 リサイクルハウス設置補助金交付実績

年度	2.0 ㎡以上 3.3 ㎡未満		3.3 ㎡以上		特殊建築	
	棟数	補助金額	棟数	補助金額	棟数	補助金額
R3 (2021)	0 棟	0 円	5 棟	888,500 円	0 棟	0 円
R4 (2022)	0 棟	0 円	9 棟	1,648,500 円	0 棟	0 円
R5 (2023)	0 棟	0 円	2 棟	400,000 円	0 棟	0 円
R6 (2024)	0 棟	0 円	3 棟	600,000 円	0 棟	0 円
R7 (2025)	0 棟	0 円	2 棟	400,000 円	0 棟	0 円

ウ 生ごみ自家処理機器購入費補助金

本市では、生ごみの減量・再資源化を促進するため、平成 4 (1992) 年度から家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。平成 8 (1996) 年度には、電動(手動)生ごみ処理機を補助対象に追加しました。

平成 26(2014)年 6 月から対象としていた段ボールコンポストと基材は、実績により平成 28(2016)年 5 月をもって補助対象外としました。

表 2 - 14 生ごみ自家処理機器補助金制度概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

対象品目	補助率	補助上限額	補助個数
コンポスト・ばかし容器	本体価格の全額	3,000 円まで	1 世帯 1 個まで
電動（手動）生ごみ処理機器	本体価格の 3 分の 1	30,000 円まで	1 世帯 1 台まで

※ 令和元(2019)年 7 月より、補助個数・補助回数を 1 世帯につき 1 回 1 台までに変更

※ より多くの家庭に自家処理を普及するため、令和 7 (2025) 年度に補助率を見直した

表 2 - 15 生ごみ自家処理機器補助金交付実績

年度	コンポスト・ぼかし容器		電動(手動)生ごみ処理機		合計	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
R3 (2021)	85 件	237,300 円	188 件	3,774,300 円	273 件	4,011,600 円
R4 (2022)	73 件	212,900 円	155 件	3,510,400 円	228 件	3,723,300 円
R5 (2023)	57 件	167,000 円	362 件	8,356,200 円	419 件	8,523,200 円
R6 (2024)	41 件	120,500 円	391 件	8,732,000 円	432 件	8,852,500 円
R7 (2025)	53 件	157,300 円	229 件	4,159,900 円	282 件	4,317,200 円

また、市役所では、電動(手動)生ごみ処理機や段ボールコンポストで生成した一次生成物の受入をしています。受け入れた一次生成物は協力団体の農園に運ばれ、野菜作りに活用されます。(生ごみ一次生成物回収事業)

(5) ごみ減量に関する啓発事業

ごみ減量・リサイクルの推進に関する市民及び事業者の理解を深め、ごみの出し方のルールの徹底を図るため、多様な啓発事業を実施しています。

ア 資源再生センター見学受入

資源再生センターでは、市民のごみ処理に関する知識と理解を深めるために、各種団体・学校等の施設見学を受け入れています。平成 31(2019)年 3 月からは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者と連携して受け入れをしています。

特に小学校 4 年生の社会見学では、環境教育の一環として多くの児童が見学に訪れています。

表 2 - 16 資源再生センター見学受入数

年 度	小学校		その他学校		地区役員等		その他団体		県外視察		合計	
	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
R3	37	2,123	2	15	9	135	6	65	1	18	55	2,356
R4	32	1,788	3	20	9	145	10	69	3	13	57	2,035
R5	34	1,915	2	23	9	174	19	179	3	37	67	2,328
R6	22	1,178	1	19	8	124	7	123	2	7	40	1,451
R7	22	1,132	1	12	7	103	5	85	2	49	37	1,381

※ ながの環境エネルギーセンター分を含まない

イ リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、リサイクル、ごみ、環境問題等に関して市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場として、平成 8 (1996) 年 4 月に長野市清掃センター内にオープンしました。平成 18(2006)年度から指定管理者による施設運営に移行し、平成 30(2018)年 3 月にサンマリーンながの隣に移転しました。

施設内には、ごみ減量・リサイクルについて学べる情報コーナー、図書・DVD コーナー、不用になった家具・自転車等の再生品を展示し希望者に提供するリサイクル広場があり、各種リサイクル体験教室・講座等を開催しています。

また、リサイクル活動を行う市民グループの活動拠点となっており、長野市リサイクル連絡会との連携による体験型講座「ゆめ工房 21」をはじめ、「ながの環境フェア」や「おさがり交換会」など、市民グループの参画によるイベントが開催されています。

リサイクル広場



フリーマーケット



ウ 出前講座等への講師派遣、環境美化に関する説明会

市民や事業者から依頼に応じて、出前講座やその他研修会などに職員を講師として派遣しています。

地区役員を対象とした「環境美化に関する説明会」は、開催の可否を各地区で判断いただいています。説明会を開催しない場合でも「環境活動のてびき」を配布することで啓発・周知を行っています。

表 2 - 17 出前講座・環境美化説明会等実績

年度	出前講座		その他研修会等		環境美化説明会	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
R3 (2021)	5 回	119 人	1 回	32 人	3 回	52 人
R4 (2022)	14 回	387 人	0 回	0 人	16 回	357 人
R5 (2023)	14 回	436 人	3 回	90 人	23 回	537 人
R6 (2024)	11 回	260 人	0 回	0 人	21 回	441 人
R7 (2025)	29 回	1,154 人	0 回	0 人	23 回	577 人

※ 令和 3(2021)年度は感染症防止のため、環境美化に関する説明会は原則実施していない

エ 生ごみ減量アドバイザー登録・派遣制度

平成 17(2005)年 7 月から、日常生活における食品ロスの発生抑制や生ごみの減量・堆肥化などについての知識や技術を持ち、その解説や実践指導ができる方を生ごみ減量アドバイザーとして登録し、地域で開催される学習会等の講師として派遣する制度を実施しています。

オ 生ごみ自家処理講座、生ごみ堆肥を活用する講座

平成 21(2009)年 7 月から、生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ減量アドバイザーを講師とした段ボール箱を活用した生ごみ堆肥化の講座（生ごみ自家処理講座）と、生ごみ堆肥を活用したガーデニングや野菜作りの講座（生ごみを活用する講座）を開催しています。

表 2 - 18 生ごみ減量アドバイザー活動実績

年度	学習会等派遣		自家処理講座		生ごみ堆肥活用講座	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
R3 (2021)	16 回	210 人	7 回	46 人	1 回	12 人
R4 (2022)	20 回	249 人	10 回	87 人	2 回	16 人
R5 (2023)	17 回	205 人	12 回	110 人	2 回	14 人
R6 (2024)	22 回	241 人	10 回	81 人	2 回	25 人
R7 (2025)	23 回	305 人	12 回	57 人	2 回	21 人

(6) 食品ロス削減に関する取組

ア フードドライブ

平成 28(2016)年度から、家庭での食品ロスを削減するため、消費されない賞味期限が近い食品を企業・団体・個人から提供いただく「フードドライブ」を実施しています。

提供いただいた品は、子ども食堂や食糧を必要とする人を支援する団体にお渡ししています。



表 2 - 19 フードドライブ実績

年度	開催回数	提供件数	提供品数	提供重量
R3 (2021)	6 回	126 件	3,413 品	1,100 kg
R4 (2022)	4 回	115 件	2,938 品	671 kg
R5 (2023)	5 回	303 件	11,832 品	7,058 kg
R6 (2024)	6 回	508 件	11,818 品	1,926 kg
R7 (2025)	5 回	483 件	6,931 品	1,318 kg

※ 市または市が参画する実行委員会が主催あるいは共催したもの ※ 子ども用品を含む

イ 30・10（さんまる・いちまる）運動

平成 28(2016)年度から、食べ残しの多い宴会での食品ロスを削減するため、乾杯後 30 分と最後の 10 分前は自分の席について料理を頂くよう呼び掛ける「あるを尽くして 残さず食べよう 30・10 運動」の周知を行っています。

10 月の食品ロス削減月間には、県と共同で街頭啓発を実施するほか、長野駅前横断幕を設置するなどの周知活動を行っています。

令和 7 (2025)年度 街頭啓発の様子



長野駅前横断幕設置の様子



(7) 事業系ごみ減量に関する取組

ア 直接搬入ごみ処理手数料

事業所から排出されるごみについては、可燃ごみと資源物（紙類と従業員の飲食等に伴って生じたビン・缶・ペットボトル）に限り、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへの搬入を受け入れています。

搬入時には、ごみ処理手数料として、可燃ごみは10kgまでごとに190円、資源物は10kgまでごとに30円をお支払いいただいています。

ごみ処理手数料は、長野広域連合及び市において処理原価等を勘案して設定しており、原則として3年ごとに点検・見直しを行っています。

イ 多量排出事業所・中小規模排出事業所対策

本市では、平成10(1998)年度から、1日平均50kgを超える事業系ごみを排出する「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物の占有者、大規模小売店、その他事業所に対して、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出と廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。

また、多量排出事業所と一部の中小規模排出事業所を対象とした現状確認調査を行い、事業系ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。

表2-20 多量排出事業所の指導状況

年度	減量計画書		状況確認調査
	対象数	提出数	対象事業所と指導内容
R3(2021)	195	182	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R4(2022)	191	177	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容)
R5(2023)	180	144	長野駅西口周辺商店会・第三地区の中小規模排出事業所 (事業系ごみの適正排出及び減量・資源化)
R6(2024)	190	175	中央通り沿いなどの不適正排出が確認された事業所 (事業系ごみの適正排出及び減量・資源化)
R7(2025)	187	156	中央通り沿いなどの不適正排出が確認された事業所 (事業系ごみの適正排出及び減量・資源化) 長野駅周辺などの飲食店(ビンの排出方法)

ウ ながのエコ・サークル認定制度

本市では、平成9(1997)年9月から、ごみの減量・リサイクル・地球温暖化対策の推進により環境保全に配慮した事業活動等に取り組む事業所を取組状況に応じて、ゴールド・ランク、シルバー・ランク、ブロンズ・ランクのいずれ



れかに認定する制度を実施しています。

表 2 - 21 ながのエコ・サークル認定数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年度	ゴールド	シルバー	ブロンズ	合計
H9 (1997)～R6 (2024)	51 事業所	256 事業所	17 事業所	324 事業所
R7 (2025)	1 事業所	1 事業所	0 事業所	2 事業所
認定合計	52 事業所	257 事業所	17 事業所	326 事業所
（うち、現存数※）	（43 事業所）	（162 事業所）	（6 事業所）	（211 事業所）

※ 再認定事業所を新たに認定したランクで数え、閉店等を削除した数

エ 事業ごみの処理ガイドの作成

本市では、平成 31(2019)年 3 月から、事業所向け冊子「事業ごみの処理ガイド」を作成しています。

事業ごみの処理ガイドでは、事業ごみの区分・分別・出し方・処理委託の流れなどに加え、事業ごみの減量のポイントを掲載しており、ごみの適正処理及び減量を周知・啓発する内容となっています。

事業ごみの処理ガイド

表紙

内容（一部抜粋）



3 前計画及び上位計画に対する評価

(1) 前計画に対する現在の実績と達成状況

令和 4 (2022) 年 4 月に策定した前計画では、平成 30(2018)年度の実績値を基準として次の項目について令和 8 (2026) 年度に向けた数値目標を定めました。

- ア ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量
- イ 事業系ごみ排出量及び事業系可燃ごみ排出量
- ウ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量
- エ 最終処分量
- オ 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス排出量

また、その目標を着実に達成するために令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度まで年度ごとの数値目標を定めました。

各項目の前計画策定時の予測値と目標値、令和 4 年度から令和 7 年度までの実績値と達成状況は次のとおりです。

ア ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量

前計画では、年間に市内から排出するごみを令和 8 年度までに 114,536 t (平成 30 年度比 91.0 %) 以下に、市民 1 人が 1 日に排出するごみを 881 g (平成 30 年度比 95.1 %) 以下にするという目標を定めました。

以下のとおり、年間に市内で排出するごみについて、令和 4 年度から令和 7 年度まで全ての年度で定めた目標を下回り、達成となりました。

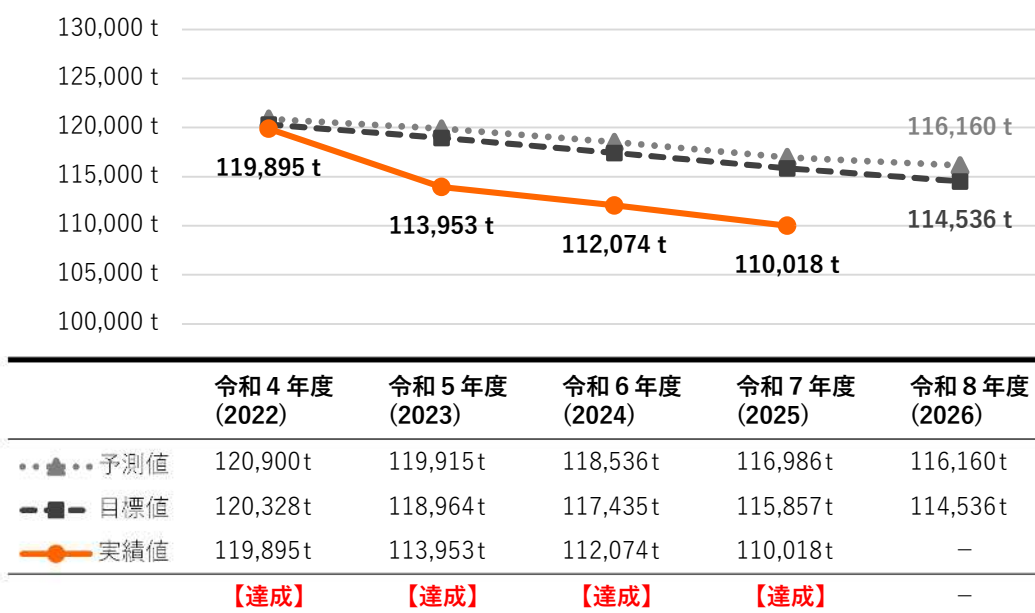


図 2 - 13 ごみ排出量の目標達成状況

また、市民1人が1日に排出するごみについても、令和4年度から令和7年度まで全ての年度で定めた目標を下回り、達成となりました。

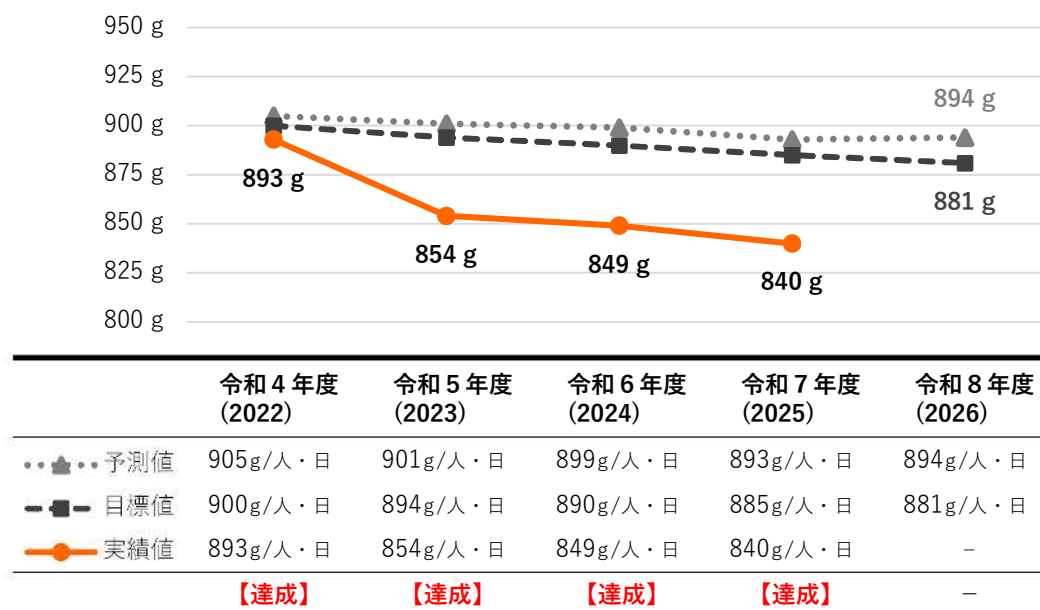


図2-14 1人1日当たりのごみ排出量の目標達成状況

イ 事業系ごみ排出量及び事業系可燃ごみ排出量

前計画では、年間に市内で排出する事業系ごみを令和8年度までに40,004t（平成30年度比97.8%）以下に、事業系可燃ごみを38,445t（平成30年度比98.3%）以下にするという目標を定めました。

以下のとおり、年間に市内で排出する事業系ごみについて、令和4年度から令和7年度まで全ての年度で定めた目標を下回り、達成となりました。

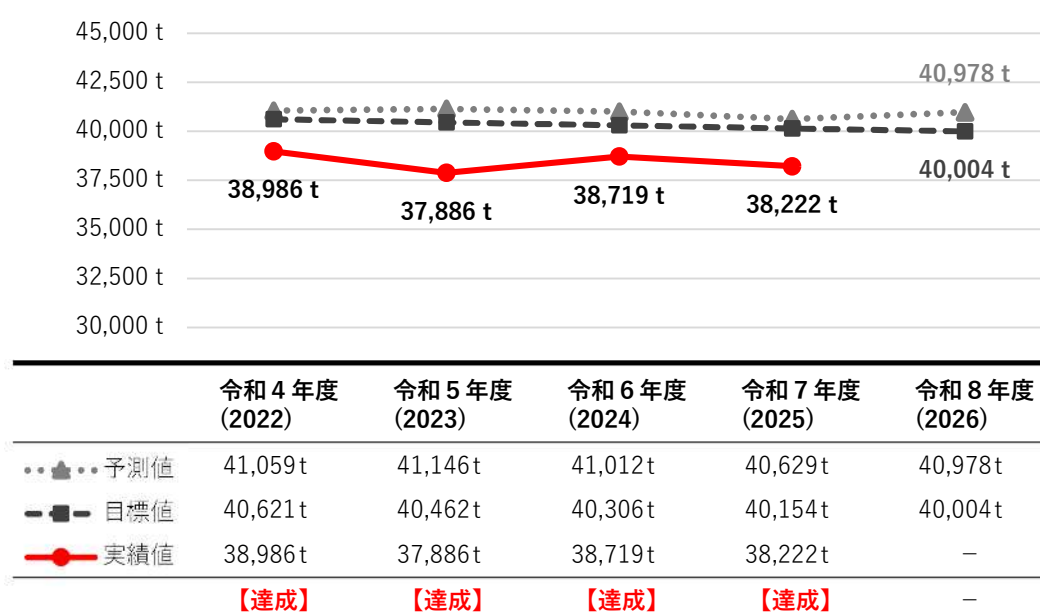


図2-15 事業系ごみ排出量の目標達成状況

また、年間に市内で排出する事業系可燃ごみについても、令和４年度から令和７年度まで全ての年度で定めた目標を下回り、達成となりました。

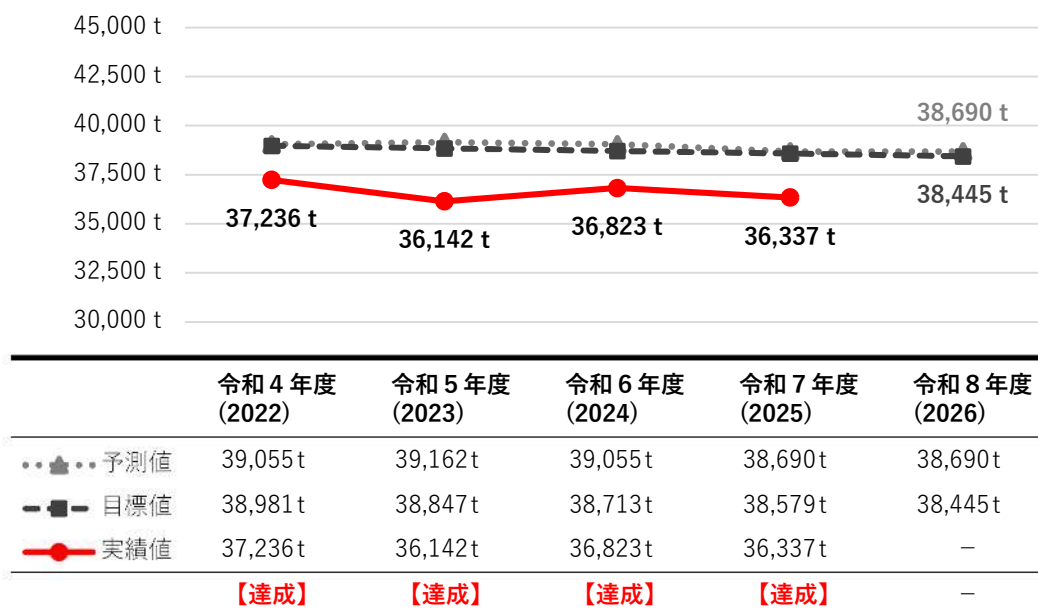


図２－１６ 事業系可燃ごみ排出量の目標達成状況

ウ １人１日当たりの家庭系ごみ排出量

前計画では、市民１人が１日に排出する家庭系ごみを令和８年度までに４０６ｇ（平成３０年度比９６．７％）以下にするという目標を定めました。

以下のとおり、令和４年度は年度で定めた目標を上回りましたが、以降の令和５年度から令和７年度までは目標を下回り、達成となりました。

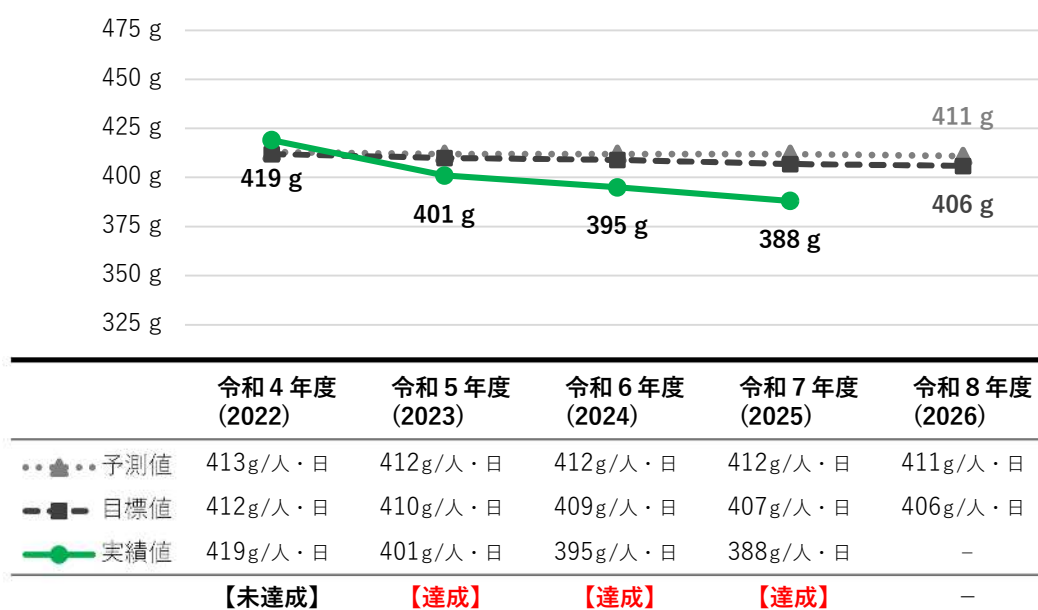


図２－１７ １人１日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

エ 最終処分量

前計画では、年間の最終処分量を令和 8 年度までに 3,289 t（平成 30 年度比 53.5 %）以下にするという目標を定めました。

以下のとおり、令和 4 年度から令和 7 年度まで全ての年度で定めた目標を下回り、達成となりました。

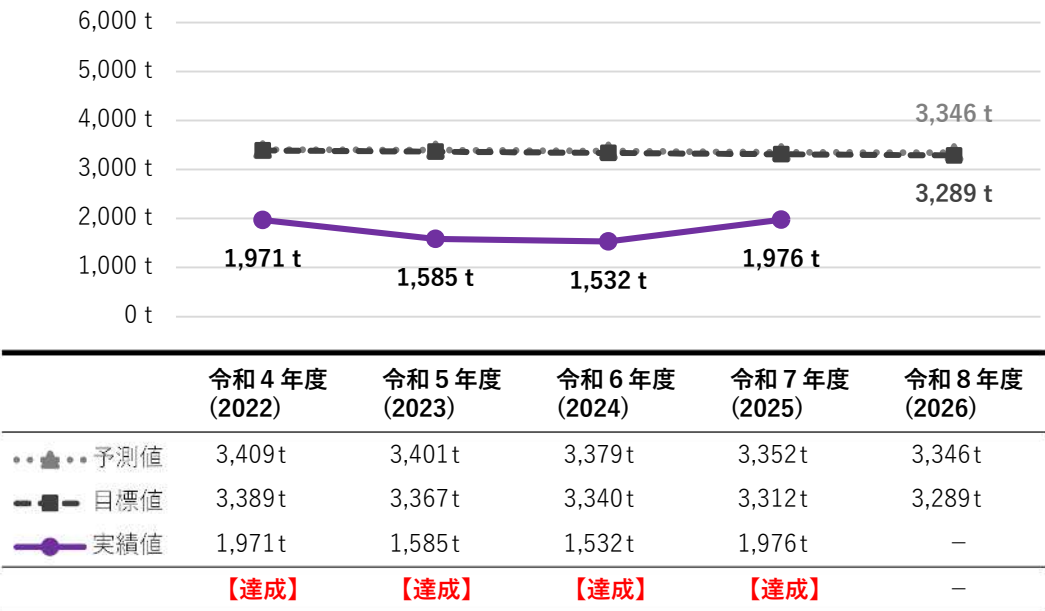


図 2 - 18 最終処分量の目標達成状況

オ 1人1日当たりの家庭系食品ロス排出量

前計画では、市民1人が1日に排出する家庭系食品ロスを令和8年度までに27.0g（平成30年度比73.0%）以下にするという目標を定めました。

以下のとおり、令和4年度から令和6年度までは年度で定めた目標を下回りましたが、令和7年度は目標を上回りました。

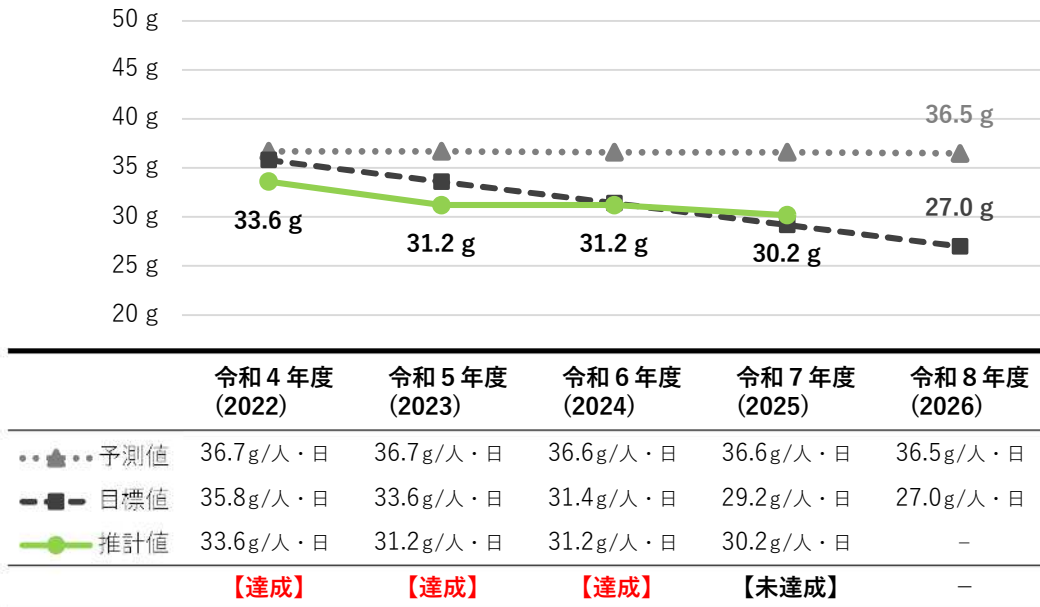


図2-19 1人1日当たりの家庭系食品ロス排出量の目標達成状況

(2) 国の計画に対する現在の実績と達成状況

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）では、令和7（2025）年度を目標年次とした数値目標が定められました。

ごみ（一般廃棄物）に関する主な指標と数値目標及びその目標に対する本市の実績と達成状況は次のとおりです。

表2-22 国の計画に対する目標達成状況

指標	数値目標 (令和7年度)	実績 (令和7年度)	達成状況
ごみ排出量	117,256t	110,018t	【達成】
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日	約840g/人・日	【達成】
事業系ごみ排出量	35,246t	38,222t	【未達成】
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日	約388g/人・日	【達成】
再生利用量の割合（リサイクル率）	約28%	約26.0%	【未達成】
最終処分量	4,478t	1,976t	【達成】

4 ごみの現状と将来予測

(1) ごみ排出の把握方法

ごみ（一般廃棄物）は、生活系ごみと事業系ごみの2種類に分けられます。生活系ごみは、さらに家庭系ごみと生活系資源物（集団回収を含む）の2種類に分けられます。

本市のごみを家庭系ごみ、生活系資源物、事業系ごみの3種類に分けて分析し、本市のごみの特徴の把握を行いました。

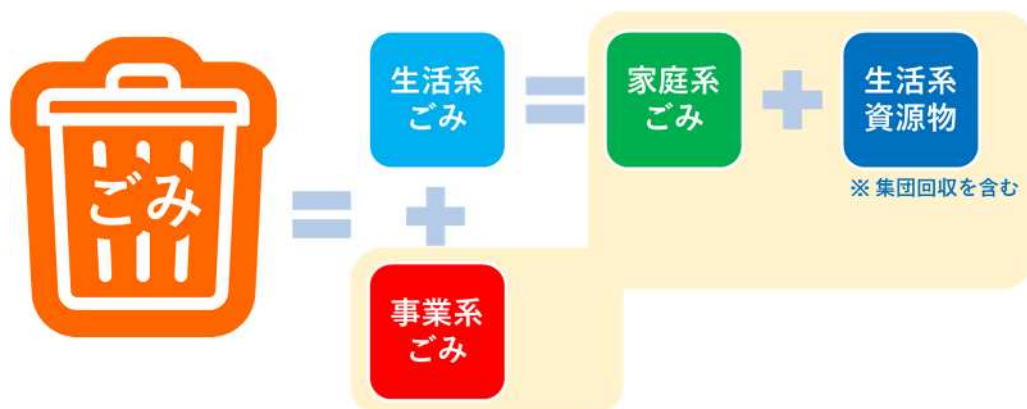


図 2 - 20 ごみ（一般廃棄物）の区分

(2) リサイクル率の出し方

リサイクル率は国の示す算出方法を用いて算出しました。

- リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量)
- 資源化量 = (直接資源化量 + 焼却後資源化量 + 中間処理後資源化量)

(3) 予測値の出し方

予測値については、詳細な値が確定している令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間のデータを使用し、トレンド法を用いて令和17(2035)年度までの予測値を算出しました。²

予測値の算出にあたっては、過去に企画課が算出した人口将来予測を使用しています。

なお、世界情勢や自然災害等の不測の事態については、影響を想定することが困難なため、予測値には反映されていません。

² 排出量は、ごみの種類ごと1人1日当たりの排出量を計算し、その数値を元に原単位を算出、将来予測人口を乗じて全体量を予測
処理量及び処分量は、過去の実績からそれぞれの発生率を算出して予測
品目ごとに実績がある資源化量は品目ごとに予測値を出して全体量を予測

(4) 家庭系ごみ

ア 家庭系ごみ排出量の現状

本市の市民1人が1日あたりに排出する家庭系ごみは、全国と比較して非常に少ない水準となっています。

ごみ処理手数料有料制度が開始した直後に排出量が大きく減少し、多少の上下はあるものの、その水準が維持されてきました。

令和2(2020)年度以降は、全国、市ともに減少傾向がみられます。これには物価の高騰など複数の要因が影響しているものと考えられます。ただし、本市では早い段階で排出量が減少していたこともあり、全国と比較するとその減少幅は緩やかです。

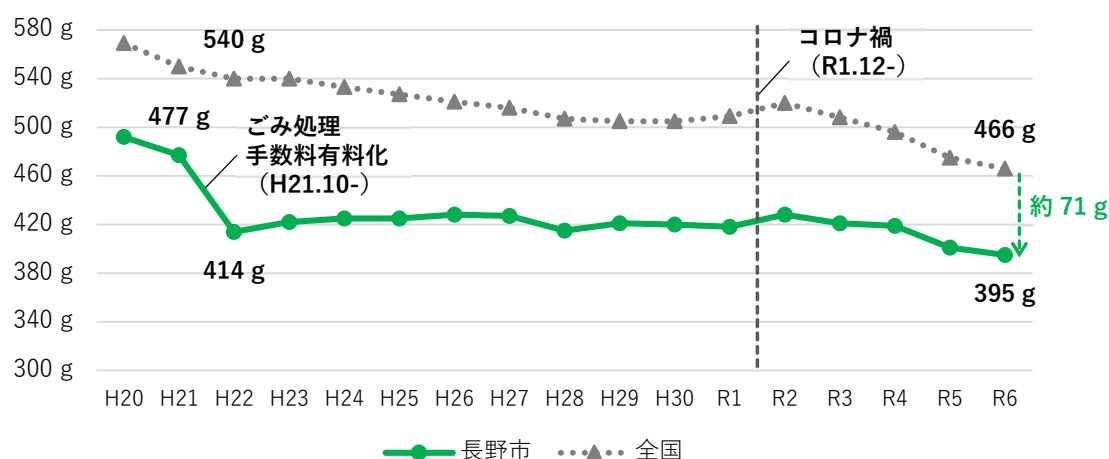


図 2 - 21 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

イ 家庭系ごみ排出量の将来予測

今後も家庭系ごみ排出量は緩やかな減少傾向が続き、本計画が満了を迎える令和13(2031)年度では、市内排出量が47,219 t、1人1日当たりの排出量が378 gになると予測されます。

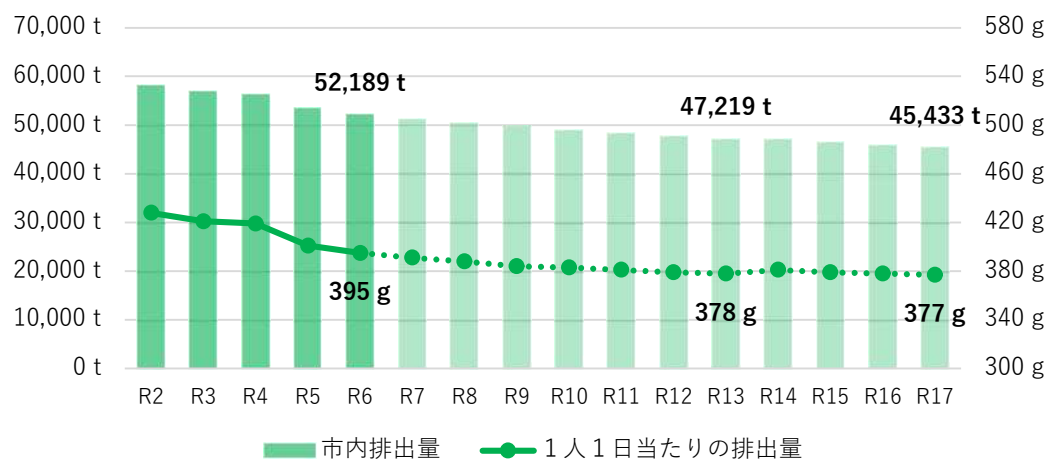


図 2 - 22 家庭系ごみ排出量の将来予測

(5) 生活系資源物

ア 生活系資源物排出量の現状

本市の市民1人が1日あたりに排出する生活系資源物は、全国と比較して多い状況です。家庭系ごみは少なく生活系資源物が多いことから、本市は全国と比較して資源物の分別が進んでいるものと考えられます。

ごみ処理手数料有料制度が開始した直後は一時的な増加がみられましたが、平成22(2010)年度以降は継続的に減少しています。背景としては、スーパーマーケットやホームセンターなどの小売店で行われている店頭回収の普及・定着の影響などが考えられます。

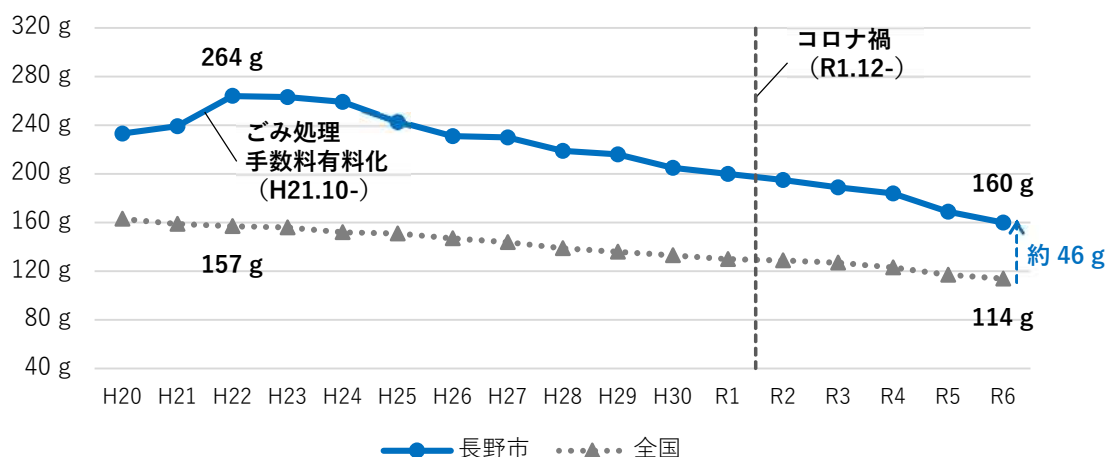


図2-23 1人1日当たりの生活系資源物排出量

イ 生活系資源物排出量の将来予測

本計画が満了を迎える令和13(2031)年度では、生活系資源物の市内排出量は15,567t、1人1日当たりの排出量は124gになると予測されます。

減少傾向が顕著で、その減少幅は家庭系ごみの将来予測における減少幅を上回る予測です。

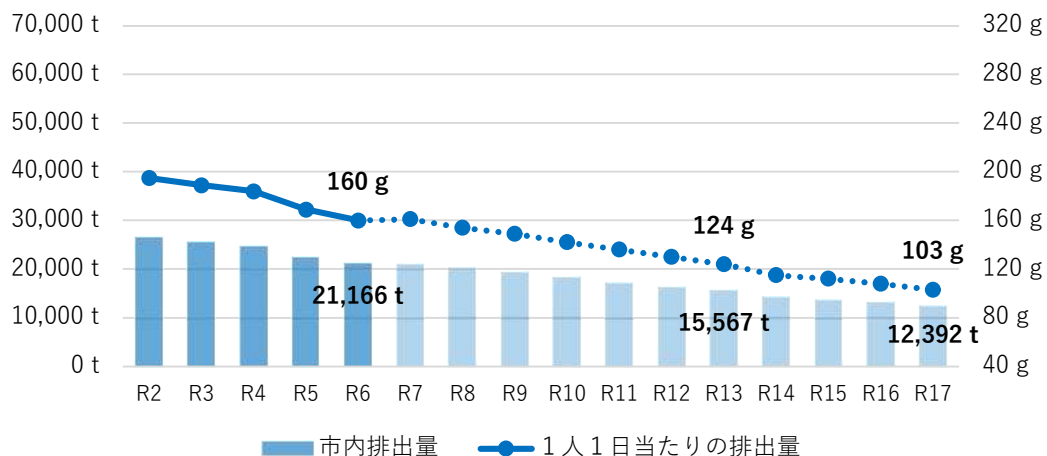


図2-24 生活系資源物排出量の将来予測

(6) 事業系ごみ

ア 事業系ごみ排出量の現状

本市の市民 1 人が 1 日に排出する事業系ごみは、全国と比較して多い状況です。

令和 2 (2020) 年度には一時減少したものの、以降は増加傾向となっています。これには、観光客の動向も影響していると考えられます。「宿泊業」や「飲食サービス業」など他業種と比較して排出量が多く、利用客数により排出量の変動する業種が全体に影響を与えている可能性があります。

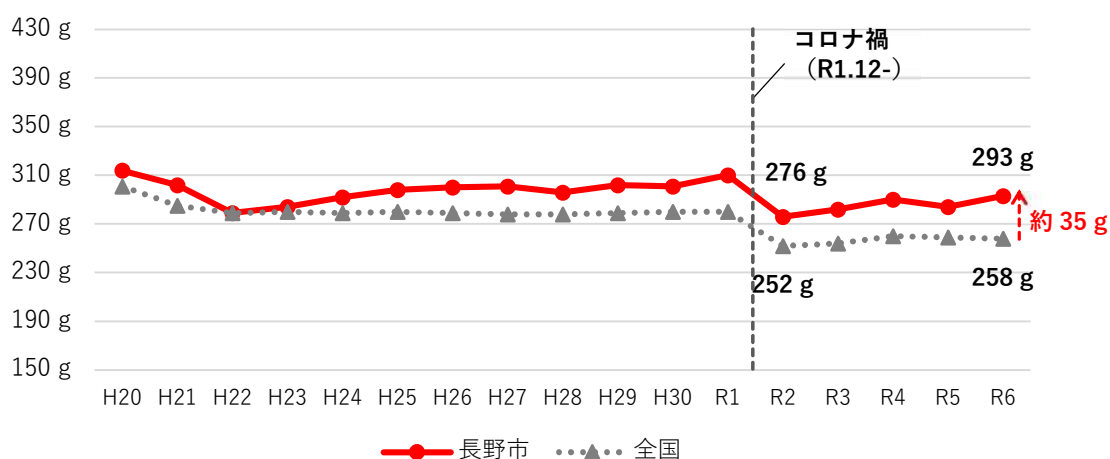


図 2 - 25 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量

イ 事業系ごみ排出量の将来予測

本市の事業系ごみ排出量は、本計画が満了を迎える令和 13(2031)年度では、市内排出量が 39,099 t、1 人 1 日当たりの排出量が 313 g になると予測されます。

市内排出量の増加は全体量に対して僅かですが、人口減少により 1 人 1 日当たりでは増加の傾向がみられます。

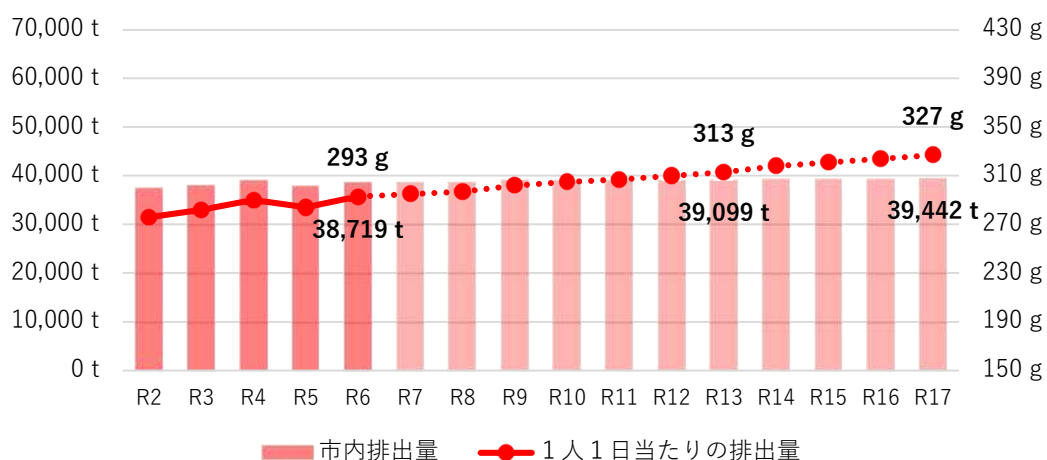


図 2 - 26 事業系ごみ排出量の将来予測

(7) ごみ（一般廃棄物）

ア ごみ排出量の現状

ごみ排出量は、家庭系ごみ排出量、生活系資源物排出量、事業系ごみ排出量を合計した数値です。

市民1人が1日に排出するごみ量の推移を見たとき、本市は全国と似た推移をたどっています。ただし、ごみの構成を見ると、生活系資源物と事業系ごみが多い一方で家庭系ごみは少ないという特徴があります。

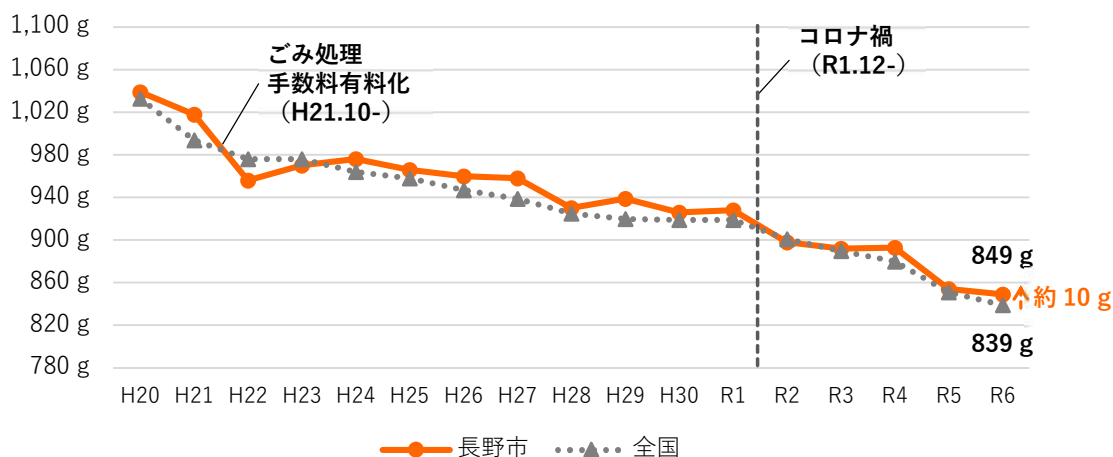


図 2 - 27 1人1日当たりのごみ排出量

イ ごみ排出量の将来予測

本市のごみ排出量は減少傾向が続き、本計画が満了を迎える令和13(2031)年度では、市内排出量が101,885t、1人1日当たりの排出量が815gになると予測されます。

構成比をみると、生活系資源物の割合が減少していく一方で、事業系ごみの割合が相対的に増加していく傾向が示されています。

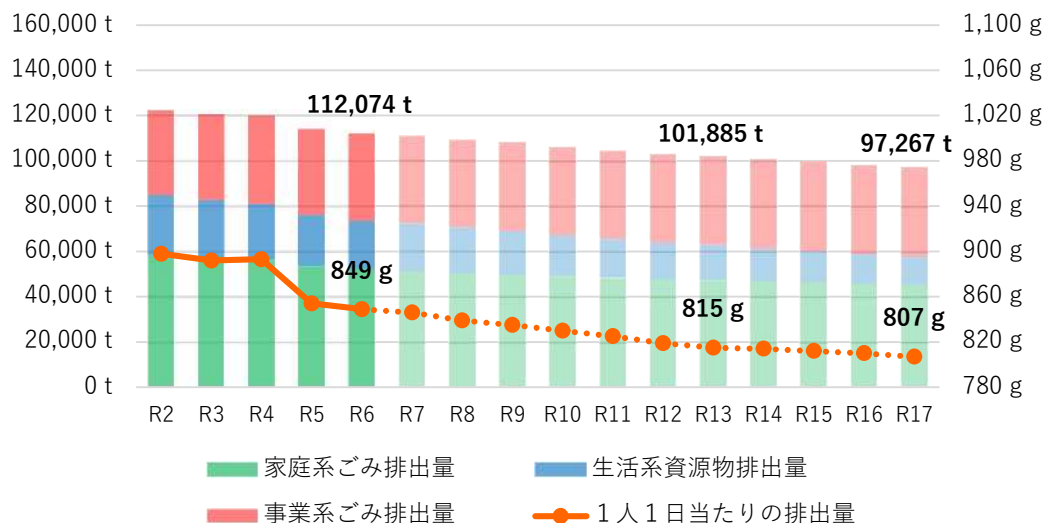


図 2 - 28 ごみ排出量の将来予測

(8) ごみ焼却処理量

ア ごみ焼却処理量の現状

ごみ焼却処理量は、一般廃棄物のうち、直接焼却処理されるごみの量です。
(破碎などの中間処理により生じた残渣の焼却量は含みません。)

本市の市民 1 人 1 日あたりのごみ焼却処理量は、全国とほぼ変わらない状況です。

ごみ排出量の推移と完全には一致しませんが、ごみ処理手数料有料制度によりごみ焼却処理量も減少したことがわかります。

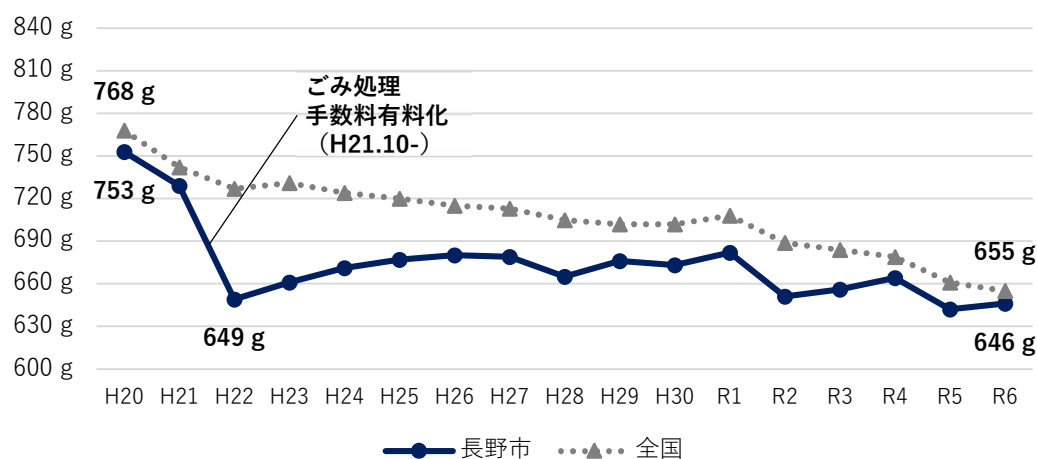


図 2 - 29 1 人 1 日あたりのごみ焼却処理量

イ ごみ焼却処理量の将来予測

本計画が満了を迎える令和 13(2031)年度のごみ焼却処理量は、市内処理量が 80,552 t、1 人 1 日あたりの処理量が 644 g になると予測されます。

市内処理量は減少傾向にあるものの、1 人 1 日あたりの処理量は当面の間ほぼ変わらず、その後は人口減少を要因として微増する予測となります。

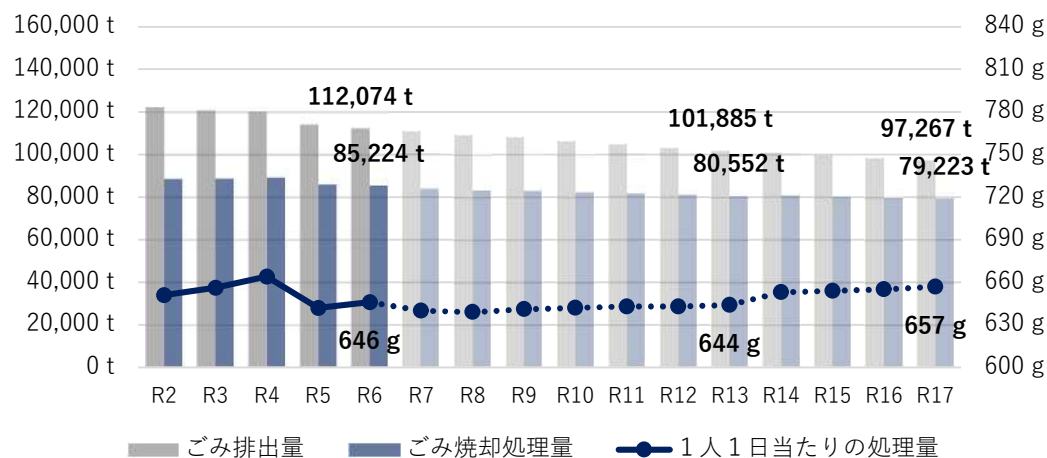


図 2 - 30 ごみ焼却処理量の将来予測

(9) 最終処分量

ア 最終処分量の現状

本市の市民 1 人 1 日あたりの最終処分量は、全国と比較してとても少ない状況です。

ながの環境エネルギーセンター（平成 30(2018)年 10 月試運転開始、平成 31(2019)年 3 月稼働開始）により、最終処分量が大幅に抑制されたことがわかります。

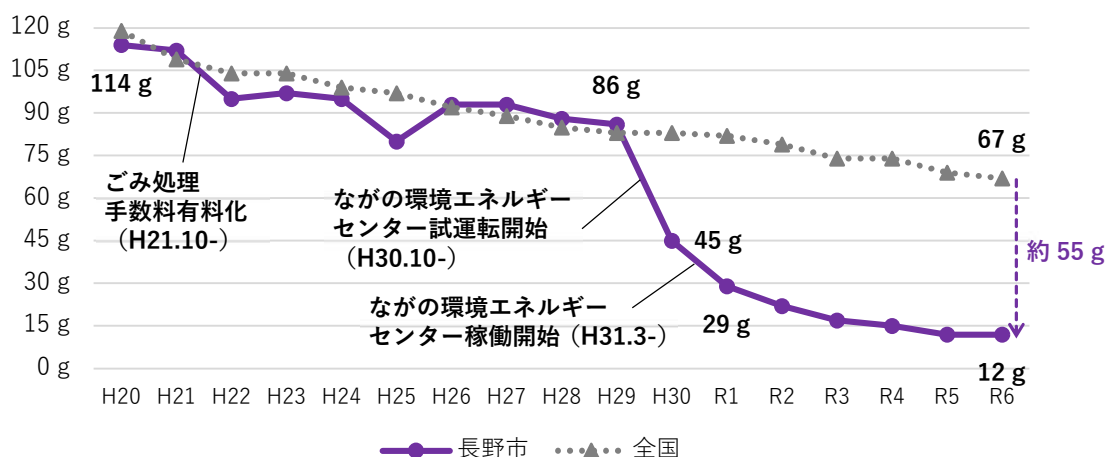


図 2 - 31 1 人 1 日当たりの最終処分量

イ 最終処分量の将来予測

本計画が満了を迎える令和 13(2031)年度の最終処分量は、市内処分量が 1,454 t、1 人 1 日当たりの処分量が 12 g になると予測されます。ごみ排出量に対して 1.4%前後で推移する見込みです。

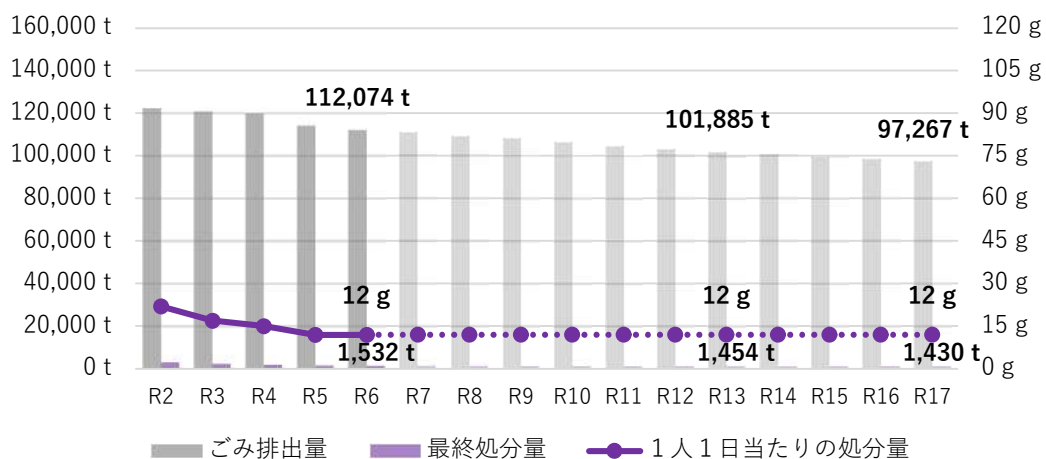


図 2 - 32 最終処分量の将来予測

(10) リサイクル率

ウ リサイクル率の現状

本市の市民1人1日あたりのリサイクル率は、全国と比較して高い状況が維持されています。

ながの環境エネルギーセンターの稼働により残渣の処分量が減少し、リサイクル率が上がりましたが、生活系資源物の排出量は減少しているため直近は減少傾向となっています。

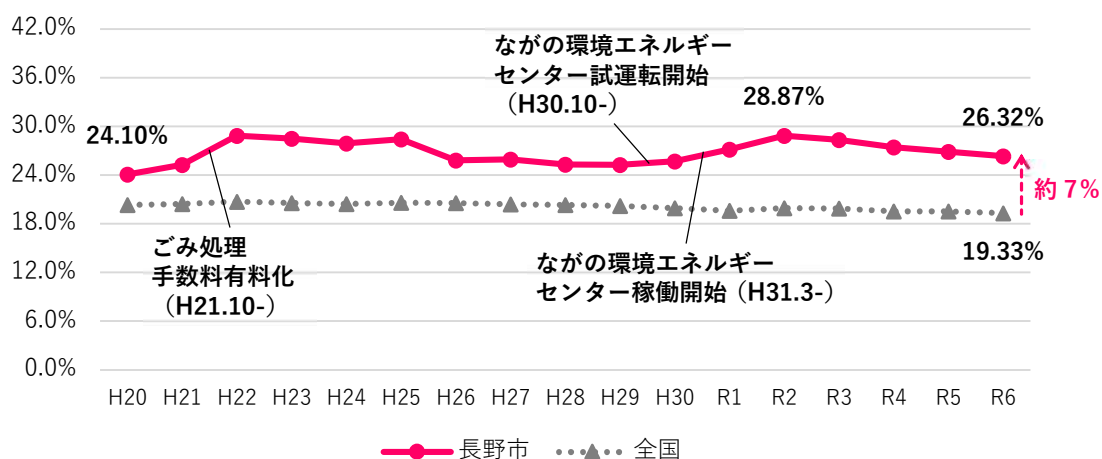


図2-33 リサイクル率

エ リサイクル率の将来予測

本計画が満了を迎える令和13(2031)年度の再資源化量は22,975 t、リサイクル率が23.08%になると予測されます。

直接資源化量、中間処理後資源化量及び集団回収量は減少傾向、焼却後資源化量はゆるやかな減少傾向がみられます。

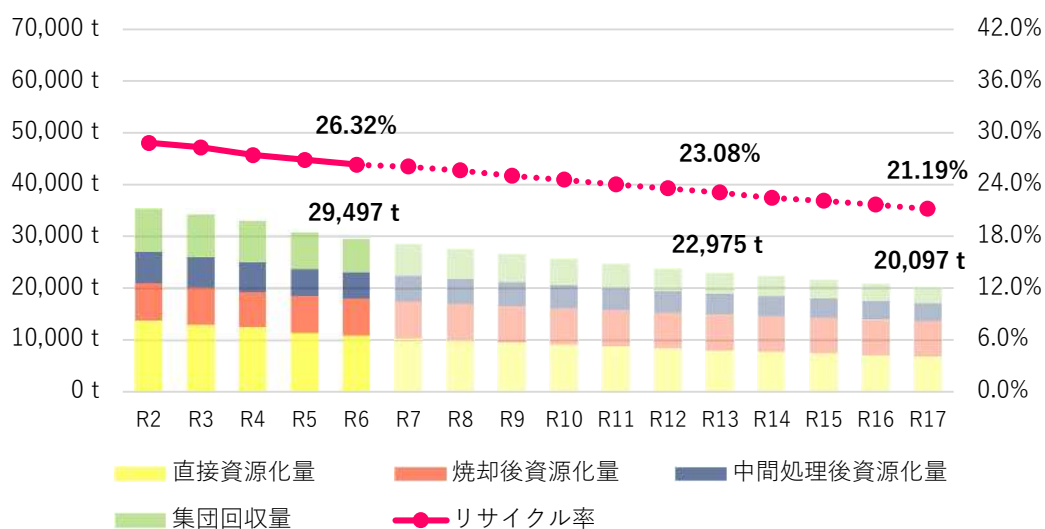


図2-34 再資源化量とリサイクル率の将来予測

(11) 食品ロス

ア 食品ロス量の現状

本市の市民1人が1日当たりに排出する食品ロスを推計すると、全国と比較して少ない水準が維持されていることがわかります。

減少傾向ではあるものの、全国と比較するとその減少幅は緩やかです。これは、当初より本市の食品ロス量が少ないことが影響しているものと考えられます。

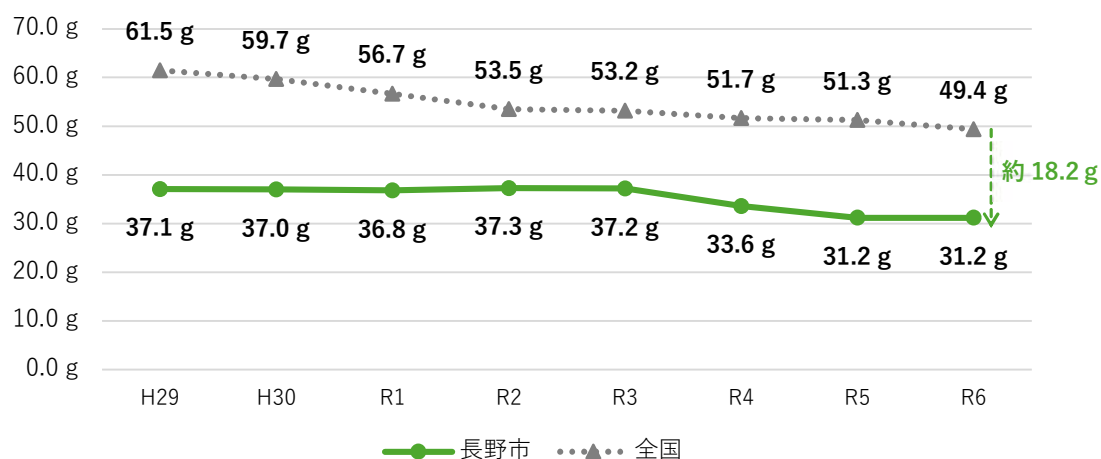


図 2 - 35 1人1日当たりの食品ロス量

イ 食品ロス量の将来予測

本市の食品ロス量は、本計画が満了を迎える令和13(2031)年度では、市内排出量が3,732t、1人1日当たりの排出量が29.8gになると予測されます。

市内排出量は人口減少を要因として減少傾向にあるものの、1人1日当たりの排出量は一定の水準に達した後には下げ止まる予測となります。

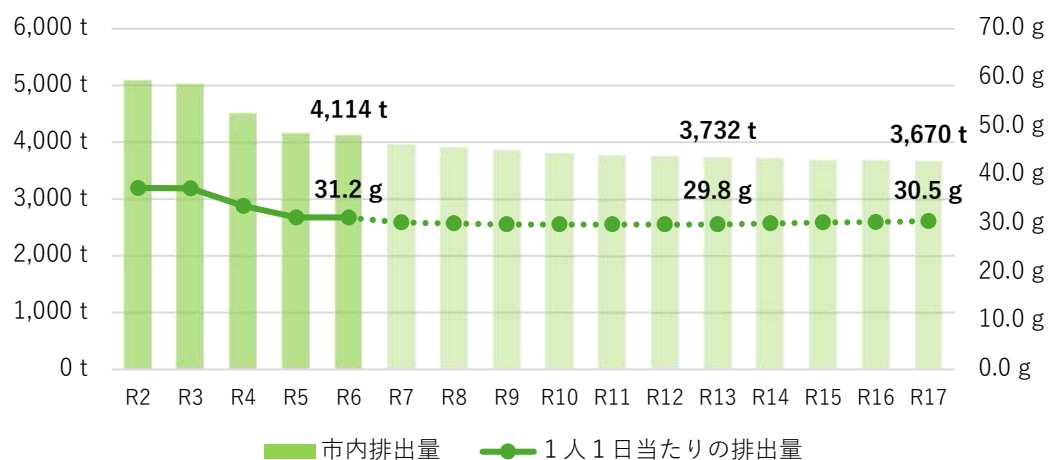


図 2 - 36 食品ロス量の将来予測

5 ごみ処理や取組に関する課題

ごみ処理の実績や国及び県における廃棄物行政の動向、さらには国際的な循環経済への移行や 2030 年を目標とする持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえ、本市のごみ処理の現状と課題を総合的に整理し、次のとおり課題を抽出しました。

(1) ごみ処理に関する課題

ア ごみ減量及び資源化の促進

本市のごみ排出量は、これまでの施策の結果、減少傾向が継続しています。

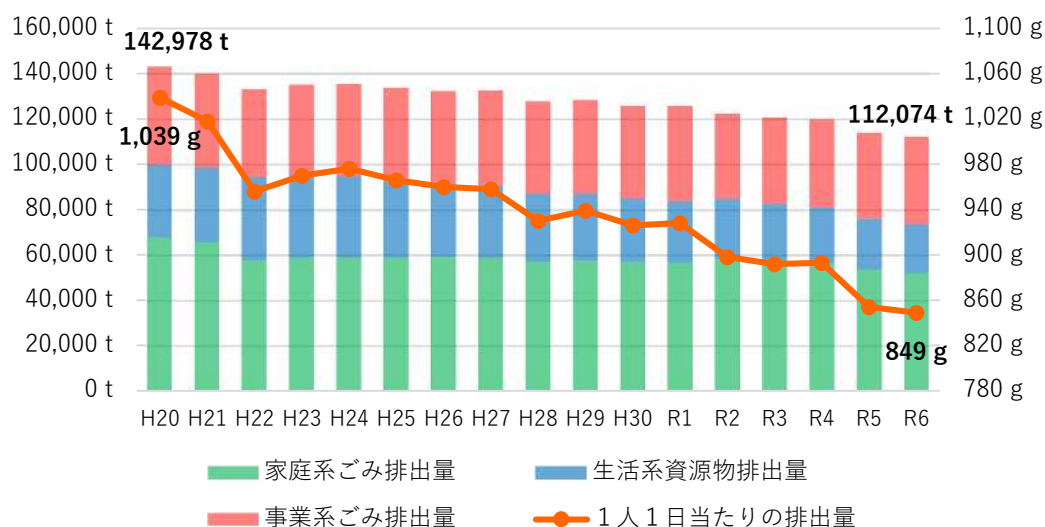


図 2 - 37 ごみ排出量の推移

しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均及び県平均と比較して多いことから、今後も引き続き、ごみの減量及び資源化を促進するための施策を進める必要があります。

イ 事業系ごみ排出量の削減

本市の令和6(2024)年度のごみ排出量構成比を見ると、その約34%を事業系ごみが占めています。将来予測では、生活系資源物の割合が減少していく一方で、事業系ごみの割合が相対的に増加していくと予測されることから、事業者に対する減量啓発・指導を強化する必要があります。

なお、事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があります。事業系ごみの分別徹底及び適正処理についても引き続き啓発・

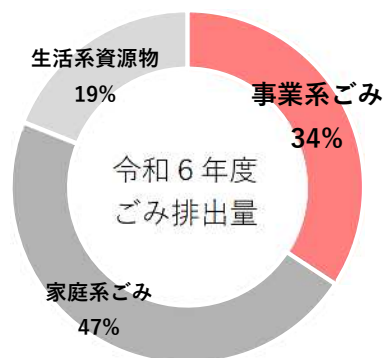


図 2 - 38 事業系ごみの割合

指導を行っていく必要があります。

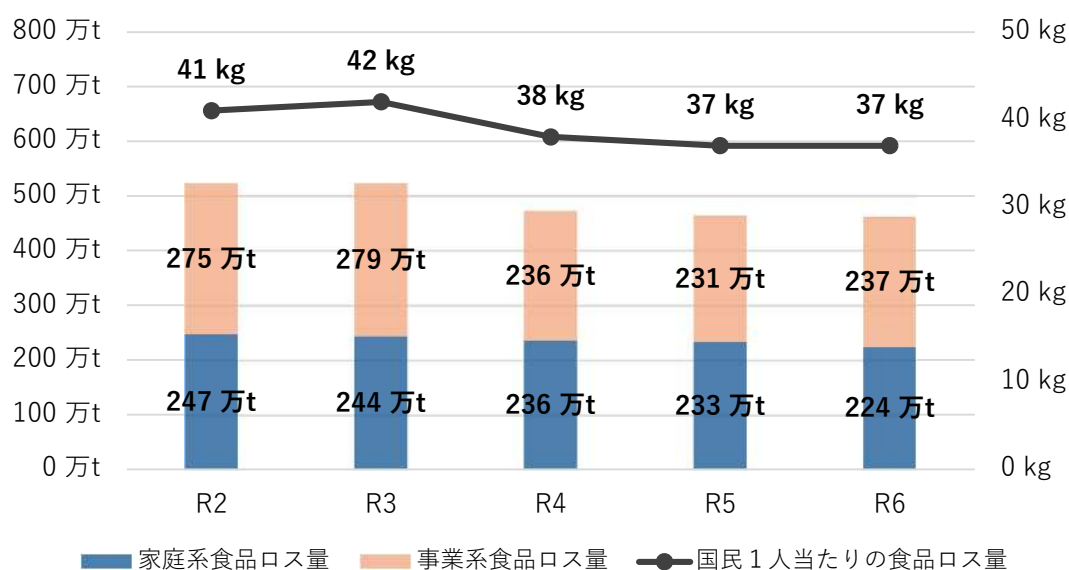
ウ 食品ロス排出量の削減

本市では、令和2(2020)年3月31日に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「食品ロス削減基本方針」という。)を受け、前計画の中で「食品ロス削減推進計画」を新たに位置づけ、削減施策を進めてきました。

食品ロスとは、本来食べることができるが捨てられてしまう食品を指し、日本では、年間約461万t(令和6(2024)年度)発生していると推計されています。これを1人1日あたりに換算すると、約102g(おにぎり1個分)を捨てている計算となります。(消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和8年6月30日版)」)

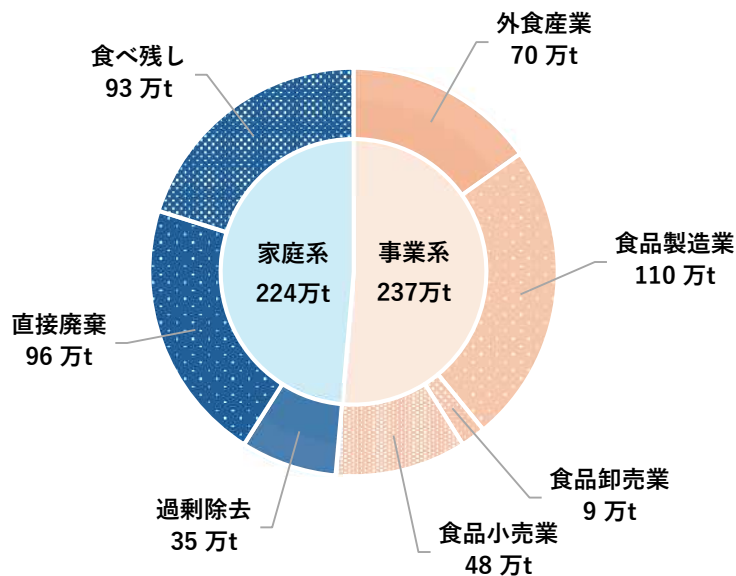
令和6(2024)年度食品ロスのうち、237万t(約51%)が事業系食品ロス、224万t(約49%)が家庭系食品ロスです。

家庭系食品ロスをさらに細分類すると、過剰除去が45万t、直接廃棄が96万t、食べ残しが93万tとなっています。



参考：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和8年6月30日版)」

図2-39 日本の年間食品ロス量



参考：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和 8 年 6 月 30 日版）」

図 2 - 40 日本の食品ロスの発生内訳（令和 6 年度）

家庭系食品ロスの分類

過剰除去	調理時に過剰除去された可食部 ※ 厚く剥き過ぎた野菜の皮など
直接廃棄	入手後全てもしくはほとんど手を付けずに捨てられたもの ※ 未開封の食品や未加工の食品などで、消費・賞味期限が過ぎているか否かは問わない
食べ残し	調理後または生のまま食卓に上がったが、食べ残されたもの ※ 開封後に食べなかった食品や加工後食べなかった食品など

食品ロス削減基本方針では、令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度の半分まで食品ロスを削減するという目標が掲げられています。

目標値にすると、年間排出量 435 万 t（事業系食品ロス量 216 万 t、家庭系食品ロス量 219 万 t）となり、令和 6 (2024)年度から 5.6 %以上の削減が必要となります。

本市の市民 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス排出量は、令和 6 (2024)年度で約 31.2 g と推計されます。全国平均は下回っているものの、依然として可燃ごみの 8.35 %を占めていることから、引き続き目標を定めて更なる減量施策を進める必要があります。

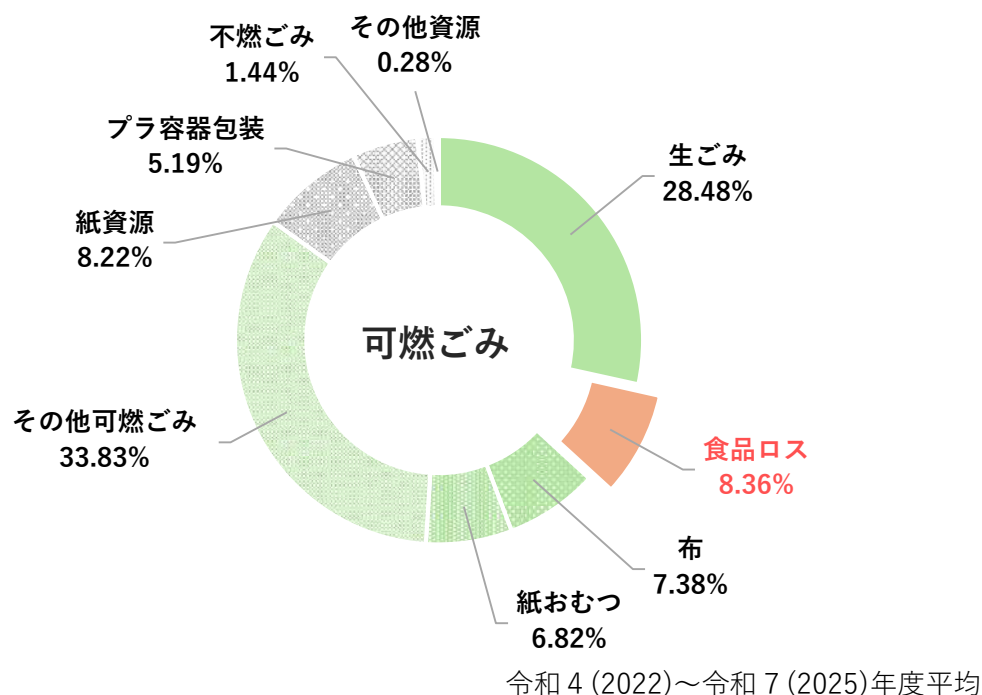


図 2 - 41 可燃ごみ指定袋のうち食品ロスの占める割合

可燃ごみ指定袋に入っていた食品ロス（組成調査結果より）



(2) 適正排出に関する課題

ア 資源プラスチック・充電式電池類への対応

令和 8 (2026)年度から資源プラスチック及び充電式電池類の収集を開始しました。

資源プラスチックに汚れや異物が混入することは再資源化の妨げとなるほか、充電式電池類についても正しく排出されないことにより、収集車両や処理施設の火災につながるおそれがあるため、正しい分別について周知を引き続き行うとともに、安全対策の徹底、安定した収集・処理体制の確保を図りながら、制度の定着を進めていく必要があります。

イ 適正排出の徹底

本市では、ごみ収集車の火災が毎年 10 数件発生しています。火災はスプレー缶、カセットボンベ、ライターや充電式電池類が不燃ごみとして排出されたことにより生じており、収集車両の爆発や周辺住宅への延焼等の大事故につながる危険性があります。収集車両や処理施設などの火災を防止するため、継続して市民へ分別の徹底を呼びかける必要があります。

収集車火災の原因となったスプレー缶や充電式電池類



(3) 処分に関する課題

ア プラスチック使用製品の廃棄物への対応

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市町村にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化措置に係る努力義務が課されており、本市では、令和 8 (2026) 年度から従来の容器包装プラスチックに、新たに基準を満たすプラスチック製品を加えたものを「資源プラスチック」として一括収集を開始し、再商品化を行い、資源循環を推進しています。また、基準を満たさないプラスチック製品は、可燃ごみとして処理し、サーマルリサイクルを行っています。

第2章 計画の枠組み

1 基本理念・役割分担

(1) 基本理念

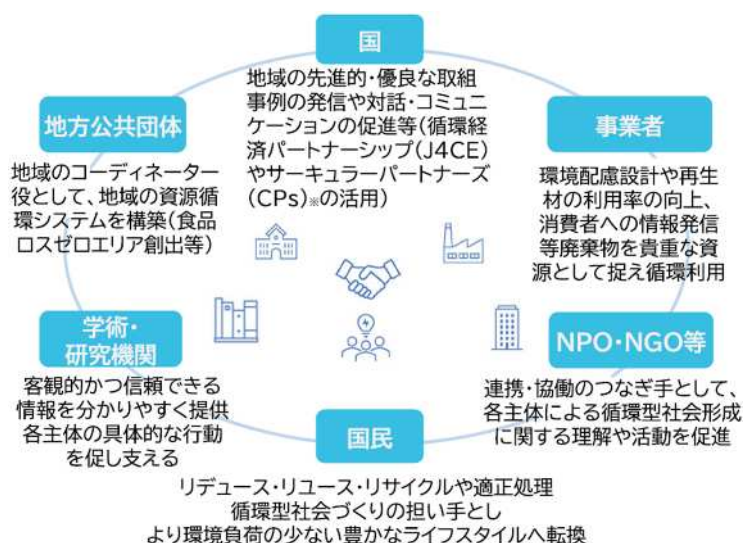
ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国全体として食品ロスの削減を推進していくために、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要とされていることから、本計画の中に位置付ける食品ロス削減推進計画は、本市の特性に応じた取組を定めるものとします。

廃棄物については、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則にのっとり、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、こうした排出抑制及び適正な処分を確保することが基本です。

循環型社会を形成するために、市民、事業者、市が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要です。



資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画 パンフレット」

図2-42 循環型社会の形成に向けた各主体の連携と役割

(2) 各主体の役割分担

基本理念を実現するためには、市民、事業者及び市が立場に応じて主体的に取り組む必要があります。各主体の役割分担は次のとおりとします。

ア 市民の役割

市民は、ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活における行動の重要性を認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら「4 R (Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用、Replace 代替素材への転換)」(以下、4 R という。)に努めるものとします。



具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- 商品の購入にあたっては、不要なもの（過剰包装など）は断る。
- 容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、再生品、環境に配慮された商品を選択する。
- 購入した商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用する。
- 不要となった場合には他者に譲渡して有効利用する。
- 排出に当たっては、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」や「家庭用資源物とごみの出し方保存版」を確認し理解を深め、分別区分に応じて適切に排出を行い、リサイクルに協力する。
- 地域やPTA・育成会などの団体が実施する集団回収へ積極的に参加する。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引渡しを行う。

▷ 食品ロスの削減

とりわけ食品については、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- 食品の購入にあたっては、期限表示に関する正しい理解を深め、適量の購入等による食品ロスの削減に資する購買行動に努める。
- 購入した食品は食べ切る、使い切る。
- 外食時には適量の注文、食べ残しの削減を心掛け、事業者が排出するごみの発生抑制に協力する。

本市では「あるを尽くして 食品ロス削減5カ条」を次のとおり定めており、市民への啓発活動を行っています。

食品ロス削減5カ条

- 1 買い物前、食材チェックを忘れずに 食べ切る分の購入を心掛け
- 2 買物中、ふと手にしたくなった物 期限も棚も手前から 地球にやさしいお買い物
- 3 週末は、残りの食材でエコ調理 残った料理はお弁当にリメイク
- 4 食べ切れないお中元とお歳暮は、期限前にフードドライブへ提供
- 5 宴会でも、家庭でも、「あるを尽くして」ごちそうさまでした

▷ プラスチックごみの削減

近年、世界的な問題となっている「海洋プラスチックごみ」に対し、市民一人ひとりが問題意識を持ち、解決に向けて努めるものとします。

本市では、「プラスチックと賢く付き合うための3R」を次のとおり定め、市民への啓発活動を行っています。

プラスチックと賢く付き合うための3R

- 1 Refuse そもそも、余計なプラスチックを使わない、もらわない、買わない
- 2 Responsible プラスチックを使うときは、捨てる時まで責任をもって使う
- 3 Reborn 使い終わったプラスチックはきちんとリサイクルできるようにする



▷ 火災の原因となる製品の適正排出

スプレー缶、カセットボンベ、ライター、充電式電池を含む電池類の不適正排出は車両の爆発や周辺住宅への延焼等の大事故につながる可能性があり、本市においても、これらの製品を起因とする収集車等の火災が毎年発生しています。

処理施設で火災が発生した場合は、廃棄物の受入が困難になり、施設再開に多大な費用がかかるなど、市民生活に影響を及ぼす恐れがあります。

ごみを排出する市民一人ひとりが、スプレー缶、カセットボンベ、ライター、充電式電池を含む電池類の危険性を認識し、適正排出に努めるものとします。

▷ ごみ集積所の適正な利用と管理

ごみ集積所は、地区等が設置及び管理をする場所です。集積所の利用にあたっては地区等が定めたルールを守り、協力して維持管理に努めるものとします。

イ 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4 Rに努めるものとします。

具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- 消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化に努める。
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品交換が容易な商品、修理が容易な商品の製造又は販売及び修繕体制の整備に努める。
- 単一素材でできた商品、分解・分別・収集・運搬・破碎・焼却の容易な商品、適正処理が困難とならない商品、再生利用が容易な商品、廃棄物を原料とした商品の製造又は販売に努める。
- 植物などの再生可能な有機資源由来の素材等への代替の検討を行う。
- 製品のライフサイクル全体における環境影響の評価に基づく設計を行う。
- 製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が少ないものを選んで購入する。

▷ 分別の徹底

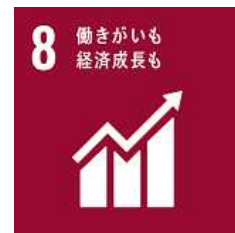
事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。事業者は排出区分への理解を深め、減量化に取り組むとともに、適切に分別したうえで排出するものとします。

▷ 食品関連業者の役割

食品関連業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減に取り組むとともに、食品循環資源の再生利用等に努めるものとします。

▷ 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正



に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4 Rに努めるものとします。

ウ 市の役割

市は、市内の一般廃棄物の状況を把握し、適正に処理するとともに、市民、事業者、県及び国と連携し、市内の4 Rを推進します。

特に市内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、市民への啓発に努めます。

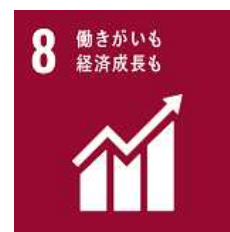
また、2050 ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進に努めます。

▷ 食品ロス削減への取組

第五次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの目標に基づき、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに家庭系食品ロス量を半減させるという目標を掲げています。本市においても食品ロス削減に向けた取組を推進します。

▷ 家庭ごみ処理手数料有料制度の検証

家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの減量を目的とし、ごみ指定袋を購入するとき販売店を通じて納めていただいております。リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。今後も本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則として3年ごとに点検・見直しを行うものとします。



2 基本方針

本市のごみの処理に関し実施する施策の基本方針を次のとおり定めます。

また、災害時に発生する廃棄物に係る対策について基本方針を定めます。

基本方針に基づき実施する具体的な施策内容については、長野市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

(1) 4 Rの推進に関する事項

長野県では、これまでの3 R「Reduce 発生抑制」、「Reuse 再使用」、「Recycle 再生利用」に、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換(再生利用可能な素材、植物由来のバイオマスプラスチックの導入)を図るという意味の「Replace」を加えた4 Rを推進しており、県内各市町村にも4 Rの推進を求めています。このことから、本市においても、市民、事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、4 Rを推進します。

ア 家庭ごみの減量・分別の推進

市民一人ひとりがごみの減量や分別を実践できるよう周知及び啓発に取り組めます。

可燃ごみについて、食品の食べ切りや生ごみの水切りなど、日常生活で取り組める減量化について啓発をします。

また、資源物の分別徹底を呼びかけます。特にプラスチック製品については、令和8(2026)年4月に分別区分の見直しを行ったことから、新たな分別の定着に向けた周知活動を継続します。

プラスチック製品を除く資源物については、引き続き排出機会を確保することで可燃ごみや不燃ごみへの混入を抑制します。

表 2 - 23 家庭ごみに関する施策内容

区分	施策内容
家庭系可燃ごみ	・ 食品の食べ切りや生ごみの水切り等について啓発します。 ・ 紙類や資源プラスチック等の資源物の分別徹底について啓発を行います。
家庭系不燃ごみ	・ サンデーリサイクルの広報において、蛍光灯及び小型家電の拠点回収をあわせて周知し、分別を促進します。 ・ 市役所本庁及び支所において蛍光灯の拠点回収を行い、分別を促進します。
生活系資源物	・ 資源物の定期回収以外の排出機会として実施しているサンデーリサイクルの日程を周知します。

区分	施策内容
家庭系共通	・「家庭用資源物とごみの出し方保存版」及び地区ごとに作成する「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」により分別徹底を周知します。 ・えこねこ通信や広報ながの等の記事を充実させ、ごみの減量・分別の推進について啓発します。 ・長野市公式 SNS の AI チャットボットにより、ごみの出し方に関する問い合わせの利便性の向上を図ります。 ・住民自治協議会等と連携し、ポイ捨てや不法投棄されにくい清潔なまちづくりの実現と地域の環境美化活動を推進します。 ・10月をごみ分別強化月間と定め、集積所を巡回し、結果を地区役員と共有して啓発の参考とします。 ・不適正に排出されたごみ等の排出者が特定できた場合は、個別指導を実施します。 ・住民自治協議会等からの出前講座等の要請に応え、ごみの減量・分別に関する教材の充実を図ります。また、教育機関等とも連携し、様々な世代でごみに関することが学べるよう体制を整備します。 ・家庭ごみの実態を把握するため、組成調査を実施します。

イ 事業系ごみの減量・分別の推進

事業者が排出者としての責任を持ち、ごみの発生段階で徹底的な分別を行い、事業系ごみを減量するよう、周知及び啓発をします。

特に、1日平均 50 kg を超える事業系ごみを排出する「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物の占有者、大規模小売店、その他事業所に対しては、「事業ごみの減量に関する計画書」の届出を徹底させ、計画的な減量に取り組むよう求めます。

また、本計画では、事業系ごみに対して具体的な目標は設定しませんが、従業員一人ひとりが事業系ごみ全体の削減を図るとともに、事業系食品ロスについても削減を図るよう啓発します。

表 2 - 24 事業ごみに関する施策内容

区分	施策内容
事業系共通	・事業ごみの処理ガイドを作成・発行し、事業者の排出責任について啓発します。 ・1日平均 50kg を超える事業系ごみを排出する事業所に対し、減量計画書の提出を徹底させ、ごみ減量の計画的な取組を促進します。また、必要に応じて立入指導を行います。 ・ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査で産業廃棄物の混入が認められた場合は厳正に指導します。 ・ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図り、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。 ・汚れた廃プラスチックが出やすいイベントごみについて、実態調査を行うとともに、分別の徹底を呼びかけます。

ウ 家庭ごみ処理手数料の適正な負担

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源プラスチックは、指定袋に入れて排出するものとし、可燃ごみと不燃ごみについては、指定袋購入時に販売店を通じて家庭ごみ処理手数料を納めていただくものとします。

手数料については、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則として3年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直しを行うものとします。

納めていただいた手数料は、リサイクルや更なるごみ減量のための施策の財源とします。

家庭ごみ処理手数料見直しのポイント

- 平成20年度と比較して10%以上のごみ減量効果を得ているか
- 家計からみた場合、その負担感が大きすぎず分別努力に結び付くか
- 長野広域連合管内の市町村の手数料と比較して大きな差がないか

表2-25 家庭ごみ処理手数料に関する施策内容

区分	施策内容
家庭系共通	・ 指定袋以外あるいは粗大ごみシールを貼らずに出されたごみ等の排出者が特定できた場合は、個別指導を実施します。 ・ 納めていただいた家庭ごみ処理手数料額や用途について、えこねこ通信やごみ処理概要等に掲載し、透明性を図ります。 ・ 乳幼児や要支援高齢者などのごみを減量することが困難な世帯については、家庭ごみ処理手数料の減免措置を講じます。

エ 地域循環共生圏³づくりの推進

資源物については、排出機会の確保を図るほか、集団回収等を通して地域の中で資源物と経済を循環させ、地域循環共生圏づくりを推進するものとします。

表 2 - 26 地域循環共生圏づくりに関する施策内容

区分	施策内容
可燃ごみ	・ 生ごみ自家処理機器購入補助金の交付や生ごみ自家処理講座の実施を通じて、生ごみの自家処理を推進し、可燃ごみの減量を図ります。 ・ 市農業研修センターで栽培した野菜を宿泊施設へ販売し、地産地消を図るとともに、同施設で発生する野菜くずを堆肥として同センターのほ場へ還元します。
家庭系不燃ごみ	・ リサイクルプラザを拠点として、まだ使える不用品を必要とする人へ提供し、リユースを促進します。
家庭系資源物	・ 集団回収を促進し、リユースびんをリユースびんのまま循環させるほか、資源物を有価物として循環させ、自治会等の自主財源の確保を支援します。 ・ 剪定枝葉等を回収し、堆肥等に資源化します。

オ 食品ロス削減の推進

食品ロス削減基本方針では、令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度の半分まで食品ロスを削減するという目標が掲げられていることから、引き続き食品ロス削減施策を実施するものとします。

表 2 - 27 食品ロスに関する施策内容

区分	施策内容
可燃ごみ (食品ロス)	・ 組成調査を実施し、食品ロスの実態把握を行います。 ・ 市民に対し、消費期限・賞味期限に関する正しい理解を深めるための情報発信を行い、食品ロスの発生を抑制する購買活動を行うよう啓発します。 ・ フードバンク活動への協力・支援を行います。 ・ 県及び長野エコ活動推進本部と連携し、30・10 運動の街頭啓発を行います。 ・ 小中学校での給食における食べ残しの発生抑制、再生利用を推進します。 ・ 食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインに沿った食品廃棄物の資源化の啓発・指導を行います。

³ 各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

カ プラスチックスマートの推進

市民一人ひとりがプラスチックを使用する者としての責任を持って、使用後は適切な分別を行い、排出するよう啓発します。

表 2 - 28 プラスチックに関する施策内容

区分	施策内容
可燃ごみ	・ 資源プラスチック対象外のプラスチック製品について、可燃ごみとして分別するよう周知します。 ・ 事業所で発生した廃プラスチックが、産業廃棄物として排出されるよう指導します。飲食物の容器包装等も安易に他の可燃ごみと混ざり、可燃ごみにならないよう分別徹底を指導します。
家庭系不燃ごみ	・ プラスチックが使われている製品について、不要な製品は買わない・もらわないよう啓発します。 ・ プラスチックが使われている製品のリユースの促進を図ります。
家庭系資源物	・ 過剰包装など不要なプラスチックは断るよう啓発します。 ・ 資源プラスチックとペットボトルの分別徹底を啓発します。
家庭系共通	・ 衣・食・住の様々な場面において、使い捨てプラスチックの使用を抑制するよう啓発します。 ・ プラスチックを使うときは、捨てるときまで使用者として責任を持つよう啓発します。

(2) 収集運搬に関する事項

ア 住民自治協議会との連携

住民自治協議会と連携し、ごみの分別やごみ集積所の管理、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布について協力を求めます。

表 2 - 29 住民自治協議会との連携に関する施策内容

区分	施策内容
家庭系共通	・ 地区役員を対象とした「環境美化に関する説明会」等で、ごみの分別やごみ集積所の管理、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布について協力を求めます。 ・ 自治会等が設置・管理するごみ集積所の設置及び改修補助金を交付します。

イ 排出機会の確保

家庭系資源物については、サンデーリサイクル等の拠点回収を継続することで排出機会の確保を図り、分別徹底によるごみ減量を促進します。

表 2 - 30 排出機会に関する施策内容

区分	施策内容
家庭系共通	・ サンデーリサイクルを継続して実施します。 ・ 市役所本庁・支所において蛍光灯の拠点回収を行い、分別を促進します。 ・ 小売店等における店頭回収の現状を把握するため、店頭回収実施者に回収量調査を実施します。

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可の検証

本市が一般廃棄物の収集運搬を許可した事業者（以下、「一般廃棄物収集運搬業許可業者」という。）は 180 事業者（令和 8 年 1 月 1 日現在（し尿を除く））です。

一般廃棄物排出量は今後も減少傾向が続くと見込まれており、現存する一般廃棄物収集運搬業許可業者により適正な処理（収集運搬）を継続できると判断していることから、平成 29(2017)年 4 月 1 日をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則として停止しています。

令和 3 (2021)年 4 月一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針を更新しました。今後については社会情勢等に応じて検討します。

表 2 - 31 一般廃棄物収集運搬業許可に関する施策内容

区分	施策内容
事業系共通	・ 事業系ごみ発生量及び社会情勢を検証・予測し、必要に応じて一般廃棄物収集運搬業の新規許可方針について検討します。 ・ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する講習会を実施します。 ・ ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査や指導により分別の徹底を図ります。

(3) 中間処理に関する事項

ア 広域ごみ処理体制の支援

長野広域連合は、ごみ焼却施設において受け入れたごみを適正かつ効率的に焼却処理し、かつ焼却灰の溶融処理を行うことで、スラグとして再資源化し、最終処分量を削減するものとしています。また、焼却主灰及び焼却飛灰の一部は民間施設において資源化し、さらなる最終処分量の削減を図るものとしています。

本市は、長野広域連合と連携し、また、継続して地元住民と協議を行い、施設運営を支援するものとします。

表 2 - 32 広域ごみ処理体制に関する施策内容

区分	施策内容
可燃ごみ	・ 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づき広域ごみ処理体制を支援します。 ・ ながの環境エネルギーセンター等の施設見学を実施します。

イ 資源再生センターの計画的な管理運営

資源再生センターにおいて、不燃ごみ及び資源物を適正かつ効率的に破碎・選別・資源化等の処理を行えるよう施設を計画的に修繕し、かつ安定的に運営するものとします。

また、資源物については、民間再生事業者の活用による再資源化を推進するものとします。

表 2 - 33 資源再生センター管理運営に関する施策内容

区分	施策内容
不燃ごみ 資源物	・ 資源再生センターを計画的に修繕し、かつ安定的に運営します。 ・ 不燃ごみとして排出された小型家電をピックアップ回収し、資源化します。 ・ 資源再生センターで処理できないものについて、処理ルートを継続して確保します。 ・ 資源再生センター周辺の環境測定を実施し、公表します。

ウ ごみ処理手数料の適正な設定

資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料等については、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則として3年ごとに点検・見直しを行うものとします。

その際には、処理費用を勘案した手数料とすることで、事業者への適切な経済的インセンティブを与えることにより計画的な事業系ごみの排出抑制対策が図られるようにするものとします。

表 2 - 34 直接搬入時のごみ処理手数料に関する施策内容

区分	施策内容
不燃ごみ 資源物	・ 一般廃棄物会計基準によりごみ処理費用を算出し、公表します。 ・ 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回ごみ処理手数料を見直します。 ・ 見直しに当たっては、長野市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、ごみ処理費用を基に総合的に勘案して設定します。

(4) 最終処分に関する事項

ア 長野広域連合最終処分場の施設整備

最終処分については、長野広域連合において民間委託を行ってきましたが、令和3(2021)年2月からエコパーク須坂が埋め立てを開始し、広域連合管内での処理が可能となりました。

ただし、エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、長野広域連合においては中間処理による最終処分量の削減と併せ、将来に備えて次期最終処分場の整備についても検討を進めるものとしています。

本市は、長野広域連合と連携して施設整備について検討するものとしします。

表 2 - 35 長野広域連合最終処分場に関する施策内容

区分	施策内容
共通	・ 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。

(5) 災害廃棄物対策に関する事項

法改正にあわせ今後内容を決定します

(6) 計画推進に関する事項

ア 計画の点検と見直し

本市は、本計画で示した指標（数値目標）の達成状況を評価します。

また、社会情勢や制度改正など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適時対応するための見直しを行います。

表 2 - 37 計画推進に関する施策内容

区分	施策内容
共通	・ 本計画を実施するうえで必要な各年度の事業に関する「一般廃棄物処理実施計画」を年度ごとに定めます。 ・ 本計画で示した指標（数値目標）を実績と比較し、達成状況を評価します。 ・ 主要な指標は、ながの環境マネジメントシステムにおいて評価します。

3 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

(1) 収集運搬計画

ア 家庭ごみ

(ア) 定期収集ごみ

家庭ごみは、定期収集により回収することを基本とします。定期収集ごみは、ごみ集積所及び指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が収集運搬を行うものとします。

(イ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、次に掲げる場所で拠点回収を実施するものとします。

a サンデーリサイクル

毎週日曜日スーパーマーケット等の 19 か所のうち週ごとに定めた箇所において紙、缶、ビン及びペットボトルを回収するものとします。

また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池（充電式電池類、ボタン・コイン型電池は対象外）・小型家電（一部会場のみ）についても回収するものとします。

b 家庭用使用済蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収するものとします。

c 家庭用使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収するものとします。

(ウ) ごみ集積所

ごみ集積所は、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。）とします。

ごみ集積所を新たに設置する申出が地区等からあった場合、市は現地確認を行った後、速やかに申込者へ設置の可否や条件について回答を行うものとします。回答後、市は準備が整い次第、収集を開始するものとします。

イ 事業ごみ

事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとします。

- a 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- b 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者により自己搬入する。
- c 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- d 上記のほか、本市のごみ減量に資することが認められる処理方法で、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めたもの。

なお、一般廃棄物排出量は今後も減少傾向が続くと見込まれており、現存する一般廃棄物収集運搬許可業者により適正な処理（収集運搬）を継続できると判断していることから、引き続き一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則として停止するものとします。一般廃棄物収集運搬業許可方針は以下に示すとおりです。

長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針

- 1 本市を除く長野広域連合市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、同市町村の一般廃棄物（可燃ごみ）を本市にある一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合
- 2 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定により、本市以外の市町村で収集した特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所まで運搬する場合
- 3 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- 4 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合
- 5 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有している場合で、個人が法人化する場合又は法人同士が合併する場合（ただし、現在保有している許可品目に限る）

ウ 積替・保管

市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者のうち、積替・保管の許可又は指定を受けた者は、その許可又は指定条件に応じて、積替・保管後、処理施設へ搬入することができる

ものとして扱います。

(2) 中間処理計画（再生利用を含む）

ア 焼却処理

可燃ごみ、資源再生センター資源化施設で不燃ごみ処理の際に発生した資源化残渣、資源再生センター資源プラスチック圧縮梱包施設で発生した異物及び長野市一般廃棄物処理実施計画で定めたものは、ながの環境エネルギーセンター又はちくま環境エネルギーセンターで焼却処理するものとします。

また、発生した焼却灰及び飛灰処理物の一部を溶融し、スラグにするものとします。

なお、両センターで処理するものの区分は、長野市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

イ 資源化処理

次の品目について資源化処理を行います。なお、国や県におけるごみ処理行政の動向に大きな変更があり、本市のごみの分別区分を変更する場合等には、本計画又は長野市一般廃棄物処理実施計画において見直すものとします。

(ア) 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で、粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄、破碎アルミ及び資源化残渣に選別し、有価物（粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄及び破碎アルミ）は売却します。資源化により発生した残渣は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、減容処理後再資源化あるいは埋立処分するものとします。

(イ) 缶・ビン

缶は、資源再生センター資源化施設で鉄とアルミに選別・プレスし売却するか、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で選別・資源化処理を行うものとします。

ビンは、資源再生センター資源化施設で無色透明、茶色及びその他の色に区分された状態で保管した後、無色透明と茶色は資源取扱事業者へ売却、その他の色は（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再資源化するものとします。

(ウ) 資源プラスチック・ペットボトル

資源プラスチックは、資源再生センター資源プラスチック圧縮梱包施設

で手選別により異物を除去、圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化処理を行うものとします。

ペットボトルは、資源再生センターの資源プラスチック圧縮梱包施設で圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化処理を行うか、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行うものとします。

(エ) 紙

紙は、古紙事業者、市が処理委託した事業者又は市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化処理を行うものとします。

(オ) 生ごみ

生ごみは、一般廃棄物処分業許可事業者、登録再生利用事業者（指定証に記載のある排出元からの生ごみに限る）、又は特定非営利活動法人で資源化処理を行うほか、堆肥へ自家処理又は長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理するものとします。

なお、事業者が食品廃棄物を資源化するための施設を整備し、一般廃棄物処分業許可を受けるに当たっては、市は臭気等が周辺に影響を与えない等を審査し、許可するものとします。

(カ) 木くず・剪定枝葉等

定期収集、サンデーリサイクル会場での拠点回収及び資源再生センター指定回収場所で回収した剪定枝葉等は、市が処理委託した事業者で資源化処理を行うものとします。

それ以外のものは、一般廃棄物処分業許可事業者若しくは市が指定する一般廃棄物再生利用業者で資源化処理（指定証に記載のある排出元からの木くずに限る）、市による資源化処理、又は市の「果樹剪定枝等まきストーブ活用推進事業」により処理するものとします。

(キ) 特定家庭用機器廃棄物

リサイクル料金が支払われたものは、製造事業者等のリサイクルプランで資源化処理を行うものとします。それ以外のものは、長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理するものとします。

(ク) 家庭系パソコン

製造事業者又はパソコン3R推進センターを通じて資源化処理を行うものとします。又は、使用済小型家電として使用済小型電子機器等の再資源化の処理に関する法律に基づく認定事業者に引き渡して再資源化するものと

します。

(ケ) 廃食用油

サンデーリサイクル会場で拠点回収した廃食用油は売却、又は市委託事業者で資源化处理を行うものとします。

(コ) 家庭系の割れていない使用済蛍光灯

市委託事業者で資源化处理を行うものとします。

(サ) 廃タイヤ

タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取を依頼するほか、市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化处理を行うものとします。

(シ) 電池・バッテリー

乾電池は、市委託事業者で資源化处理を行うものとします。

充電式電池類は、資源再生センターで種類ごとに選別し、売却、又は市委託事業者で資源化处理を行うものとします。また、(一社) J B R C 協力店に引取を依頼し資源化处理を行うものとします。

直径が 12mm 以下のボタン電池は、電池工業会リサイクル協力店に引取を依頼し資源化处理を行うものとします。

自動車用バッテリーについては同種のものを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取を依頼し、資源化处理を行うものとします。

(ス) 使用済小型家電

拠点回収及び不燃ごみなどとして資源再生センター資源化施設に搬入されたものからピックアップ回収した使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者に引き渡して、再資源化するものとします。

(セ) 医療系廃棄物

在宅医療系廃棄物及び医療機関から排出される感染性廃棄物は、長野市一般廃棄物処理実施計画に定める方法で適切に処理するものとします。

(ソ) 廃消火器

特定窓口、指定引取場所へ直接持ち込み、又は回収を依頼し、消火器リサイクルセンター（消火器リサイクルシステム）を通じて再資源化するものとします。

(タ) スプリング入りマットレス等

一般廃棄物処分業許可業者に搬入されたスプリング入りマットレス等は、

同業者でスプリング等と残渣に選別した後、スプリング等は資源化处理し、残渣はながの環境エネルギーセンターで焼却処理するものとします。

(3) 最終処分計画

ながの環境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、メタル、スラグ、溶融しない主灰、溶融しない除塵飛灰、磁性物等は、ながの環境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンター運営事業者が委託した事業者で資源化するものとします。

ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰、ながの環境エネルギーセンター運営事業者で処理しないスラグは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）又は民間事業者で埋め立てるものとします。

(4) ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項

ごみの処理を実施する者は、関係法令及び計画を遵守するほか、適正な料金により処理するものとします。

特に市は、ごみ処理に関する各種手数料について処理費用を勘案した手数料とすることで、排出者への適切な経済的インセンティブを与えることによる計画的なごみの排出抑制対策を講ずるものとします。

4 数値目標

次の指標について、令和 6 (2024)年度の実績値（食品ロスに限り推計値）を基準として令和 13(2031)年度を目標年度とした数値目標を定めます。

- (1) ごみ排出量
- (2) 1 人 1 日当たりのごみ排出量
- (3) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量
- (4) 家庭系食品ロス排出量（推計値）
- (5) 1 人 1 日当たりのごみ焼却処理量
- (6) 最終処分量

また、その目標を着実に達成するために令和 9 (2027)年度から令和 12(2030)年度まで年度ごとの数値目標を定めます。

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、市一般廃棄物の年間排出量であって、家庭系ごみ排出量、生活系資源物排出量、事業系ごみ排出量を合計し、算出する値です。

本市は、年間に排出するごみを令和 13(2031)年度までに 101,797 t 以下にする（令和 6 (2024)年度から 10,277 t 減少させる）という目標を定めます。

表 2 - 38 ごみ排出量目標

R6(2024)実績値		R13(2031)目標値	R12(2030)国・県の目標
112,074t	➡ △ 9.2%	101,797t	(国) R4 年度比 △ 9.0% (県) R5 年度比 △10.0%

令和 13(2031)年度の目標に向けて定める令和 9 (2027)年度から令和 12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表 2 - 39 ごみ排出量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6 比)	目標削減率 (R6 比)
R9 (2027)	107,855 t	△ 4,219 t	△ 3.8 %
R10 (2028)	106,058 t	△ 6,016 t	△ 5.4 %
R11 (2029)	104,544 t	△ 7,530 t	△ 6.7 %
R12 (2030)	103,036 t	△ 9,038 t	△ 8.1 %
R13 (2031)	101,797 t	△10,277 t	△ 9.2 %

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、市一般廃棄物の年間排出量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値です。

本市は、市民1人が1日に排出するごみを令和13(2031)年度までに814g以下にする（令和6(2024)年度から35g減少させる）という目標を定めます。

表2-40 1人1日当たりのごみ排出量目標

R6(2024)実績値		R13(2031)目標値		R12(2030)国・県の目標
849g	→	814g		
	△ 4.1%			(県) R5 年度比 △ 3.9%

令和13(2031)年度の目標に向けて定める令和9(2027)年度から令和12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表2-41 1人1日当たりのごみ排出量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6 比)	目標削減率 (R6 比)
R9 (2027)	834 g	△ 15 g	△ 1.8 %
R10 (2028)	829 g	△ 20 g	△ 2.4 %
R11 (2029)	824 g	△ 25 g	△ 2.9 %
R12 (2030)	819 g	△ 30 g	△ 3.5 %
R13 (2031)	814 g	△ 35 g	△ 4.1 %

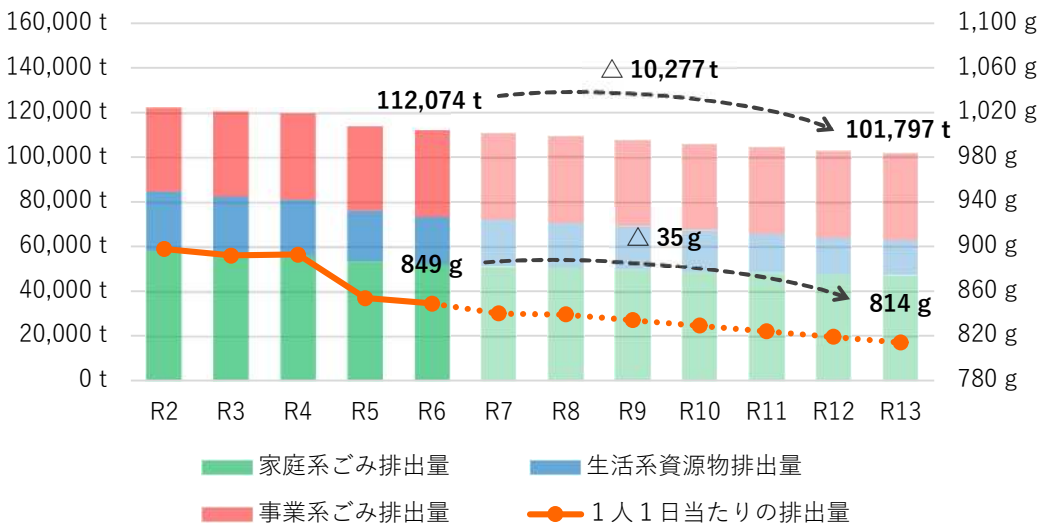


図2-43 ごみ排出量の目標

(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、家庭から排出するもののうち、生活系資源物を除いたごみの量です。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、市家庭系ごみの年間排出量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値です。

本市は、市民1人が1日に排出する家庭系ごみを令和13(2031)年度までに377g以下にする（令和6(2024)年度から18g減少させる）という目標を定めます。

表2-42 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標

R6(2024)実績値		R13(2031)目標値	R12(2030)国・県の目標
395g	➡ △ 4.6%	377g	(国) 約 478g

令和13(2031)年度の目標に向けて定める令和9(2027)年度から令和12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表2-43 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6 比)	目標削減率 (R6 比)
R9 (2027)	385g	△ 10g	△ 2.5%
R10 (2028)	383g	△ 12g	△ 3.0%
R11 (2029)	381g	△ 14g	△ 3.5%
R12 (2030)	379g	△ 16g	△ 4.1%
R13 (2031)	377g	△ 18g	△ 4.6%

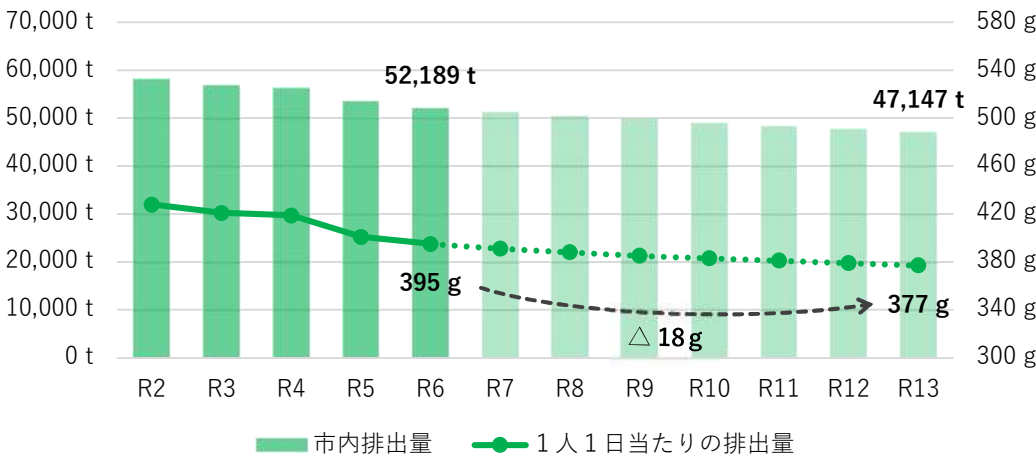


図2-44 家庭系ごみ排出量の目標

(4) 家庭系食品ロス排出量（推計値）

家庭系食品ロス排出量は、本来食べることができるにも関わらず家庭で捨てられる食品の量です。

本市は、年間に排出する家庭系食品ロスを令和 13(2031)年度までに 3,689 t 以下にする（令和 6 (2024)年度から 425 t 減少させる）という目標を定めます。

表 2 - 44 家庭系食品ロス排出量目標

R6(2024)推計値		R13(2031)目標値	R12(2030)国・県の目標
4,114t	→	3,689t	(国) R4 年度比 △ 8.5%
△10.3%			

令和 13(2031)年度の目標に向けて定める令和 9 (2027)年度から令和 12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表 2 - 45 家庭系食品ロス排出量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6 比)	目標削減率 (R6 比)
R9 (2027)	3,867 t	△ 247 t	△ 6.0 %
R10 (2028)	3,812 t	△ 302 t	△ 7.3 %
R11 (2029)	3,768 t	△ 346 t	△ 8.4 %
R12 (2030)	3,724 t	△ 390 t	△ 9.5 %
R13 (2031)	3,689 t	△ 425 t	△ 10.3%

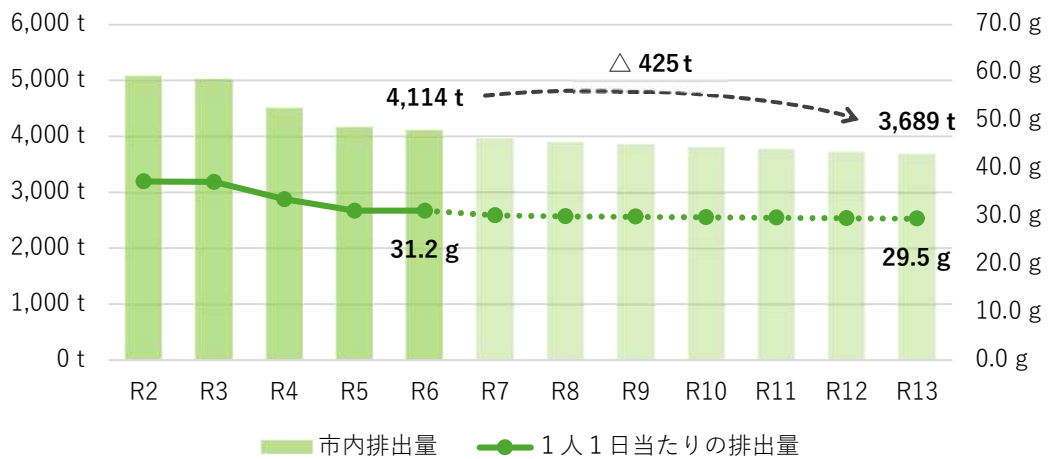


図 2 - 45 家庭系食品ロス排出量の目標

(5) 1人1日当たりのごみ焼却処理量

ごみ焼却処理量は、一般廃棄物のうち、直接焼却処理されるごみの量です。
(破碎など中間処理により生じた残渣の焼却量は含みません。)

1人1日当たりのごみ焼却処理量は、市年間ごみ焼却処理量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値です。

本市は、市民1人が1日に排出するごみ焼却処理量を令和13(2031)年度までに619g以下にする(令和6(2024)年度から27g減少させる)という目標を定めます。

表2-46 1人1日当たりのごみ焼却処理量目標

R6(2024)実績値		R13(2031)目標値	R12(2030)国・県の目標
646g	➡ △4.2%	619g	(国)約580g

令和13(2031)年度の目標に向けて定める令和9(2027)年度から令和12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表2-47 1人1日当たりのごみ焼却処理量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6比)	目標削減率 (R6比)
R9(2027)	634g	△12g	△1.9%
R10(2028)	630g	△16g	△2.5%
R11(2029)	626g	△20g	△3.1%
R12(2030)	622g	△24g	△3.7%
R13(2031)	619g	△27g	△4.2%

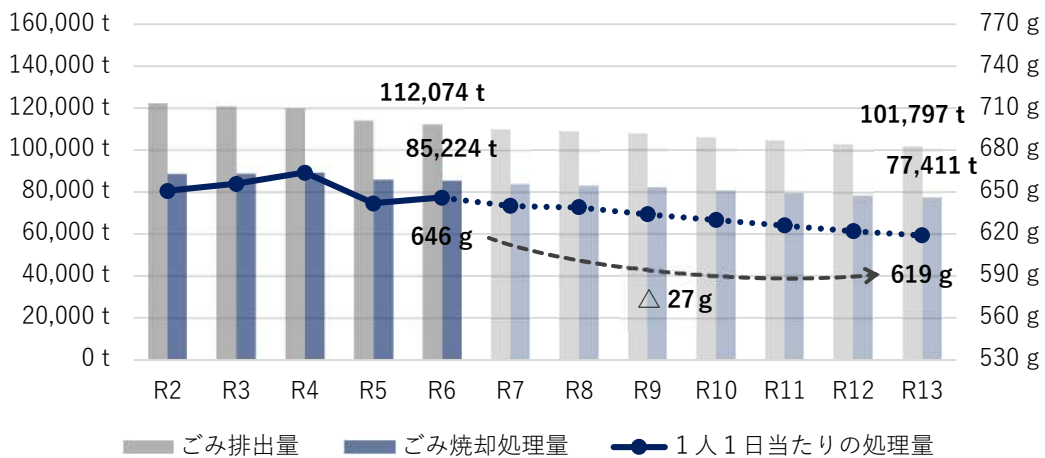


図2-46 ごみ焼却処理量の目標

(6) 最終処分量

最終処分量は、一般廃棄物やその焼却残渣等を年間に埋立処分する量です。

本市は、最終処分量を令和 13(2031)年度までに 1,450 t 以下にする（令和 6 (2024)年度から 82 t 減少させる）という目標を定めます。

表 2 - 48 最終処分量目標

R6(2024)実績値		R13(2031)目標値	R12(2030)国・県の目標
1,532t	→ △5.4%	1,450t	(国) R4 年度比 △ 5.0% (県) R5 年度比 △10.0%

令和 13(2031)年度の目標に向けて定める令和 9 (2027)年度から令和 12(2030)年度までの目標値は以下のとおりです。

表 2 - 49 最終処分量各年度目標

年	目標値	目標削減量 (R6 比)	目標削減率 (R6 比)
R9 (2027)	1,496 t	△ 36 t	△ 2.3 %
R10 (2028)	1,484 t	△ 48 t	△ 3.1 %
R11 (2029)	1,472 t	△ 60 t	△ 3.9 %
R12 (2030)	1,461 t	△ 71 t	△ 4.6 %
R13 (2031)	1,450 t	△ 82 t	△ 5.4 %

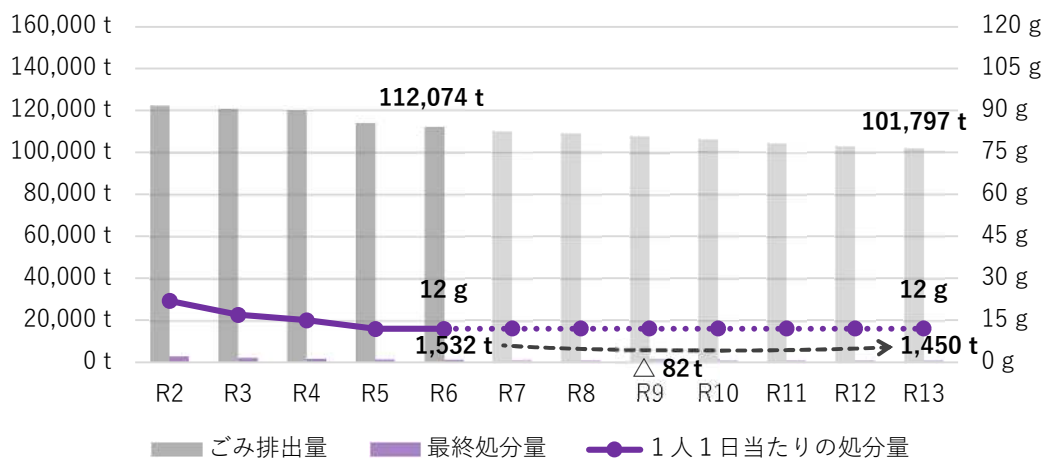


図 2 - 47 最終処分量の目標

第 3 部 生活排水処理基本計画

第1章 現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 長野市の水環境

長野市は、千曲川と犀川の2大河川を中心に、裾花川や聖川などが合流する豊かな水資源に恵まれています。これらの水資源は、市内の上水道水源や農業用水、水力発電など多方面から市民生活を支える重要な役割を担っています。市内の河川や水路等については、かつては生活排水による汚濁が課題となっていました。公共下水道等の整備が進んだことにより全体的に改善が進みました。今後も、豊かな水環境を維持・向上させるため継続的な取組が必要です。

(2) 生活排水処理の現状

本市における生活排水処理の状況は次表のとおりです。令和7(2025)年度末において、計画処理区域内人口357,781人のうち345,530人について適正な処理体制が図られており、普及率は96.6%に達しています。

公共下水道については昭和28(1953)年度から実施し、単独公共下水道の東部処理区と流域関連公共下水道の上流処理区・下流処理区で概ね整備が終わりました。

特定環境保全公共下水道事業については平成3(1991)年度から実施し、7処理区で供用を開始しており、農業集落排水事業についても平成3(1991)年度から実施し、21処理区で供用を開始しています。

合併処理浄化槽設置については、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の計画区域外において、上下水道局が維持管理する「戸別浄化槽（公共浄化槽）」と使用者が設置及び維持管理を行う「個人浄化槽」の2通りの方法で実施しています。

単独処理浄化槽については、し尿処理のみを行うもので、新たな設置は認められておらず、生活排水対策としては、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の処理区域では下水道に接続し、計画区域外では合併処理浄化槽に転換の必要があります。

以上のとおり、水洗化については、その地域の整備計画に応じて整備しています。

し尿・浄化槽汚泥の処理は、長野市衛生センター、千曲衛生センター（千曲衛生施設組合）及び須高衛生センター（須高行政事務組合）の各施設で処理しています。処理後に発生する汚泥は、長野市衛生センターでは民間処理

施設で、千曲衛生センターでは施設内で堆肥化して有効活用を図っています。

なお、し尿の収集運搬については、従前は地区により委託事業者と許可事業者で実施していましたが、平成 28(2016)年 10 月 1 日より全市委託制へと移行し、収集運搬体制の安定化を図りました。

生活排水の排出状況の推移（処理形態別人口）

単位：人

区分	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
1 計画処理区域内(行政区域内) 人口 (A)	369,652	366,591	363,343	360,540	357,781
2 水洗化・生活雑排水処理 人口 (B)	352,349	351,755	349,387	347,521	345,530
(1) 単独・流域関連下水道	327,844	327,506	325,410	323,801	322,304
(2) 特定環境保全公共下水道	12,033	12,056	11,900	11,755	11,498
(3) 農業集落排水施設	6,058	5,856	5,768	5,737	5,581
(4) 合併処理浄化槽	6,414	6,337	6,309	6,228	6,147
戸別浄化槽	2,561	2,516	2,505	2,442	2,378
個人浄化槽	2,184	2,167	2,156	2,145	2,134
下水道区域内個人設置	1,669	1,654	1,648	1,641	1,635
生活排水処理率※ (B/A)	95.3 %	96.0 %	96.2 %	96.4 %	96.6 %
3 水洗化・生活雑排水未処理 人口 (単独処理浄化槽)	868	839	800	759	715
4 非水洗化人口 (くみ取り)	16,435	13,997	13,156	12,260	11,536
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※ 計画処理区域内（行政区域内）人口(A)に占める水洗化・生活雑排水処理（下水道等を利用している）人口(B)の比率

(3) 生活排水処理率の推移

水洗化・生活雑排水処理人口はこれまで増加傾向にありましたが、前計画期間中は微増にとどまり、その伸びは鈍化しました。令和 7(2025)年には減少へと転じており、本計画期間中においても停滞または減少傾向で推移するものと予測されます。

単位：人

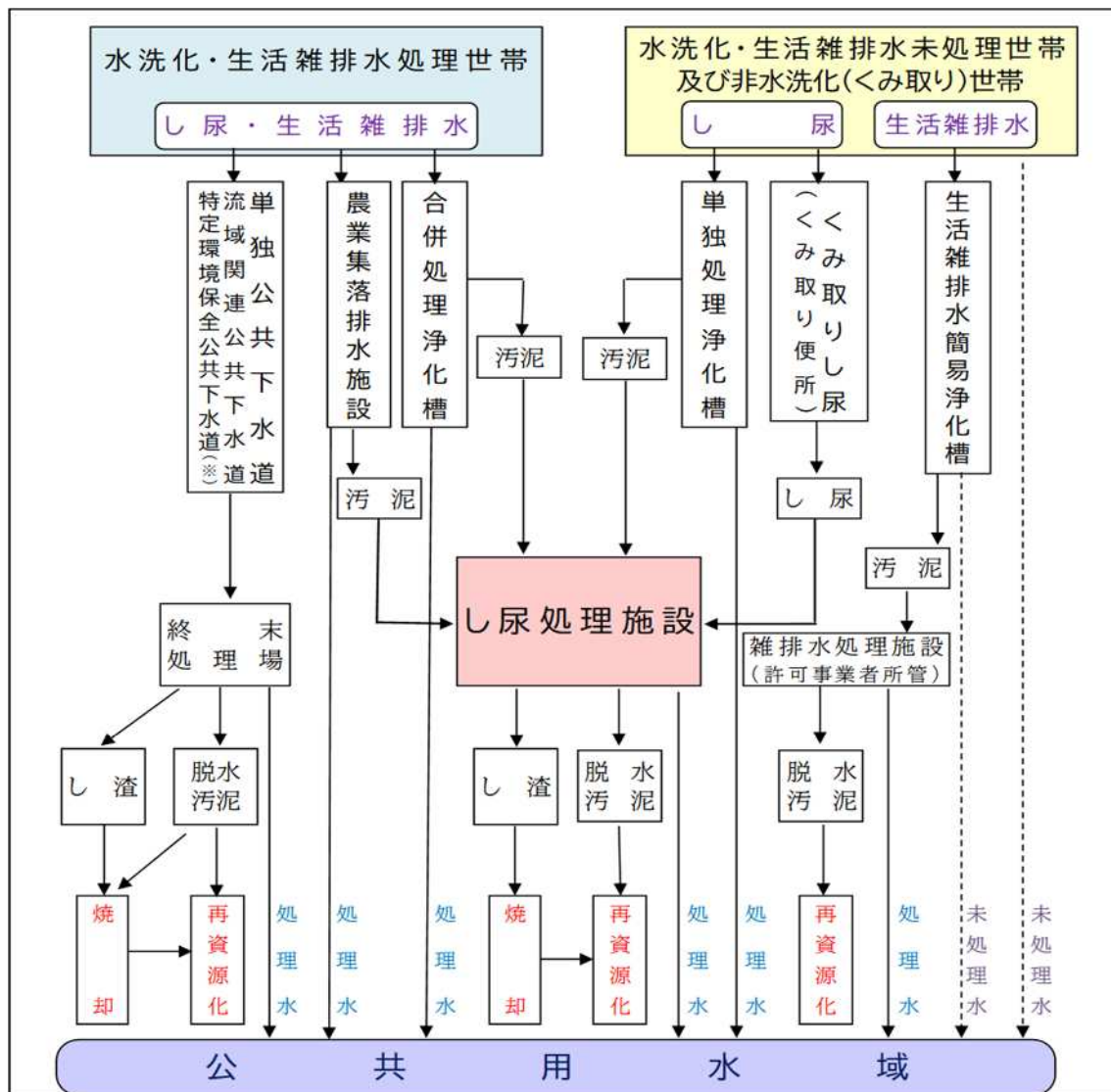
区分	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 7 (2025)
計画処理区域内(行政区域内)人口 (A)	384,284	382,141	372,080	357,781
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	327,415	352,672	353,451	345,530
生活排水処理率 (B/A)	85.2 %	92.3 %	95.0 %	96.6 %

(4) 生活排水の処理主体

各処理施設で対象となる生活排水及びその処理主体を下表に示します。

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体
公 共 下 水 道	単独公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野市
	流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野県
	特定環境保全 公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野市（飯綱処理区）
			長野県（下流処理区）
			長野市（戸隠高原処理区）
			長野市（豊岡処理区）
			長野市（鬼無里処理区）
			長野市（信州新町処理区）
長野市（中条処理区）			
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	長野市
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・長野市
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
生活雑排水簡易浄化槽(沈殿槽)		生活雑排水	個人等
し尿処理施設		し尿、合併・単独処理浄化槽 汚泥及び農業集落排水汚泥	長野市 千曲衛生施設組合 須高行政事務組合 許可事業者
雑排水処理施設		生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可事業者

(5) 生活排水の処理体系



※各処理施設汚泥の再資源化

・公共下水道終末処理場(単独・流域)	脱水汚泥 → 焼却灰 → セメント原料
・公共下水道終末処理場(※特環)	脱水汚泥 → セメント原料
・し尿処理施設(長野市衛生センター)	脱水汚泥 → 堆肥
・し尿処理施設(千曲衛生センター)	脱水汚泥 → 堆肥
・し尿処理施設(須高衛生センター)	前処理後、下水道終末処理場へ投入
・雑排水処理施設	脱水汚泥 → 堆肥

2 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道などの整備率と利用促進

本市の生活排水処理状況を事業区域別に、令和7(2025)年度末時点で計画区域内人口に対する処理人口の整備率を見ると、公共下水道などの集合処理では98.8%の整備に対し、合併処理浄化槽の個別処理では、55.5%の状況にあります。未処理の生活雑排水による河川の水質汚濁を防ぐため、集合処理区域内の未接続家屋への利用促進を図るとともに、計画区域外の合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

(2) 合併処理浄化槽等の適正な管理

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、適正な維持管理をすることではじめて能力を発揮できるので、個人浄化槽の設置者に対し、保守点検・清掃及び法定検査受検を定期的に行うよう指導や啓発に努めていく必要があります。

また、生活排水処理施設の整備が整うまでの暫定的な生活排水対策として設置した生活雑排水簡易浄化槽についても、水環境の保全のため、定期的な清掃が実施される必要があります。

(3) し尿収集運搬体制の維持

公共下水道等への未接続家屋が一部残るほか、イベント会場や工事現場の仮設トイレ、浄化槽汚泥等、し尿・汚泥等の収集運搬は今後も一定数見込まれるほか、災害時における収集体制の確保も必要となります。

一方で、下水道普及に伴う収集量の減少や、作業場所の散在化といった課題を抱えています。

し尿収集運搬体制を維持するため、事業継続が可能な収集運搬体制のあり方を検討する必要があります。

(4) し尿処理施設の運営

公共下水道等の普及及び人口減少により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少し、施設の負荷率が低下するとともに、相対的に浄化槽汚泥混入率が高まる傾向が今後続いていくと思われます。施設の定常運転を維持するためには、これらの実状に対応した施設運営をする必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

「人と自然が共生する」未来へつながる快適な水環境の保全を目指して

水は生活や産業を支える最重要の資源であり、良好な水環境の整備は、人々に潤いと豊かさをもたらす快適な生活環境に不可欠な大きな要素の一つです。

このため、私たち一人ひとりが適切な排水処理や無理のない節水に取り組み、水を大切にすることを意識を高めることが求められます。

本計画は、生活排水処理の課題を改善し、適切な処理の在り方と方向性を示すことで、「人と自然が共生する未来へつながる快適な水環境の保全」を目指すことを基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の整備、および尿・浄化槽汚泥の安定した収集処理体制の構築を目指し、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針1 公共下水道等への接続促進

市街地及び平坦地については単独及び流域関連公共下水道により、水質保全上特に必要な区域については特定環境保全公共下水道により、中山間地集落の集合排水が効率的とされる区域については農業集落排水事業により進められていた管路整備が概ね終了したことから、供用区域内の水洗化工事が速やかに行われるように、促進を図ります。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底

公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外については、戸別浄化槽又は個人浄化槽の設置啓発を行います。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理をすることではじめて能力を発揮できるので、個人浄化槽設置者には、維持管理の徹底について指導・勧告・助言を行います。

基本方針 3 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進

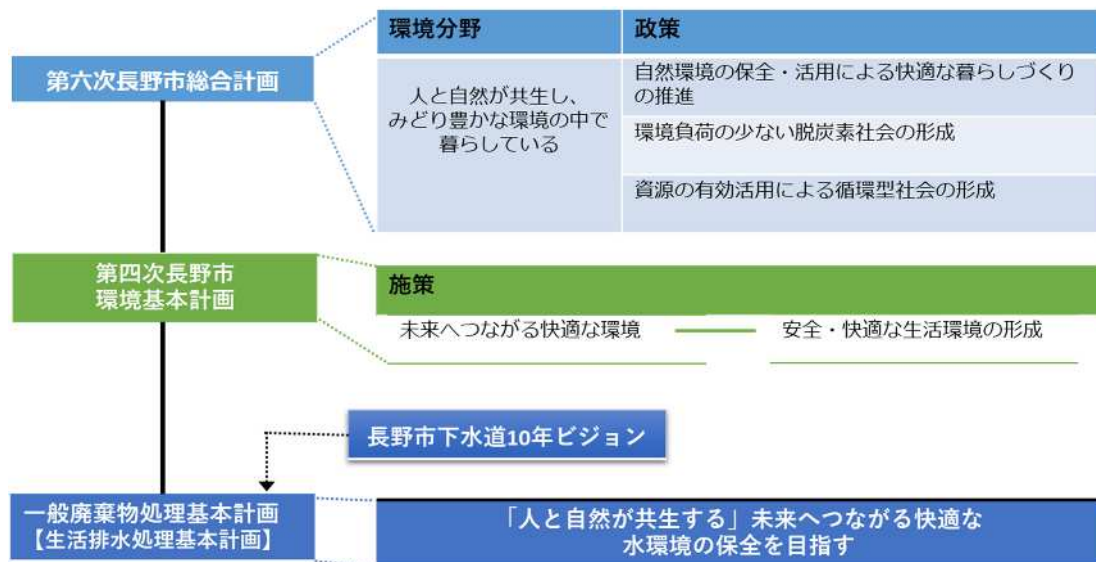
生活雑排水簡易浄化槽（沈殿槽）は、定期的な清掃を行わないとその効果が得られないため、汚泥抜き取り・清掃を利用者に啓発します。

基本方針 4 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営

公共下水道等の普及及び人口減少により、年々減少しているし尿・浄化槽汚泥について、処理量に見合った効率的な収集運搬体制の検討を進めるとともに、適正かつ安定的な処理施設の運営を行います。

(3) 上位計画との整合性

本計画は、上位計画である第六次長野市総合計画、第四次長野市環境基本計画及び長野市下水道 10 年ビジョンとの整合性を図ります。



2 処理量の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の見込み

計画目標年次における処理量の見込みを定めるため、生活排水処理形態別の人口を推計します。

① 生活排水処理率からみた見込み

単位：人

区分	基準年度 令和 7 年度 (2025)	目標年次 令和 13 年度 (2031)
1 計画処理区域内(行政区域内)人口 (A)	357,781	347,603
2 水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	345,530	337,214
(1) 単独・流域関連下水道	322,304	316,191
(2) 特定環境保全公共下水道	11,498	10,808
(3) 農業集落排水施設	5,581	4,913
(4) 合併処理浄化槽	6,147	5,302
戸別浄化槽	2,378	2,146
個人浄化槽	2,134	1,929
下水道区域内個人浄化槽	1,635	1,227
生活排水処理率※ (B/A)	96.6 %	97.0 %
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	715	606
4 非水洗化人口 (くみ取り)	11,536	9,783
5 計画処理区域外人口	0	0

② 公共下水道終末処理場以外のし尿処理施設における計画収集人口から
みた見込み

単位：人

区分	基準年度 令和 7 年度 (2025)	目標年次 令和 13 年度 (2031)
し尿処理施設 計画収集人口	23,979	20,604
し尿（くみ取り便所）	11,536	9,783
浄化槽（単独・合併・農業集落排水施設）	12,443	10,821

(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

公共下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も継続して減少していくものと見込まれます。

単位：kL

区分	基準年度 令和 7 年度 (2025)	目標年次 令和 13 年度 (2031)
計画年間処理量	25,521	21,774
し尿	14,977	12,657
浄化槽汚泥(※) (単独・合併・農業集落排水施設)	10,544	9,117
計画日平均処理量	69.9	59.7
し尿	41.0	34.7
浄化槽汚泥(単独・合併・農業集落排水施設)	28.9	25.0

し尿：令和 2 年度から令和 7 年度の実績により推計

浄化槽汚泥(※)：令和 7 年度実績値 ÷ 令和 7 年度計画収集人口 × 令和 13 年度計画収集人口により算出

※ 単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の発生量ごとに積算

3 市民の取組の指針及び市の施策

基本方針に基づき、SDGs の視点から該当するゴールを示し、市民の取組指針および市の施策を次のとおり定めます。



水・衛生



持続可能な都市



海洋資源

(1) 市民の取組の指針

- ・ 公共下水道等への接続、または浄化槽の設置による適切な水洗化に努めます。
- ・ 浄化槽からの生活排水の放流が河川の水質を悪化させないように、定期的な清掃に努めます。

(2) 市の施策

公共用水域における水質汚濁を低減し、持続可能な体制を維持するため次の施策を進めます。

ア 生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

- ・ 水洗化していない家庭及び事業所に対し、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の処理計画区域では下水道接続、計画区域外では浄化槽の設置について普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進します。
- ・ 炊事や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を行い、生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃を促します。

イ 浄化槽の適正管理の監視指導

- ・ 合併浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。並びに生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃を促します。

ウ し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬は、今後さらに収集量の減少が見込まれるほか、作業場所の散在化により、事業者の経営環境は厳しさを増すと予想されます。このような環境変化に対応し、適正な規模で収集運搬体制を維持していくため、委託料の見直しに向けて検討を進めていきます。

エ し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

- ・ 本市のし尿処理施設から発生する汚泥は、脱水後、堆肥化し活用されており、引き続き再資源化を進めます。

- ・ し尿等の性状及び年間処理量の推移を踏まえ、変化に対応した適切なし尿処理を実践するため、施設の維持管理を継続的に実施していきます。

オレンジ色の収集車 40 台に AED(自動
体外式除細動器)を搭載しています。
収集車の運転手は、AED の使用方法の講
習を受けているので、「もしも」のときは
声をかけてください。

ハッカー車怪獣
だいちゃん



長野市環境部生活環境課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 026-224-5035
FAX 026-224-8909
Mail seikatukankyo@city.nagano.lg.jp